

令和3年

# 第4回忠岡町議会定例会会議録

開会 令和3年12月9日

閉会 令和3年12月10日

忠岡町議会

令和3年 第4回忠岡町議会定例会会議録（第1日）

令和3年12月9日午前10時、第4回忠岡町議会定例会を忠岡町議会議事堂に招集した。

1. 出席議員は、次のとおりであります。

1番 和田 善臣議員	2番 河瀬 成利議員	3番 北村 孝議員
4番 小島みゆき議員	5番 二家本英生議員	6番 是枝 綾子議員
7番 松井 匡仁議員	8番 三宅 良矢議員	9番 前川 和也議員
10番 今奈良幸子議員	11番 勝元由佳子議員	12番 河野 隆子議員

1. 欠席議員は、次のとおりであります。

なし

1. 地方自治法第121条の規定により、本会議に出席を求めた者は、次のとおりであります。

町 長	杉原 健士	副 町 長	井上 智宏
教 育 長	富本 正昭	町長公室長	立花 武彦
町長公室次長兼企画人権課長		町長公室次長兼総務課長	南 智樹
	明松 隆雄	住民部長	谷野 栄二
健康福祉部長	泉元 喜則	産業まちづくり部長	村田 健次
教育部長	二重 幸生	教育部理事兼学校教育課長	
消 防 長	森下 孝之		石本 秀樹
消防次長	柏木 忠司		

(各課課長同席)

1. 本議会の職員は、次のとおりであります。

事務局長	柏原 憲一
主 査	酒井 宇紀

(会議の顛末)

議長 (和田 善臣議員)

おはようございます。

本日の出席議員は、全員出席でありますので、会議は、成立しております。

ただいまから、令和3年第4回忠岡町議会定例会を開会いたします。

議長 (和田 善臣議員)

これより、会議を開きます。

(「午前10時00分」開会)

議長 (和田 善臣議員)

本日の議事日程を事務局長より報告させます。

議会事務局 (柏原 憲一局長)

議長。

議長 (和田 善臣議員)

局長。

議会事務局 (柏原 憲一局長)

令和3年第4回忠岡町議会定例会議事日程 (第1日目) について、ご報告申し上げます。

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 一般質問

以上でございます。

議長 (和田 善臣議員)

第4回忠岡町議会定例会の招集に当たり、町長より挨拶の申出があります。

発言を許します。

町長 (杉原 健士町長)

議長。

議長 (和田 善臣議員)

町長。

町長 (杉原 健士町長)

皆さん、おはようございます。

ご案内のように、令和3年第4回忠岡町議会定例会の開会を招集いたしましたところ、

議員皆様方には公私何かとお忙しい中にもかかわらずご出席賜り、誠にありがとうございます。

さて、議員皆様も既にご存じのことと思われませんが、本町出身の藤本博史氏が日本球界のパリーグを代表する福岡ソフトバンクホークスの監督に来期より就任されることになりました。このコロナ禍にあって、本町に明るいニュースを届けてくれたことと本当に本町の誇りであり、町民の皆様喜びと希望を与えてくれたことと思います。今シーズンの成績は4位のBクラスになりましたが、来年は日本一を目指して頑張っていたと思います。そして、本町も陰ながら応援してまいりたいと思っておりますので、どうぞ皆様方もよろしくお願いたします。

また、今年も本町の子どもたちは、全国高校野球選手権大会出場初め様々なスポーツ大会に出場し、活躍され、好成績を残しております。子どもたちにはそれぞれの夢に向かって元気に、そして健やかに成長していただきたいと思っております。

また、準備中でありました西区ふれあい公園も、いよいよ今月21日にリニューアルオープンすることとなりました。当日は、簡単ではございますが、セレモニーを行う予定をしております。この公園には、子どもの遊具、そして高齢者向けの健康遊具もございますので、世代を越えた地域コミュニティの場になることを期待しているところであります。

本定例会には、職員の育児休業等に関する条例の一部改正や一般会計補正予算など議案を上程させていただいております。どうかご賛同、ご可決いただきますようお願い申し上げます。ご挨拶にかえさせていただきます。

本日はよろしくお願いたします。

議長（和田 善臣議員）

まず、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によりまして、10番・今奈良幸子議員、11番・勝元由佳子議員を指名いたします。

議長（和田 善臣議員）

次に、日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期、定例会の会期は、本日より12月17日までの9日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議なしと認めます。

よって、会期は、12月17日までの9日間と決定いたしました。

議長（和田 善臣議員）

日程第3 諸般の報告を行います。

監査委員 北村 孝議員より例月出納検査の結果報告の申出がありますので、発言を許します。北村議員。

監査委員（北村 孝議員）

おはようございます。例月出納検査についてご報告を申し上げます。

ここに、ご報告申し上げますのは、令和3年8月27日、9月28日及び10月28日に行いました内容で、帳簿等は、同年7月31日、8月31日及び9月30日現在であります。

検査については、前田成弘監査委員と従事し、一般会計、各特別会計及び下水道事業会計から提出された現金出納簿、公金収納状況、金融機関預金等については、その時点での確に執行されていることを確認し、また、関係諸帳簿、証拠書類も適正に記帳等されていることを確認いたしました。

なお、検査時における各会計別等現金高数値については、お手元に配布いたしました数値表のとおりでございます。

以上、地方自治法第235条の2第3項の規定により報告をいたします。

監査委員 北村 孝

議長（和田 善臣議員）

ここで、私のほうから2件ご報告いたします。

先日開催されました令和3年決算審査特別委員会の委員につきまして、令和3年10月19日付で松井匡仁議員より委員辞任の申出があり、即日辞任を許可いたしました。

また、同日付で松井匡仁議員に代わり三宅良矢議員を決算審査特別委員会委員に指名いたしましたので、報告させていただきます。

議長（和田 善臣議員）

次に、理事者より選任依頼のございました、廃棄物減量等審議会委員の選任について、さきの全員協議会で協議の上、選出されておりますので、結果を報告いたします。

三宅 良矢議員・ 河野 隆子議員

以上の2名が廃棄物減量等審議会委員に選出されておりますので、報告いたします。

議長（和田 善臣議員）

これで諸般の報告を終わります。

議長（和田 善臣議員）

日程第4 一般質問を行います。

通告の順序に従い、発言を許します。

まず初めに、三宅良矢議員の発言を許します。

8番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

令和3年12月議会一般質問をさせていただきます。

まずは、ふるさと納税の活用について質問させていただきます。

ふるさと納税寄附金額が年間約2億7,000万円を超えました。また、財政調整基金は約6億円弱となり、基金全体の積立ては合計10億円を超えております。ふるさと納税が見込めるようになってきたときに、そのときの公室長より、基金全体で大体五、六億円程度は積み立てたい。それから活用の検討段階へと移していきたいというようなこともお話しいただいておりました。昨年実績から考えても、約40%の返礼諸費用経費を差し引いても約1億5,000万円が使えることとなり、今後、このうちの半分は毎年活用していくべきで、その内容は1人でも多くの住民が実感できる形での内容にすることが理想ではないかと考えております。

まずは、ふるさと納税の使い道の方向性について忠岡町としてどのように考えているのか、加えて前述の私の質問に対する見解についてはどのように考えているのか、お答えください。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

ふるさと納税につきましては、昨年度決算において寄附額が約2億7,000万円と過去最高額となり、本町にとっては重要な財源となっております。

このような中で、例年、ふるさと納税による寄附金の使途について検討しており、令和2年度は公園遊具の更新に活用、また令和3年度から東忠岡認定こども園整備事業に活用させていただく予定としております。しかしながら、今年度は前年度と比べ寄附額が減少の見込みであり、将来的な予測は難しい状況となっております。

このため、寄附金の使途につきましては、経常的な経費となり得る事業ではなく、臨時的な事業に活用することを第一に検討しております。今後も本町の未来を思う寄附者の意思を尊重し、かつ住民がその恩恵を実感できるような事業に活用してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

8番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

先ほどのお答えにありました経常的経費事業ではなくて、臨時的な事業に活用することを第一にするという回答がございました。ただ、臨時的な財源に充てるということは、町財政の負担が相対的に軽くなり、相対的には経常的経費幅というのが増えるという循環が見込めるというもので、だからこそふるさと納税の活用をうたった発信というのが常日頃から必要なのかなと思っております。

寄附者の意思を尊重するのであって、第一順位は大概、物が欲しいということなんです。第二順位、第三順位には必ずそのまちで活用している、だからこういったことに使っているのか、そういったことが見えるようにしてほしい、そのような要望が結構あることは事実です。だからこそ、このようなことに使っているという発信が重要と考えるんですが、もう一度その辺りを踏まえてご回答いただけますでしょうか。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

寄附者の方には、住民の福祉に関する事業、公共施設の整備事業、その他の事業の3つの用途から使い道を選択していただき、まちづくりのために活用させていただいております。活用した事業につきましては、ホームページで公表をしているところでございます。

経常的な事業の実施につきましては、安定的な財源の確保が必要となってまいりますので、先ほども答弁させていただきましたが、今年度は前年度と比べ寄附額は減少の見込みであり、将来的な予測が難しい状況となっております。このため、寄附金の用途につきましては、経常的な経費となり得る事業ではなく、臨時的な事業に活用してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

8番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

減ってるからこそ、じゃあ役所としての企業努力という目線でどうするのかというのがないのがちょっと残念なところなんです。今で言うたら恒常的な部分にはできないということなので、それでも僕はこれは常に今後も言わさせていただかないといけないと思っ

ているんで、そのことを踏まえて、この次の質問に移らせてもらいます。

具体的なPRを踏まえて、ほかの市町村がやってないよなというようなことを踏まえて、使用用途について質問させていただきます。

1つ目です。制服購入費用助成ですが、本町内にあるこども園年少児、小学校入学、中学校入学時などにかかる制服購入ですね、年々やっぱり物価高等によって高くなってます。一律の現金給付なんかはできないでしょうか。対象者がどうしても多いと思われるかもしれませんが、毎年やはり子どもの数は年々減少してますので、今の状況でいえば400名弱、3万円だったら年間1,200万程度、これも将来的には支出予測はこれを超えることはないでしょうし、また町内の施設等に限定するなどすれば、公的機関が担う格差解消の再分配機能の役割を果たせるのではないかと思うんですが、いかがお考えでしょうか。

議長（和田 善臣議員）

二重部長。

教育部（二重 幸生部長）

議員ご提案の所得制限なしの制服購入費助成でございますが、現在も義務教育段階では経済的理由によりまして就学困難と認められる児童・生徒の保護者に対し、制服購入費も含んだ必要な支援を国の制度として行っております。

就学前の段階に対する支援につきましては、令和元年10月に国の幼児教育無償化が導入されましたが、その半年前の平成31年4月から町独自の子育て支援施策として、国の幼児教育無償化の範囲外である給食費助成を実施しているところであります。

しかしながら、就学前段階につきましては、義務教育とは違い、経済的理由により就園困難である幼児の保護者に対する国の制度としての支援はございませんので、限られた財源の中ではありますが、今後、その必要性も含め調査研究してまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

今後、東忠岡校区においてもこども園も開設することですし、忠岡校区におきましても、こども園の制服に関しては様々な疑義が飛び交っている状況やということはお理解いただいていると思います。就学援助にかからない基準が、忠岡では4人世帯で実質年間所得約270万円です。平均所得が400万円前半と考慮すると、ある程度の拡充も望みたいところです。子育て負担を社会全体で負担するというのであれば、その部分を含めて検討していただきたいと思うんですが、その部分を踏まえてまたご回答いただけないでしょうか。

議長（和田 善臣議員）



二重部長。

教育部（二重 幸生部長）

就学前の段階に対する支援につきましては、先ほども答弁しましたが、平成31年4月から町独自の子育て支援施策として、国の幼児教育無償化の範囲外である給食費助成を実施しているところであり、年間3,000万円程度の経費がかかっているところでございます。

なお、この給食費助成につきましては、全国的にも非常に珍しい制度であり、本町としましては非常に大きな子育て支援施策であると自負しておりますので、これ以上の支援ということにつきましては慎重にならざるを得ないと考えておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

8番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

ふるさと納税の、まあまあ今年が減ったというても、その収益割合からいけば1割ぐらいの支援で何とかなるレベルやと思うんで、その辺は例えば就園の基準を上げるとか、その辺のいろんな工夫で複合的にやっていけることかなと思うんで、その辺りも踏まえて、また今後もご検討いただきたいと思います。

続きまして、食の自立支援の部分に移らせていただきます。

忠岡町で行われています食の自立支援事業の対象者は、65歳以上であれば単身高齢者のみとなっております。1食当たり300円の自己負担に町からの補助がついてはいますが、サービスの提供の質を担保させる上で、いろんな企業さんに参入してもらうことで、町の予算に影響することなく対象者を増やせたりとか、人数を増やせたりすると思うんですけど、いかがでしょうか。

プラス、こういった形で一定の、ほんまにわずかな数%もいかへんような予算をつけるだけでも、対象年齢とか条件拡大できると思うんですけど、いかがでしょうか。

議長（和田 善臣議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

食の自立支援事業は、食事の調理が困難な在宅の高齢者等に対して、必要に応じて栄養のバランスと献立に配慮した食事を訪問により定期的に提供することで、食生活の改善と健康増進を図り、併せて安否の確認を行うことにより対象者の在宅生活を支援することを目的としております。

利用対象者は、町内に居住し、食事の調理に何らかの支障がある者で、かつ、定期的に

安否の確認を必要とするおおむね65歳以上の単身者、単身の重度障がい者、おおむね65歳以上の者、または重度障がい者のみの世帯に属する者等のいずれかに該当するものとしております。

本事業は、現状、地域支援事業交付金を利用し、地域資源を活用したネットワーク形成に資する事業の栄養改善が必要な高齢者に対し、地域の社会福祉法人等が実施している配食の支援を活用し、高齢者の状況を定期的に把握するとの要件に基づき実施しております。

配食を通して、見守り及び地域でのネットワーク形成に貢献でき、対象者が地域で自立した生活を送ることができるよう支援いただける地域資源が現行の法人しかありませんので、競争とは考えておりません。また、対象年齢や世帯条件の拡大することは、予算が増額することとなり、財政状況が厳しいため、現時点では考えておりませんので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

また、本事業のほか、和泉保健所でも地域高齢者等の健康支援を推進するため、管内の配食サービスのご紹介をしております。栄養素調整食や刻み食等の対応もごございますので、ご活用いただけたらと思っております。よろしくお願いいたします。

8番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

2点再質問させていただきますので、お答えください。

1点目です。地域資源が現行法人でしか対応できないということですが、ほかの市町村の事例を見ると、民間業者でも十分同じようなクオリティを果たしているところがあります。できないのではなく、できなくしているということではないのでしょうか。

2点目です。この質問をするきっかけなんですけど、80歳後半の夫婦が配食申請やおせちを断られたことに対する相談で入ったんです。いずれもお体が不自由で、支え合っているような状況で、このような家庭に手を差し伸べないというのであれば、この仕組み自体どうやねんと、こんなんやめてしまえばええんと違うかなと思えるぐらいな気持ちになりました。現行の制度が法人の手抜きではないかなということになってしまふんかなと思うんですが、このような制度は抜本的に見直すべきじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

議長（和田 善臣議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

まず、1点目でございます。町内の地域資源で当事業に対応できる事業者が現行法人以

外にございませんので、現行法人に委託をしているところでございます。

2点目です。申請の際には、窓口で、先ほど答弁させていただきました食事の調理に何らかの支障がある者などの食の自立支援事業の対象者の要件を確認させていただいております。調理ができないという申出があれば、訪問もさせていただき、生活状況の確認もさせていただいて決定しているところです。対象者の要件に沿って食の自立支援事業を行っているところですので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

8番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

もう1つ、先ほどの質問で、現行法人以外ございませんということなんで、要はクオリティーが同じことを満たせば、そこも参入の可能性もあるということですよね。仕組みの中に組み込んでいただけるということで。今、だからないから、うちの町でないんだと。じゃあ、あるんやったら、いやいや、それはいろいろ同じように、地域で分け合うのか、そういうようなやり方を分け合うのか分かんないですけど、その辺は多分判断やと思うんですけど、その辺は全然話は入っていけるということですよね。

議長（和田 善臣議員）

はい。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

先ほども申し上げたとおり、地域資源の中でそういった法人等がございましたら、私も考慮してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

8番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

すみません、次に3点目です。奨学金のほうに移らせていただきます。

コロナ禍におきまして、政府を中心に様々な支援が図られております。しかし、現役の稼働の単身者は、働いて稼げるやろうということで、なかなか公的保障の恩恵にあずかれるケースは少ないと思います。だが、実質賃金が上がらない中で、奨学金の返済が重荷となって、本業には内緒でアルバイトしなくてはいけなくなり、その結果、心身とも体調を崩しての離職に追い込まれるなどの社会的な問題も一定の割合で発生しています。

日本育英会の奨学金を例に出せば、利子さえ支払っておけば、元本返済猶予が結構長い期間、許可してくれるんですね。20年以内に返してくださいが原則なんですけど、3

0年、40年と延ばしてくれたりするんで、そういうような社会状況を考えると、例えば一定所得以下であれば、10年間の奨学金の利子分を支援するとか、様々な仕組みを導入することで、現役世代のほんとに今頑張っている方の活躍を応援する姿勢を忠岡町として見せることはできないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（和田 善臣議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

奨学金の返済が困難な方につきましては、日本学生支援機構の貸与型奨学金では、経済的な理由などにより返還困難となっている方について、毎月の返還額を減額する減額返還制度や、一定期間、返還期限を延期する返還期限猶予制度があり、活用することで延滞に陥ることのないよう取り組んでおられます。また、同機構では、奨学金の貸与、給付及び返還に対する相談窓口も行っております。

これらの手続を行った上で、なお奨学金の返済が困難ということになりますと、そもそも生活が困難な状況も考えられますので、そのような状況の方には、生活困窮者自立支援制度に基づき対応を行ってまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

底に落ちないといけないというレベルの話の回答なのかなというふうにしか取れないので、ちょっと残念なんですけど、500万円、利子つきで、大体大学、フルで借りたとして、月三、四万、20年間の返済を続けていかななくてはいけないという形が通例です。大体、日本全体の大卒平均手取りが17万円前後、それ以下のところもありますけど、親元で暮らすなどしなければ、相対的な貧困生活ラインに一発で突入してしまうんですね。つまり、間違えることがない人生ラインにいきなりさらされるんですね、今の時代の人って。大学全体の奨学金の延滞・滞納率は全体で1.3%というのが出てます、データとして。少ないと見る方も多いと思いますけど、機構に各種相談などを行った方で、なおこの割合を考えれば、私は高い数字かなと思っております。対象者などの所得や返済状況などを限定した中で行えば、さほどトータルそんなに高い負担にはなっていないと思うんですけど、もう一度お答えいただけないでしょうか。お答えください。

議長（和田 善臣議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

奨学金を借りれば、必ず返済をしなくてはなりません。その返済のことも考慮に入れて、借り入れするときには借り入れてると思っております。当然、学校を卒業すれば、返

済を第一にしてその後の生活設計を立てていただいていると思いますけれども、それでもなお一人暮らしで手取り17万円前後の方が困窮しているという状況であれば、家計の立て直しをアドバイスさせていただきますので、よろしく願いいたします。

8番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

そういうようなアドバイスに対応できるようなプロがいるんですかね、忠岡町に、相談しますと言うて。そんな状況ですよ、ほぼ。ここに来るとなったら。そんなんにしっかりと、聞くだけじゃなくて、しっかりと立て直す、長期的な視点を持った、対応できて相談できるような人が忠岡にいるんですか。

議長（和田 善臣議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

生活困窮者自立支援制度の中に、家計改善支援事業として位置づけられておりますので、忠岡町といたしましては、岸和田子ども家庭センターでそういった事業を担っていただいておりますので、岸和田子ども家庭センターで行うこととなっております。

8番（三宅 良矢議員）

もう3回目ですね、分かりました。議長。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

ただ、何の資格を持って、どういうぐらいのことを言うてくれるのかな、対応してくれるのかなというのは、そこはまた興味があるところで、また別の機会で聞きます。

続きまして、ウオータースタンドについてです。

前からちょっと、ちょこちょこご質問させてもらってるんですけど、ウオータースタンドを設置して、今、大阪でもペットボトルのフリー運動へ参加するかしらないかということなんですが、全体で取り組もうという契機でもあるんで、町内施設にそれぞれ1台ずつでも設置できへんかなと。冷温水機能つきで大体1台月額5,000円ぐらいのメンテナンス料含みなんで、まあまあ町内でいっても年間50万もいかへんかなと思ってます。ペットボトルの減量政策にもつながっていくと思うんですけど、いかがでしょうか。

議長（和田 善臣議員）

二重部長。

教育部（二重 幸生部長）

議員ご提案の各施設へのウォータースタンドの設置についてでございますが、過去におきましてですね、小学校、中学校にはウォータークーラーというものを設置していたことでもございましたが、平成8年にですね、近隣市におきましてO-157による集団食中毒が発生し、死者も出たことから、保護者からの強い要望によりまして撤去したという経緯がございます。

現下のコロナ禍におきまして、各施設にウォータースタンドを設置することにつきましては、不特定多数が利用し、ましてや口に入れるものを提供する機器であることから、保護者や利用者から拒否的な反応が出てくることは想像に難くありません。

また、そのような機器を設置するとなりますと、当然のことながら接触部分の消毒など新たな作業が発生することから、非常に難しいと言わざるを得ません。

なお、これまでもですね、就学前施設並びに義務教育施設におきましては、衛生面はもちろんのこと、エコ活動の一環としても、水筒の持参を指導しているところでございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

8番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

答弁の中で保護者や利用者などからの拒否反応が想像に難くないということなんですが、現に実施、推進しているところは、何か大阪府を初め参加している自治体は、そんな市民の声とか、そういう状況を見無視して、何か強硬的にこういう活動をやっているんだということになるんですかね。

議長（和田 善臣議員）

二重部長。

教育部（二重 幸生部長）

現在のコロナ禍におきまして、就学前施設や小・中学校で過ごす児童・生徒の生活の状況につきましては、保護者の方々も非常に敏感になっているのは事実でございます。実際、昨年の学校再開の際には、給食の在り方につきまして様々なご意見を頂いたところでございます。そういったことから、やはり口に入れる、体に入れるものに対しては、ほかの事柄以上に敏感になっているものと考えてところでございます。

繰り返しになりますが、幼稚園、保育所、小学校、中学校におきましては、従前より水筒の持参を指導していることから、ペットボトルの減量対策につきましては推進できているというふうに考えておりますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

今の質問と全然違うことをまた繰り返してるだけなんで、何と云うたらいいんですかね、質問に対してどのように考えているのかというのをここで問いただすというのも嫌なんで、あまり聞かないですけど、僕の言うてる質問に対して全く触れてもないし、全く答えても、かすってもくれてないじゃないですか。そういうやり方って、理事者の態度の在り方としてどうかと、僕、正直思うんですよ。僕自身は、皆様が出されてくる議案等に関しては真摯に向き合ってると思うし、そこの論点ははずしてないと思ってます。ただ、そのようなことをされると、今後そういうことを手段として、政治的な手法として組み込まざるを得ないときが出てくる、多用化してくるようなことがあるかもしれません。そういうことはちょっとやめていただきたいと僕は思いますんで。ただ、時間も時間なんで、この後ちょっと質問を次に移らせていただきます。

次に、企業誘致の減免についてです。ふるさと納税から終わらして、次に企業誘致の減免です。

企業誘致を行い、各種税減免や助成金を行う自治体があります。しかし、恩恵にあずかる期間を過ぎますと、より条件のいいところに移って、誘致に費やす自治体のコストが全く見合っていないというところで、そういったことから撤退するところも出てきています。

そこで、企業誘致や大規模施設更新を行う際に、税減免をその年だけ行うのではなく、10年から20年と置き換えて分割で減免を行う、例えばですけど、初年度免税・実質0円とか、そういったような独自の戦略を行うことはできないでしょうか。

そうすれば、長期的に例えば減免を行うのであれば、初っぱなで出ていかれるとか、例えばそれを当てにして減収が、いきなり1年目だけ大きく減るようなことはないと思うんですが、忠岡の予算に対しても比較的大きな影響は出てこないと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（和田 善臣議員）

村田部長。

産業まちづくり部（村田 健次部長）

企業誘致につきましては、重要な課題であると認識いたしております。

議員お示しの1億円規模の税の減免を20年分割で減免するような企業誘致策については考えておりません。また、省スペースで起業できるいわゆるベンチャー企業等につきましては、設立時は多額な税額が発生しないものと考えておりますので、減免ではなく補助金対応を行いたいと考えております。

現状では、起業・創業支援補助金がございますが、より効果的な制度設計を検討してまいりますと考えておりますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

これから予算に向けていろいろ検討される時期やと思うんですけど、これはもう要望になるんですが、じゃあどういった企業にどういった形で入ってきてほしいのかという、要は選ばれる町でいいのか、別に自然発生的にこの辺ある程度、まあ田舎でもないのでもうその辺は置いとこうやという方針なのか、その辺、軸がしっかりしないと、僕らも意見を言えないし、結局こういうことをずうっと回っていただけやと思いますので、その辺の部分で踏まえて、予算編成に向けて、予算だけじゃないと思うんで、仕組みの話やと思うんで、またご検討いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に行きまして、不用額の在り方についてご質問させていただきます。

不用額が毎年出ていることは、一見すれば支出が抑えられたということで、僕も行政におったんで分かるんですけど、行政的な視点でいえば、よく評価されるべきことになってしまいうんですが、項目によって住民からすれば、それはサービスを実施してくれなかったのではないかということになることもあります。住民から見える、感じ取れる項目の執行において不用額が出るということは、我々の立場からすれば、大きなマイナス評価と、議会がチェックするという立場からすれば、マイナス評価としても捉えることもあると思います。今後はそのようなサービスについては、年度末までの予算執行状況が見えてくるのであれば、柔軟に依頼の数を増やすなどして対応すべきであると思うんですが、いかがでしょうか。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

予算不用額が生じる原因としましては、効率的な予算執行による経費削減のほか、予算編成時の想定と社会状況などの実情が合わず生じたものなどが挙げられます。予算の執行においては、財政状況が良好とは言えない状況の中、単年度だけではなく長期的な財政運営の視点に立ち、事業の実施については費用対効果を考え、適正に執行するよう全庁的に周知しているところでございます。

今後も持続可能なまちづくりのため、無駄を省き、適正な予算の執行に努めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

前の決算のときでもちょっと言わせていただいた部分もあるので、ご理解いただいていると思いますが、例えばなんですけど、除草作業で予算が25%余ってますと。不用額が出



ましたと。ただ、忠岡の町なかを見れば、コンクリの狭間から草木が生えて、砂がさつき道路でも、道路端とか排水路とかにちょっと入れれば、すぐにたまって、もう排水の機能を果たしてないとか、そういったまちの景観とか、あとそういう排水機能とか、そういったトータルで考えたら、予算執行が適切なのかなというのは疑義を覚えます。それでも余らせるようなことが良い評価であるという考え方は変えていくべきじゃないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

財政運営につきましては、将来負担など長期的な視点に立ち、各課からの予算要求に対し適正に査定を行い、予算配当することが健全な財政運営を実施していく上で重要であると考えております。不用額は、議会の議決を頂いた予算を各課が事業を実施する中で、無駄を省き、費用対効果も考え、適正に執行することで生じたものでございます。

持続可能なまちづくりのため、予算の執行につきましては引き続き適正に執行してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

あとは、細かい各課の項目ごとになると思うんで、それはまた機会を見て意見をさせていただくんで、その辺は柔軟にお答えをいただいて、住民から見るサービスとは何ぞやというところも、またご意見を酌んでいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

最後に、質問いきます。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員、答弁をもって終わりますので。

8番（三宅 良矢議員）

はい、結構です。最後です。施設利用率の向上について質問いたします。

ふれあいホールなどの利用料を支払い使用する施設に関して、特に規模が大きくなればなるほど利用率が、特に平日を中心に低くなる傾向にあると思います。今後は、利用率を向上させる、公的な機関なので利用率が僕は高いほうが良いと思ってます。施設の申込みのタイミングとか、直近になればなるほど、例えばですけど、利用料が3割から9割引かれて、今週末にちょっと会議しようかとかいうて、ちょっと30人ぐらいやから広いところないかな。ああ、3時間2,000円、3,000円で借りれるんやったらいいやんと

か、そういうような形で、ちょっとでも何か住民のそういうような還元につながるような仕組みというものを導入できないかなと思うんですが、いかがお考えでしょうか。

議長（和田 善臣議員）

二重部長。

教育部（二重 幸生部長）

民間のホテルや旅館などにおいて、予約が埋まっていない部屋を格安で提供することで稼働率を上げるなどの営業努力をしていること、また、消費者の側でも、利用料金を安くするためそのようなキャンペーンを活用するといったニーズが一定あることは理解しております。

しかしながら、ふれあいホールなどの公共施設に関しましては、借りる側も事前に計画を立て、行事の周知期間を一定程度取った上で開催するというのが通常の流れであり、そのため6か月前からの予約を可能としているところでございます。

議員ご提案の直近に予約を入れるほど利用料が割り引かれるような制度を導入したとしても、今申し上げた施設としての性質を考慮した場合、利用される方は少ないと考えるところであります。

実際、ふれあいホールが開設されてから二十数年が経過しておりますが、行事の直近で借りるような団体は皆無であります。また、直近での予約があった場合は、職員体制の確保等の課題もあることから、現時点においては導入する意向はございませんので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

以上で、三宅良矢議員の一般質問を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

次に、今奈良幸子議員の発言を許します。

10番（今奈良幸子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

今奈良議員。

10番（今奈良幸子議員）

大阪維新の会の今奈良幸子です。議長のお許しを頂きましたので、それでは質問にまいります。

町で行われている講座についてお尋ねいたします。

忠岡町では、文化会館、児童館、保健センターなどいろいろな場所で講座や教室などが催されています。11月に開催された男女共同参画講座「SDGsのジェンダー平等って何」、並びに子育て親サロン「男の子と女の子の育て方の違い」という2つの講座に私自

身が参加いたしました。初めて知る情報が多く、広い知見を得られた一方、両講座とも参加者は意識の高い女性のみで占めており、裏を返せば男性の参加数はいずれも0人でした。開催日時が平日の日中であることを鑑みると、働き盛りのサラリーマンが参加することは有休を取らない限り不可能であると察します。

これら2つの講座は、国が定めるジェンダーの考え方からしても、女性のみが参加するという点で本当によいのか、社会全体で解決するテーマであるのではないか。言い換えると、男性の参加を促進する取組が必要であるのではと考えております。

一方、今回の講座は、毎月発行されている広報紙やホームページで参加案内がされておりました。町民全員が広報紙を閲覧しているとは言い切れない中、告知を行う別の方法を考えることも一案です。

例えば、講座参加締め切りの数日前に、忠岡町の公式LINEで情報発信したり、ホームページのトップ画面に募集中の講座案内を目につきやすいように掲載するなどです。また、サラリーマンの男性に情報を届けるために、例えば講座を土・日に開催すること、平日に開催した講座を録画した動画を、参加しやすい日時にふれあいホールで上映する、アーカイブ動画のリンクを載せたQRコードを次の月の広報紙に掲載するなど、これまでと違った施策を促進すべく、ITツールを積極的に活用しながら、町民に気づきや情報を与える取組を推進していくべきではないでしょうか。

講座を開催することが目的ではなく、課題を共有し、解決策を町民みんなで模索していくための仕掛けを、職員が中心となりPDCAサイクルを回しながら能動的に考えていくことが、老若男女が暮らしやすいまちづくりにつながります。その辺り、町としてのお考えをお聞かせいただけませんかでしょうか。

議長（和田 善臣議員）

二重部長。

教育部（二重 幸生部長）

私のほうから、まずPDCAサイクル等のことで答弁させていただきます。

文化会館、児童館などで実施している単発講座につきましては、毎回必ず参加者にアンケートをお願いしており、次の講座を開催するに当たっての参考とさせていただいているところでございます。このアンケートにつきましては、講座の先生にもフィードバックをし、先生の参考としても活用させていただいてるところでございます。

また、開催日が平日だけであるということでございますが、児童館で毎月第3木曜日に実施しております子育て親サロンにつきましては、年に1回、夏休み前後ですが、土曜日に開催しているところでございます。しかしながら、ここ数年の参加者数としましては、平日の半分以下というふうになっているのが実情でございます。土・日の開催となりますと、講師の先生との調整や職員の配置などの課題もあることから、引き続き参加者の状況を注視してまいりたいと考えております。

議員お示しのP D C Aサイクルを活用しながら、今後も受講者のニーズに合った講座の実施に向け努めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

今奈良議員。

10番（今奈良幸子議員）

ありがとうございます。ぜひ住民が有益かつ実践的な情報を得ることで、より良い生活を送ることもつながり、ひいては忠岡町のさらなる繁栄にもつながりますので、引き続きご協力のほどよろしくお願いいたします。

次に、子育て親サロンについて質問いたします。

今、スクールソーシャルワーカーの資格を有するファシリテーターが1名、スクールカウンセラーの資格を有するファシリテーター1名の計2名が、交代でサロンと個別相談会を行っております。両名とも適した資質を有する方のため、的確な助言をされていると聞いております。より高いアウトプットを出すには、ファシリテーターが学校の様子を生で知り、連携をとることで、個々に適切なアドバイスが可能になります。それには担当が異なる課同士の連携が必須となると考えます。住民目線の施策を実行するためには、課ごとに連動することよりも、いわば課の横串を通すような取組を促進することが求められます。ほかの市町村では、何でも課のようなセクションを設け、組織の横串を通すことに成功している自治体もあります。学校での事案は市町村に全数共有が義務づけられていませんが、より良い教育を提供するためには全ての情報がつながるようにしたいと考えます。その辺りのお考えをお話してください。

教育部（二重 幸生部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

二重部長。

教育部（二重 幸生部長）

先ほど議員仰せの本町児童館で毎月第3木曜日に実施しております子育て親サロンにつきましては、幼稚園、保育所、小学校、中学校の子どもを持つ親を対象に、子育てについてみんなで一緒に考えるというコンセプトの下、講師2名にお願いをしているところでございます。また、講座終了後に個別の相談にも対応していただいております。

それとは別に、小学校、中学校におきましては、スクールカウンセラーを各学校に配置し、児童・生徒はもちろんのこと、保護者や教職員からの相談にも対応していただいております。

議員お示しのそれぞれの情報の共有化ということですが、相談内容に関する個人情報第三者提供となりますと、情報そのものが非常にセンシティブなものでございまして、個人情報保護の観点から難しいものと考えているところでございます。

各課の連携につきましては、教育委員会としましては日頃から横の連携を大事にしており、課の垣根を越え、各種施策の推進をしているところでございます。また、児童虐待やDVなどの問題が起こった場合は、福祉部や公室など部を越えた連携を図っているところでもありますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

今奈良議員。

10番（今奈良幸子議員）

ありがとうございます。しっかりと連携を取っていただき、子育てしやすいまちづくりに努めていただきたいと思います。

本来ならば、次に子ども、教育、健康福祉についてを取り上げ、質問させていただこうかと考えておりましたが、前述と相互に関連します情報発信においてを先に取り上げさせていただきたいのですが、問題はございませんでしょうか。

議長（和田 善臣議員）

はい、どうぞ。

10番（今奈良幸子議員）

それでは、順番を入れ替えさせていただきます。なお、題目である「情報発信において」は、「情報発信について」に訂正をお願いいたします。

前回の一般質問でお聞きした内容も含まれておりますが、別の角度から質問いたします。

町からの情報発信の主なツールやコンテンツは、広報紙、ホームページ、LINEなど様々あり、年齢層や用途ごとに伝え方や情報の発信方法を最適化する必要があるように考えております。原稿の作成はどのように行っているのか、進められているのか、教えてください。

町長公室（明松 隆雄次長兼企画人権課長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

はい。

町長公室（明松 隆雄次長兼企画人権課長）

情報発信の情報の収集といいますか、記事の掲載等につきまして、特に広報についてというところかなと考えてございます。具体的な形となりますが、現行、広報紙は当課が作成します特集記事、それと定例的な記事、その他お知らせ等の記事で成り立っております。

基本的には、原稿は各課より提出されるもの、府や関係機関から掲載の依頼があるもの、また原課、担当課でございますが、こちらで作成するものがございます。おおむね月初に原稿提出を各課に依頼し、締め切り、20日前後に校正の後、当月最終の平日に皆様

のお手元にお配りすることとなっております。

議長（和田 善臣議員）

今奈良議員。

10番（今奈良幸子議員）

原稿の確認作業である校正に想像以上のお時間がかかっているということを改めて知ることとなりました。各課から提出された原稿ですが、広報担当課で修正せずに掲載するのか、それとも企画人権課で加筆や修正などされるのか、教えていただけますでしょうか。

議長（和田 善臣議員）

明松次長。

町長公室（明松 隆雄次長兼企画人権課長）

企画人権課で作成いたします特集などの記事や写真でございますが、それを除きまして、原則各課から原稿を頂き、字句の統一や文言の一部訂正を変更することはございますが、基本的には各課の原稿をもって充てているところでございます。

なお、広報紙、スペースには限りがございますので、大幅な修正がある場合は、各課と相談させていただくこともありますが、制度や規則の場合、正確を期するという意味から、どうしても字句が主となる場合もございますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

今奈良議員。

10番（今奈良幸子議員）

企画人権課の要望ではなく、各課ごとの思いで作成されているということですね。最近では、懐かしい写真を掲載しての特集記事など家族で楽しめる記事もあって、工夫も感じられます。ただ、講座や募集記事については、町民が参加したらどのような成果があるのか、つまりゴールがイメージできるような掲載の工夫がより必要だと思います。各課が原稿を出すときに、思いが伝わるような工夫をしていただけないでしょうか。

議長（和田 善臣議員）

明松次長。

町長公室（明松 隆雄次長兼企画人権課長）

講座や募集につきましては、見出しもそうですが、その中身が具体的にイメージができるよう、例えば毎年開催している講座等ですと、昨年実施した講座の募集の写真ですね、様子、そのようなものを併せて掲載するなども考えられるのではないかと思います。いずれにしても、限られた紙面で全てについてとはまいりませんが、原稿提出の段階で住民皆様に参加してほしいと、いただきたいという思いが伝わるような原稿作成につきまして、改めて各課に伝えてまいりたいと考えてございますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

今奈良議員。

10番（今奈良幸子議員）

ありがとうございます。何をすることも目的を持って行っているかと思えます。その目的が伝わること、イメージができたときに、町民は講座や教室に参加したいと感じるのではないのでしょうか。ぜひ前向きな対応をよろしくお願いいたします。

続いての項目、「こども・教育・健康・福祉について」にまいります。

①子ども食堂について質問いたします。忠岡町の考えとして、心温まる食事の提供を通じて、子どもたちの健やかな成長を支えるとともに、誰もが気軽に入れて、地域の人と触れ合い、豊かな人間性や社会性を身につけることができる場所、それが子ども食堂ですと挙げられています。

現行、忠岡町において15歳までの子どもたちが補助適用対象となっておりますが、コロナ禍の中、アルバイト等が十分できず生計を立てられていない学生が一定数います。子ども食堂を今、本当に困っている学生の居場所として考えるのであれば、義務教育を卒業した高校生や大学生を含めた原則22歳まで参加を許可してもよいのではないかと考えております。

一方で、運用ルールは厳格化すべきです。例えば、利用時には親が予約する、もしくは学生証の提示を義務化するといった方法が挙げられます。子どもの居場所づくりという観点において、本当に困っている子どもたちにより良い幸せを感じられる取組につながると考えておりますが、年齢の引上げ、その辺りのお考えはいかがでしょうか。

議長（和田 善臣議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

子ども食堂につきましては、平成30年度よりボランティア団体において1か所で実施していただいておりますが、今年度より、コロナ禍であるにもかかわらず3団体において新たに実施していただく運びとなり、今月より4団体で実施することとなっております。町といたしましては、地域における子どもの居場所として子ども食堂に取り組む団体に対して、運営等に係る費用の一部を補助しております。

議員仰せの利用可能年齢の拡充につきましては、運営費補助交付要綱上、現在は中学生までの利用となっております。今後、利用年齢の拡充につきましては、他団体の状況を調査研究し対応してまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

今奈良議員。

10番（今奈良幸子議員）

義務教育が終わってからの子どもがSOSを出せる場、SOSをキャッチする場が少な

いという問題に直面しています。せめて18歳までの子どもたちを対象にしていただけたらと思います。ご検討のほどよろしく願いいたします。

続きまして、第6次忠岡町総合計画に挙げられている2番の切れ目のない子育て支援についてお尋ねいたします。

21世紀に入り、はや20年が過ぎました。家族の形として核家族、小家族がより進行しております。かつては、自分やパートナーの両親から発信されていた子育ての情報伝達がなくなっています。子育てに対し知識やノウハウがないため、不安を抱えている母親の数は増加傾向にあります。子育てには正解はありません。産後鬱やマタニティブルーについての知識があれば、肯定的に考えることができます。行政として、子育てイコール学ぶものであり、未知なので知っておこうねということを伝えていく必要があります。

文部科学省のホームページに家庭教育手帳があります。乳幼児編、小学生編など年齢によって分かれています。いずれにしても得られるものは大きいです。一方で、手帳の存在を知っている方は、多くはないことでしょう。安心して子育てができる環境整備の一端を担うために、行政として周知を行っていただきたい。また、子育てに役立つ情報を積極的に渡してあげる仕組みと仕掛けを施してもらいたいと考えています。

切れ目のない子育て支援の実現に向け、今、どのようなことに取り組み、3年後、5年後を見据えた課題を達成するために必要なこととお話しいただけませんか。

議長（和田 善臣議員）

二重部長。

教育部（二重 幸生部長）

議員お示しの家庭教育手帳につきましては、平成22年に文部科学省が作成したもので、文部科学省のホームページに掲載されているところでございます。つきましては、本町のホームページからもリンクを張らせていただいて、広く周知をさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

今奈良議員。

10番（今奈良幸子議員）

ありがとうございます。「ドキドキ子育て 家庭教育手帳乳幼児編」に、子育ては母親の仕事と思っているお父さんは要注意。話せば分かるとは限らないが、話さなければもっと分からないなどが書かれている「家庭とは」があります。ぜひ家族で共有していただきたいと思います。

隣の泉大津市では、文部科学省が応援している地域で家庭を支える家庭教育支援チームを設置し、保護者等への学びの場の提供、アウトリーチ型家庭教育支援、具体的には家庭訪問型支援、小学校配置型支援、親の会の開催、サポーター会議を開催されています。本町ではこのようなチームを設置していますか。していない場合は、設置を推進していくの



か、現時点のお考えを教えてください。

議長（和田 善臣議員）

二重部長。

教育部（二重 幸生部長）

議員お示しの文部科学省が応援しております家庭教育支援チームにつきましては、地域ごとに様々な形態があるというふうに認識しております。近隣では泉大津市にも設置されていることから確認をさせていただきましたが、泉大津市の場合は、繊維業の衰退により工場跡地が住宅地変わったことで、他地域から住民が大量に流入してきたことにより人間関係が希薄となり、子育てに悩みや不安を抱える保護者が増加したことなど地域的な事情が大きいことから、訪問型アウトリーチ支援という形態をとっていると伺っております。

しかしながら、本町におきましては、狭隘な町域という特徴を生かし、29人もの民生委員さんが地域に根差した活動を通して見守りをしてくださっております。地域の情報収集につきましては、民生委員さんを初め学校や要対協などとも連携を図りながら、問題の早期発見、早期解決につながるような体制づくりをこれまでも実践してきているところでございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

今奈良議員。

10番（今奈良幸子議員）

家庭教育支援チームの設置は考えていないが、民生委員の方々、学校、要対協ともしっかりと連携を取られているということですね。家庭教育の大切さを訴えながら、家庭教育が安心して行われる人的環境、物的環境づくりに努めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

続きまして、3番の居場所づくりについてに移ります。

コロナ禍になり、居場所づくり、すなわちコミュニティづくりに対し需要が高まっています。これまでは、高齢の方が病院に行く目的の1つに会話を楽しむことが挙げられているという話を耳にしたことがあります。今やその機会すら減少傾向にあり、高齢者の精神的な孤立が心配されます。どの世代であっても、人と関われる機会の減少により心のストレスを感じている方々も増加傾向であります。高齢者はもとより、子どもや働き盛りの大人、みんなが集える空間の提供を行政が主導になり推進していくことが必要ではないでしょうか。

先日、多くの方々にご協力いただきまして、文化会館にて子ども食堂を開催することができました。ありがとうございました。そのときに1階のスペースが広く、時々、絵が展示されていることがありますが、もっとうまく活用できるのではないかと。また、会議室、茶室、講習室、料理室、軽運動室などいろいろな用途に合わせて使えるお部屋があり、駐

車場も文化会館前にあるので、異年齢の交流の場をつくりやすいのではないかと感じました。今後、文化会館の活用として、誰でも集える居場所をつくっていくというお考えはありませんでしょうか。

議長（和田 善臣議員）

二重部長。

教育部（二重 幸生部長）

議員お示しの居場所づくりにつきましては、1つ目は場所の確保というのが必要でございます。2つ目には、何のためにそこに集まるのかという意義の観点がございます。それら2つが相まって居場所づくりというものが創造されるというふうに考えてございます。

多様化する価値観に個々に対応するというのは非常に難しいところではございますが、そもそも集える場所がないということに関しましては、これまでもご意見として頂いているところでございますので、まずは行政として場所の提供を行いたいというふうに考えてございます。場所があれば、あとは集まる意義につきましては、あくまでも参加者が主体的に考えるものでございまして、強制はできないというふうに考えてございます。

場所を提供することで、少しでも地域のコミュニティの場として1人でも多くの方が集えるようになれば幸いですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（和田 善臣議員）

今奈良議員。

10番（今奈良幸子議員）

ありがとうございます。いろいろな世代の人と交流することで多様性について考え、それを受け入れることにもつながります。一昔前の村社会のような、みんなが気をつかわずに声を掛け合い、存在を確認し合うような温かいまちづくりを実現してまいりたいと考えております。そのためにも、心のよりどころとなる居場所づくりが必要です。居場所づくり、それは人とつながることで心のケアにもつながっていきます。心が満たされ、心が豊かになってくると捉え方が変わってくるので、考え方も変わってきます。住民の皆様が安心・安全な生活が送れるよう前向きなご検討をよろしくお願ひいたします。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

議長（和田 善臣議員）

以上で、今奈良幸子議員の一般質問を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

次に、河瀬成利議員の発言を許します。

2番（河瀬 成利議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河瀬議員。

2番（河瀬 成利議員）

呈祥会・大阪維新の会の河瀬です。議長のお許しを頂き、質問させていただきます。

まず1つ目は、忠岡町における戦後レジームからの脱却についての観点から、本町の道徳教育、英語教育について質問させていただきます。

戦後レジームとは、第二次世界大戦後に出来上がった日本の体制や制度であり、今の日本の基本的枠組みの中で、時代の変化に対応できていないものについては見直しを行っていくこととあります。戦後体制の中で憲法ができ、教育基本法がつくられたわけですが、現在の社会情勢は戦後の教育により確立された部分があることは明白です。そういうことから、背景の1つにいじめ問題が大きな社会問題になったこともあります。2018年度から小学校で、2019年度から中学校で道徳が特別の教科として行われるようになったことは、グローバル社会の中で子どもたちの資質、能力を確実に育成していくということにおいて非常に良かったのではないかと考えております。

20年後、30年後、将来の国や地域を担う子どもたちであり、この子どもたちがいかに育成されるかによって国や地域の未来が決まっていきます。このような中で重要になってくるのが、基礎自治体の教育に対する問題認識です。

まず、先ほど触れました道徳教育についてお伺いいたします。私も2人の小学生の孫を見ていますと、道徳については学校だけでなく、まずは家庭での取組、それから地域での取組も非常に大事であると思いますが、学校での道徳の取組については、道徳が特別の教科として行われるようになる以前は、道徳の時間が他の学習活動に転用されているようなことも聞いたことがあります。道徳教育はいじめ問題やSNSなどが普及する現代において、自立した1人の人間として、人生を他者と共により良く生きる人格の完成を目指すものであり、教育の根本に据えられるべきものであると思います。

現在、小・中学校で特別の教科として道徳が行われておりますが、本町小・中学校での取組状況や評価方法、また子どもたちの成長の様子などについて、これまでと比べてどのような感じであるか、答弁願います。

議長（和田 善臣議員）

石本理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

議員お示しのとおり、昭和32年から実施されてきました道徳の時間が、小学校では平成30年度から、中学校では平成31年度から特別の教科「道徳」に変わり、教科としての位置づけがなされたところです。

教科化が図られたことにより、文部科学省の検定を通過した教科書を採択、使用することと、評価を行うことの2点が従前と異なるところであります。また、これまで同様に特別の教科「道徳」では、週1時間を時間割に設定し、計画的、系統的に年間35時間、教

科書を使用した学習を進めております。

これまでも本町では道德の時間を含めた道德教育に前向きに取り組んでまいりましたが、特別の教科「道德」の授業では、教科書の教材に対する意見交流を図るなど、これまで以上に考えを深める活動に取り組んでおります。

議員お尋ねの評価方法に関しましては、数値で評価するのではなく、道德の授業を通して子どもたちがいかに成長したか、良い点を褒め、さらなる成長を励ましていく文章による評価を行うこととなっております。特別の教科「道德」の導入以降、子どもたちはこれまで以上に授業中に主体的に意見交流を行っております。

議長（和田 善臣議員）

河瀬議員。

2番（河瀬 成利議員）

評価については、良い点は褒めるなど文章による評価をきっちりと行っていただきであり、また、道德を特別の教科として導入後において、これまで以上に授業において主体的に意見交流がされている、活発になったということなので、教科化された効果があったというふうに感じました。

道德については、いじめの未然防止につながることも、引き続き子どもたちが自分のこととして意見交流をしながら成長していけるような取組をよろしくお願いします。

2点目の質問に入ります。道德を学ぶ中には、他の人との関わりや他の集団、社会との関わりに関することはもちろん大事なことです。自分自身に関すること、自分の生き方について考えを深めるようなことも重要であると思います。特に自分自身に関することと言えば、日本の子どもたちの自己肯定感、自分に対する肯定的な意識ですね、は諸外国に比べると低いと聞きます。

平成27年、独立行政法人国立青少年教育振興機構が調査した「高校生の生活と意識に関する調査」の中で、「私は人並みの能力がある」との問いに、「とてもそう思う」、「まあそう思う」と回答した日本の高校生の割合は55.7%です。アメリカ、米国の高校生の割合は88.5%、中国の高校生に至っては90.6%、韓国の高校生の割合は67.8%で、日本の高校生の自己肯定感は低いという調査結果が出ておりました。

青少年教育振興機構が実施された他の調査を見ると、日本の子どもたちについても、学年が上がるごとに自己肯定感について肯定的な回答が減少しているという調査結果が出ておりました。謙虚さや国民性などから低く考えるところもあるので、自己肯定感が低いことは必ずしも悪いことではありませんが、これからの時代、自分の可能性に挑戦していくためにも自己肯定感というのは大事であると思います。

本町の小・中学生の自己肯定感やチャレンジ精神など、自分自身に関することの状況について、全国と比較してどのような状況か。また、現状から今後どのように取り組んで指導、改善していくのか、答弁願います。

議長（和田 善臣議員）

石本理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

議員ご質問の本町小・中学生の自己肯定感やチャレンジ精神など自分自身に関するものの状況についてでございますが、本年度実施されました全国学力学習状況調査の児童・生徒アンケートにおきまして、自己肯定感や自己有用感を問う項目がございました。

「自分には良いところがあると思う」という自己肯定感に関する設問につきましては、「当てはまる」、「どちらかといえば当てはまる」の肯定的回答が、全国の平均と比較すると、中学校ではほぼ横ばい、小学校においてはやや下回る結果となっております。しかし、経年変化を見ますと、小・中学校とも数値は上昇傾向にあり、これまでの道徳の取組の成果であると分析しております。

また、「人の役に立つ人間になりたいと思う」という自己有用感に関する設問につきましては、肯定的回答が小学校では大阪府の平均、全国の平均を上回り、中学校では大阪府、全国の平均とほぼ同じで、小・中学校ともに大きく上昇してきております。

今後、子どもたちの自己肯定感をさらに高めるために、引き続き特別の教科「道徳」を要として、学校行事等様々な教育活動の中で、子どもたち一人一人が活躍できる場を設け、認め合える集団づくりを進めてまいります。

なお、今年度、忠岡中学校におきましては、国の道徳教育推進事業の研究指定を受け、府内14校の指定校の1つとして道徳教育の推進に積極的に努めているところでございます。ご理解のほどお願い申し上げます。

2番（河瀬 成利議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河瀬議員。

2番（河瀬 成利議員）

自己肯定感については、小学校では全国を少し下回るが、小・中ともに年々上昇傾向にあり、自己有用感については小・中学校ともに大きく上昇もしてきているということからも、先ほども述べましたが、道徳の取組の成果であると思います。

自己肯定感やチャレンジ精神、自己実現といったことについては、道徳の時間だけでなく、体育祭や課外授業などの行事といいますか、特別活動の機会を通じて身につけていくように思いますが、コロナ禍でこういう行事が行われていない、また実施形態がこれまでと違った形で実施されていますが、その辺りの影響ですね、こういうところはどのようにお考えでしょうか。

議長（和田 善臣議員）

石本理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

議員お示しのとおり、体験活動を通じて豊かな心の育成を図ることは大変有意義なものであり、これまでも行ってきたところでございます。現下のコロナ禍により、学校現場におきましては、学校行事において時間の短縮や内容を変更する等、重点化することで補う努力をしているところでございます。ご理解のほどお願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

河瀬議員。

2番（河瀬 成利議員）

忠岡町の子どもたちがこれから未来を切り開いて、それぞれの場面場面で頑張っていると感じたいと思っておりますが、そのためにも学校教育活動の全体の中で、また中心とした道徳教育に取り組んでいただきますようお願いいたします。

私ごとであるんですが、毎朝、子どもパトロールというところでパトロールしておりますですね、小学校の生徒にこちらから「おはよう」と言いますと、向こうは「おはよう」と返ってきます。これはあかなんと思っ、「おはようございます」と言いましたら、向こうも「おはようございます」と返すと。この辺の道徳というのは、挨拶から始まるというふうに思いますので、その辺のところを重々にこれからも生かして、教育のほうをよろしく願います。

続きまして、英語教育について質問したいと思います。

英語教育についても、戦後の教育体制の見直しという側面もあると思っておりますが、他の国では母国語以外に英語を話せる国もあるようですが、日本では英語教育が行われていく中、なかなか話せるという状況ではございません。英語を学ぶことで他の文化を理解することにつながりますが、やはり英語を話せる、英語でコミュニケーションがとれるようになってほしいと思っております。

今、1階のほうに掲示されている多くの方々ですね。アメリカメジャーリーグで活躍されている前田選手とか、柔道の正木先生、花人の赤井さんや、先ほど町長もおっしゃってました今回、プロ野球ソフトバンクの監督に就任された藤本博史さん、日本一小さなまちですが、たくさんの本町出身の方が多方面で活躍されていると。

藤本博史さんにつきましては、あまり皆さんピンと来てないのかなと思っておりますが、私も町長も一緒に野球、忠岡中学で野球部をやっておりまして、そこの2つ下の後輩さんであるんですが、ソフトバンク監督、12球団の中の1人の一軍の監督というのはなかなかできることではないと思っております。私もこのことに関しては誇りに思っておりますので、皆さん応援してあげたらいいと思っておりますので、よろしく願います。

今後もこれまで以上に多くの子どもたちが自分の可能性に挑戦し、いろいろな場面で活躍、頑張ることのできる人材を育てていくためにも、先ほどの道徳教育と同様に英語教育の取組が大変大事であると考えます。

英語教育については、2020年度から小学校3・4年生で外国語活動、5・6年生では外国語という教科として実施されているようですが、中学校のように英語専門の指導先生がおられない。また、失礼ですが、英語があまり苦手な先生もおられるかもわからない状況の中で、どのように取り組まれているのか、本町の状況について答弁願います。

議長（和田 善臣議員）

石本理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

小学校において、令和2年度に新学習指導要領が完全実施され、3・4年生において週1時間、年間35時間の外国語活動を、5・6年生においては週2時間、年間70時間、検定教科書を使用して、教科として外国語を学習しております。

本町におきましては、町単費により英語を母国語としている外国青年語学指導員（ALT）を、府内の他市町村と比較しても相当早い段階から配置し、活用してまいりました。現在では、ALTが小学校3・4年生と中学校3年生の授業において、教員とのチームティーチングによる授業を実施しております。

また、教科化された小学校5・6年生の外国語では、中学校の英語科教員を両小学校に派遣し、担任とのチームティーチングによる、より専門的な授業を実施しております。

今後も世界に羽ばたく子どもの育成を目指した英語教育の充実に努めてまいります。

2番（河瀬 成利議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河瀬議員。

2番（河瀬 成利議員）

ありがとうございます。小学校においては、専門の外国青年語学指導員や中学校の英語の先生を派遣していただいているということで、引き続き取組を続けていただきたいと思いますが、小学校での取組が進んだことで、中学校の英語について、特に中学1年生の授業などで何か変化が見られたことがあるのでしょうか。

また、中学校の英語については、文法などの知識を覚えることが中心になっていると思いますが、やはり少しでも英語を通じてコミュニケーションがとれるといいですか、自己表現ができるようになってもらえたらと思うんですが、その辺のところをいかがお考えでしょうか、答弁願います。

議長（和田 善臣議員）

石本理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

これまでも英語に限らず、小学校から中学校に進学するに当たり、例えば算数から数学に変わる等、教科の専門性が上がり、既に不得意意識を持っていたりする現状もございま

した。小学校英語が開始されるに伴いまして、そういった不得意意識を持つことがないよう、小中連携によるスムーズな接続を図られるよう進めてまいります。

なお、これまでも中学1年生の英語の授業につきましては、大阪府の加配教員を活用してクラスを2分割したきめ細やかな習熟度別授業を実施しておりますが、よりきめ細やかな指導に努めてまいります。

また、中学校におきましては、今年度から新学習指導要領が完全実施されまして、聞くこと、読むこと、話すこと、書くことをバランス良く指導するとともに、議員お示しのとおり、実際のコミュニケーションにおいて活用できる技能を身につけられるよう、授業の中で伝え合う活動の充実を図るなど授業改善を推進しているところでございます。

2番（河瀬 成利議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河瀬議員。

2番（河瀬 成利議員）

英語については、早い時期から学ぶほうが身につけやすいと思いますが、本町が独自で行っていた就学前の英語についての取組については、小学校との連携ということから今後どのように考えておられるか。また、独自で英語検定受験料の補助を行っていると思いますが、その成果等について答弁願います。

議長（和田 善臣議員）

石本理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

まず、早期の語学教育につきましては賛否両論があり、効果のほどは未知数でございますので、まずは母語の確立が何よりも重要であると考えているところでございます。なお、様々な国の文化等に触れる国際理解教育につきましては、現在も小・中学校において実施しているところでございますので、就学前につきましても今後どんな手法があるのかを、また調査研究のほうをしてまいりたいと考えております。

次に、本町が学校外で実施しております英語教育推進事業としまして、新学習指導要領により新たに位置づけられた小学校3年生からの外国語活動へのスムーズに接続することを目的に、小学校低学年を対象としたネイティブ講師による英語レッスンを実施しております。しかしながら、現下の新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり、昨年度に引き続き今年度も残念ながら中止となっております。

また、同じく英語教育推進事業の一環として本町が独自で実施しております英語検定受験料の補助につきましては、忠岡中学生だけでなく町内在住の中学生、高校生、専門学校生、大学生に広く周知されてきているところもあり、多くの方に補助制度を活用していただいているところです。本年度の第1回及び第2回英検につきましては、忠岡中学生によ



る3級合格率は70%を超え、中には高校卒業程度の2級に合格する生徒も出てまいりました。

今後子どもたちが英語への興味、関心を高め、英語を学ぼうとする意欲の向上につながるよう取り組んでまいりますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

2番（河瀬 成利議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河瀬議員。

2番（河瀬 成利議員）

英語について、義務教育以外の部分についてですね、特に英語検定の受験料補助についての対象も拡大し、また、中学生については英検2級の合格者も出てきているということですね。そして、引き続き子どもたちの自ら英語検定試験を受験しようということについて支援していったらいいと思います。

それと、就学前における取組については、早期教育をお願いするものではありませんが、実際、小さな子どもたちが外国人と接する機会もないとも思います。以前、就学前教育、新しい東地区こども園についての質問で、子どもたちは遊びを通じていろいろなことについて身につけることの答弁がありましたが、新しいこども園等において外国の方と触れ合う、英語に触れる機会をつくることはできないでしょうか。魅力あるまちづくりをするということからも重要ではないかと思うんですが、その辺のところどのようにお考えでしょうか、答弁願います。

議長（和田 善臣議員）

石本理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

議員お示しのとおり、違いを認め合う教育の観点からも、現在、小学校のほうでも、先ほど議員おっしゃられたように、様々な国の文化に触れたりということもいたしておりますので、就学前につきましても、また今後そのような、どんな手法があるのかを調査研究のほうを進めさせていただきたいと思いますので、ご理解のほどお願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

河瀬議員。

2番（河瀬 成利議員）

我々の時代は、英語の授業というのは「ジス・イズ・ア・ペン」から始まりまして、スピーキングということに関しましては全く、その当時というのは文法から学ぶということで、初めから拒絶、私もあまり勉強はできなかったほうなので、拒絶してしまったように思いますが、やはり難しいと思いますが、中学校を出て、外国人と少しのコミュニケーションで話せるような形の教育というんですか、そういうのを行っていただければ、「忠岡

町の中学校を出たらちょっとぐらい英語話しよるで」と、そういうふうになってもらったら、「アイ・ラブ・忠岡」ということで皆さん頑張っていただけだと思います。

外国人と接するときはですね、やはり挨拶から始まっていくと思いますので、今、コロナ禍で外国人の方があまり日本の国へ来られないということですが、コロナ以前は大阪のミナミとかアウトレットとか、見る限り外国人だらけということを感じました。やはり英語、中国の方もたくさんおられるんですけども、大事だと思いますので、その辺の英語の授業ですね。

それともう1つは、道徳、これはいじめ問題とか今出てきておまして、こういう、たまたかれたら痛いとかいう問題ではないと思います。やはり挨拶とか礼儀ですね。これを言ったらあかんとか、礼儀というのを結構教えていただければ、教育上、本人も向上していくのではないかなと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で私の質問を終わります。

議長（和田 善臣議員）

以上で、河瀬成利議員の一般質問を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

次に、松井匡仁議員の発言を許します。

7番（松井 匡仁議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

松井議員。

7番（松井 匡仁議員）

おはようございます。無所属の会、松井です。一般質問を行います。よろしく願いいたします。

先々月の話になりますが、私は、視覚に障害を持つ方とお話をする機会がありました。きっかけはめいっ子さんからのお電話で、「おばが苦しんでいるので助けてあげてほしい」との内容でした。後日、ご自宅へお伺いいたしますと、視覚に障がいをお持ちの方がお1人で暮らしておられました。さらに、お話をお伺いいたしますと、その方は1人でお仕事をし、生計を立てられておりましたが、コロナの影響でお客さんが減り、苦しい生活を余儀なくされておりました。

「今までに実施された政府の持続化給付金やコロナ助成金などは受けられましたか」とお伺いいたしますと、「全く受けておりません」とのご返事でした。視覚に障がいを持つ皆さんにとっては、生きていく上でこんなに大事な情報も届いておらず、サポートもできていませんでした。本当に申し訳ない気持ちでいっぱいになりました。

そこで、質問をいたします。忠岡町内には、現在35名の視覚に障がいをお持ちの方が

暮らしておられます。うち、1級障がいをお持ちの方が15名、2級障がいをお持ちの方が11名と、1級と2級で26名もの重度の視覚障がいをお持ちの方がお住まいになられてます。また、厚生労働省によりますと、視覚に障がいをお持ちの方の7割が65歳以上と発表されております。

現在、忠岡町では、月に一度の広報ただおかとホームページでの広報を行っておりますが、視覚に障がいをお持ちの方に向けてほかに情報を発信できる方法はありませんでしょうか。

また、忠岡町社会福祉協議会では、広報ただおかの朗読CDを作成してくださっております。しかし、そのCDを作成していただいている情報そのものが、視覚障がい者の方に伝わっておりません。社協も、忠岡町に視覚障がい者協会が設立されていないため、名簿がないんです。皆さんに連絡を取れない状況にあります。ここは忠岡町が社協と協力して、広報朗読CDを視覚障がい者の皆さんへ届けるべきであると考えますが、いかがでしょうか。答弁よろしく願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

明松次長。

町長公室（明松 隆雄次長兼企画人権課長）

先ほど議員が申されましたように、これまで社会福祉協議会の朗読サークルの皆様による声の広報事業といたしまして、広報紙の主な内容につきましてテープやCDで録音されまして、社会福祉協議会、あるいは図書館に配架し、貸出し、あるいはご希望の方に郵送するなどがされてまいりました。しかしながら、議員が申されましたとおり、このような仕組みがあることについて、これまで広報紙等も含めて十分にお伝えできていなかったものと考えてございます。

今後に対しましては、定期的に広報紙にも掲載いたしまして、視覚障がい者の皆様をサポートする住民の方にも知っていただく中、視覚障がいの方々に必要な情報、町の様子等につきましてお知らせしてまいりたいと、このように考えてございます。

また、先ほどございましたホームページにつきましては、アクセシビリティ、このようなものに沿ったものであれば、視覚障がい者の方、パソコンを持ってございます。このような方がお持ちの読み上げソフトで正確に音読されますので、今後につきましては、このアクセシビリティに沿ったホームページ作成ということも視野に置きまして検討してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

広報紙は忠岡町の大事な情報を掲載しているものであり、内容をきちんとお届けできるよう取り組んでいく必要がございます。第4次忠岡町障がい者計画において、基本目標の

1つとして生活支援の充実を挙げており、視覚障がい者の方を含め、身体障害者手帳の交付の際には、町で作成しております福祉の手引きを用い、各種制度のご案内をしており、声の広報のことも掲載しております。

声の広報につきましては、視覚障がい者の方にとっては重要な情報源ですので、必要か否かの確認を電話にて改めて行い、必要という申出があった方に、社会福祉協議会と協力し、声の広報を配布してまいりたいと考えております。

今後においても、手帳の新規申請があったときや、等級変更があったときには改めて周知させていただきます。また、再生機器をお持ちでない方に対しましては、日常生活用具給付等事業がございますので、対象となる方については併せてご案内をさせていただきます。

議長（和田 善臣議員）

松井議員。

7番（松井 匡仁議員）

明松次長、ホームページの読み上げ機能をつけてくれるんですかね。違うんですか。その辺がちょっとあれやったんですけれど、そうやってやっていただけるんなら、本当に素晴らしい試みやと思います。よろしく願いいたします。期待しております。

で、泉元部長、すみません、確認をさせてください。今の答弁の中で、まずは役場が障がい者の皆さんに連絡を取ってくれて、朗読CDが必要かどうかの確認をしていただけると。その上で、そのときに同じCDプレーヤーも必要かどうかを聞いてくれると。そして、2回目以降の朗読CDは、忠岡町と社協さんが協力をして、今度は社協さんから直接必要な方に郵送していただくという流れでよろしいでしょうか。

議長（和田 善臣議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

今おっしゃったとおりさせていただきますので、よろしく願いいたします。

7番（松井 匡仁議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

松井議員。

7番（松井 匡仁議員）

ありがとうございます。来月号には、3回目のワクチン接種の申込み方法など、多分ですが、大切な情報が掲載されると思いますので、できるだけ早い段階で実施していただきますようお願いいたします。

それと、もう1点、社協で朗読CDを作成していただいている際ですね、広報ただおかの内容を忠実に読み上げていただいております。しかし、広報ただおかの情報はですね、紙

面の都合上、各省庁などからのお知らせ、これをですね、仕方ないんですけれども、要約して掲載しております。視覚に障がいを持つ皆さんに対してお配りする朗読CDですので、重要な内容については、少し広報のほうで補足の説明を入れてあげていただきたいのですが、いかがでしょうか。

町長公室（明松 隆雄次長兼企画人権課長）

朗読の内容でございますが、これにつきましては長年の経験に基づいて、ボランティアの皆様が視覚障がいの方の立場に立って作ってこられております。ただ、議員申されましたとおり、内容は多岐にわたっておりますので、町といたしまして、例えばコロナの件、あるいはほかの健康の件、権利の件につきましては、今後、広報の担当から声の作成ボランティアの皆様へ、事前に町としてこの点だけはお伝えをお願いしたいというような形で、一定指示書と言うたらあれなんですけども、そのようなものを提示しまして、声の広報の録音までにお届けするようにいたしたいと考えてございますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

松井議員。

7番（松井 匡仁議員）

ありがとうございます。よろしく願いいたします。それでは、次の質問に移らせていただきます。

国・府・市町村への申請や届出の件です。このほとんどがですね、申請書への記入、現在、記入となっております。現在は国や府への申請はウェブサイトへの直接入力というのがちょっとずつ増えてきております。しかし、どちらも視覚に障害をお持ちの方にとっては、サポートなしでは困難な手続となっております。これ、記入にしましても、枠は見えてらっしゃるんです。しかし、その上に何を書いてええかの文字が小さ過ぎて、ほとんどの方が見えない。ですから、ここは名前ですよ、ここはご住所ですよと言うてあげれば、自分の名前や住所は書けるんです。ですから、やっぱり1人ではどうしても書けない方が多い。ですので、サポートが必要となってるんですね。

そこで、庁舎内にですね、視覚障がい者の方専用の申請窓口、電話でも構わないんですけれども、設置していただきたいと。省庁や各課にとらわれず、全ての手続のサポートを1か所で行えるようにしていただきたいと考えておりますが、いかがでしょうか、答弁よろしく願いします。

議長（和田 善臣議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

視覚障害者の方のみに特化した窓口の設置につきましては、今の窓口業務の中では、窓口の数やスペースを考えますと、困難な状況と思います。しかし、役場のどこかの窓口に

来て、必要な支援や手続に来られた場合、お越しいただいている部署に職員が出向き、対応することは現在も行っております。各担当課の窓口でないと対応できないこともございますので、その場合は移動していただかないといけなくなりますが、できる範囲の中で適切な支援、手続が受けられるよう、各課と連携を取り対応してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

7番（松井 匡仁議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

松井議員。

7番（松井 匡仁議員）

ありがとうございます。今まではですね、国や府の申請もほとんどが各市町村が窓口になってましたので、忠岡町の各課の皆さんの支援で手続が行えてたんですけども、このコロナというのが出てきまして、国や府への申請がウェブページ上で、もう個人で自分で申し込んでくださいという直接入力に変わってきたというのがあるんです。視覚に障がいをお持ちの方もですね、中には上手にパソコンをお使いになれる方もいらっしゃいます。いらっしゃいますけれども、先ほど厚生労働省の調査結果を言いましたように、やっぱり65歳以上の方が70%ぐらいいらっしゃる。ですので、やっぱり難しい方のほうが多いんですね。その辺にですね、できたら手の届く支援にさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたしますのですが、もう一度答弁、よろしくお願いいたします。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

視覚障害をお持ちの方のウェブ上での申請等につきましては、役場の独立した回線を用いて申請が可能かどうか、関係各課に確認してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

松井議員。

7番（松井 匡仁議員）

ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

本日、12月9日は、「障害者の権利宣言」が国連総会で採択された日であります。また、法律に定められた「障害者の日」でもあります。これからも皆さんによりたくさんの方が情報が届くことを期待し、一般質問を終えます。ありがとうございました。

議長（和田 善臣議員）

以上で、松井匡仁議員の一般質問を終結いたします。

議事の都合により暫時休憩いたします。13時から再開いたします。

(「午前11時41分」休憩)

議長(和田 善臣議員)

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(「午後1時00分」再開)

(出席議員及び議事参与員休憩前に同じ)

議長(和田 善臣議員)

次に、前川和也議員の発言を許します。前川議員。

9番(前川 和也議員)

大阪維新の会の前川和也でございます。

ようやく感染拡大が落ち着いて、経済活動が徐々に再開されようとしていたところであり、すけれども、オミクロンという新たな変異株の拡大が連日報道され、じわりじわりと広がっていくかもしれないという非常に心配なことであります。で、今月より3回目のワクチン接種が本町医療従事者から既に始まっているとのことで、引き続き気を緩めることなくコロナ対策には取り組んでいただきたいというふうに思っております。

そういう不安なニュースもある中、うれしいニュースもありまして、町長からも冒頭ありまして、河瀬さんからも質問で触れられておりました本町出身の藤本博史さんがソフトバンクホークスの監督にご就任されました。プロ野球選手が出るのもすごいんですけども、一軍監督というのもほんとにすごいことで、本町にとってありがたく、いいニュースでありまして、本町の認知度も上がればなというふうに思っております。こういういいニュースという流れで質問に入りたいと思います。

先月の20日、21日と実施されました忠岡新浜緑地活用社会実験についてであります。なぜいいニュースの流れかといいますと、コロナ禍の中ですね、あらゆるイベントが中止されている中、久しぶりに人が集う、楽しく人が集う事業であったなど。その前にはですね、商工会さんの商工カーニバルも開催されまして、2週続けて本町で楽しいイベントが開催されてよかったなというふうに感じておりました。で、この社会実験ですが、若手の本町職員さんの熱い思いも込められた事業ということも伺っております。私も参加させていただいて、一層うれしく感じた次第であります。

この社会実験は、このような取組、イベントを定期的に行っていこうというものではなく、緑の基本計画における公園緑地づくりの政策へと反映するために実施したものであり、政策策定における判断材料の1つにすべく実施したというものであります。

そこで、まずは実施結果についてということですが、AからDまでのゾーンが分け

られて、場所ですね、AからDまでのゾーンが分けられて、それぞれのゾーンに合った事業者の応募がされていたわけですが、この事業者の応募数、何枠中どれぐらいあったかということ。その事業者は、応募殺到で厳しい選考過程などがあったのか。並びに、一般の来場者数についてお示してください。

今回のこの社会実験の肝とも言うべきアンケートですね。来場者アンケート、こちらの数について十分な数が取れたのかも、併せてお願いできますか。

産業まちづくり部（村田 健次部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

村田部長。

産業まちづくり部（村田 健次部長）

ご質問の社会実験につきましては、11月20日（土）、21日（日）に忠岡新浜緑地と新浜地先広場において実施したものでありまして、今年度策定いたします忠岡町緑の基本計画へのフィードバックを行うことを目的といたしております。

事業者の応募状況でございますが、9月22日から10月22日まで募集期間といたしまして、公募を実施いたしました。フリーゾーン、こちらCですが、先生お示しのCゾーンというところでございますが、フィッシングゾーン、こちらDゾーンというところでございますが、一次募集で決定いたしました。ステージゾーン、こちらAゾーンと言われているものがございますが、出展ゾーン、Bゾーンでございますが、空きがございましたので、二次募集として10月25日から11月8日まで実施させていただいた結果、ステージゾーン10枠、出展ゾーンが20日には14枠全てが埋まり、21日は13枠埋まるという結果でございました。

なお、当日来場者数が、20日が555人、21日が568人をカウントいたしております。また、来場者アンケートや参加事業者アンケートも実施しております。来場者からは公園緑地に求めるものなどについて合計108通、事業者からは町内公園のポテンシャル等について20組のご意見を頂きました。

詳細につきましては、近日中にホームページに掲載を予定しておりますので、そちらのほうでご確認いただければ幸いです。

議長（和田 善臣議員）

前川議員。

9番（前川 和也議員）

ありがとうございます。事業者については、延長してようやく埋まったと。そして、一般来場者数の方と、そしてそれに比べてのアンケート数ですね、もうちょっと欲しいのではなかろうかと、もうちょっと数があってもいいのではなかろうかというふうに、今聞いて思った次第です。



そこについてですね、たくさん来ていただきたいわけなんですけども、広報についてお尋ねしたいと思います。ネットやSNSで頻繁に上げられていたかと思います。町なかでもポスターを見かけることもありました。忠岡町ご出身のアーティストの方にデザインいただいたと思うんですけども、カラフルなポスターも町なかではよく見かけました。で、参加者数とその事業者数の応募者数の結果から見て、動員方法や広報における反省点という部分についてお尋ねしたいと思います。

これ、私の想像なんですけども、例えばこの20日、21日の実施日は、忠中の期末テストからしたら1週間以内に入っていたということなので、忠中生とか、そのご家族は来にくいんじゃないかなというふうにも思います。どの層に一番来てほしいとか、こんな人に来てもらいたいとか、ある程度層を絞って開催日程を決めるとか、そういうところで広報を仕掛けていく、いろいろ考えてられるところはあると思うんです。動員方法、広報ですね、もしくは事業者への直接の働きかけについてどうだったのか、お答えいただけますか。

産業まちづくり部（村田 健次部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

村田部長。

産業まちづくり部（村田 健次部長）

事業者への働きかけにつきましては、ホームページなどと並行して募集要項などをプレスリリースいたしております。本実験は、民間事業者の参画意向などを抽出したいという考えから、広く公募いたしました。

住民さんへの周知につきましては、駅及び公共施設にポスター及びチラシの配置、町ホームページ、特設ホームページ、SNS、広報、ローカルテレビ、岸和田テレビでございまして、自治会さんへの掲示板にて周知させていただいておりましたが、コロナ禍での対応ということになっておりますので、周知不足があったのかなということは考えております。

議長（和田 善臣議員）

前川議員。

9番（前川 和也議員）

いろいろ、ほんとにあらゆる手段で広報はされてたと思うんですけども、受け身ではなくですね、直接の働きかけとか、そういうイベントさんとか、そういう大きなイベントを行うような団体さんにですね、直接の働きかけを行うということも今後の参考にさせていただきたいなというふうには思っております。

それでは、次に今後の展開という部分についてお尋ねをいたします。まず、この社会実験の運営団体であります（仮称）忠岡町官民連携プラットフォーム協議会、準備会という

ふうにはホームページには記載されておりますが、都計審とか都市マスで本町と関わりがありますランドブレインさんが事務局を担われているということですが、この協議会の現状についてお答えください。

議長（和田 善臣議員）

村田部長。

産業まちづくり部（村田 健次部長）

今回、公園のポテンシャルを再確認することを目的に官民連携プラットフォーム準備会を立ち上げ、社会実験を実施したところでございます。本実験が終わりまして、ボランティアの方や事業者さんとアフターミーティングを実施いたしました。今後このような企画に参画したいという意向を伺っております。また、実施主体となる今後、官民連携プラットフォームが立ち上がれば、参加したいというような意向も伺っております。

議長（和田 善臣議員）

前川議員。

9番（前川 和也議員）

ありがとうございます。官民連携ということですが、非常に近年よく聞くワードです。読んで字のごとく官と民の連携ということですが、行政主体による公共サービスを、誰が最も有効的で効率的なサービスの担い手になり得るのかという観点から、行政と多様な民間との連携により提供していくと、住民サービスを提供していくと定義されています。ただ単に同じテーブルで話し合うということだけでは官民連携とまではいきませんので、民間の活力やノウハウを官、町ですね、町が引き出して、どう有効活用できたのかと、この先明らかにしていっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。この社会実験におけるこの官民連携がですね、町におけるほかの事業においても官民連携のモデルになればいいなという思いからお尋ねいたします。

議長（和田 善臣議員）

村田部長。

産業まちづくり部（村田 健次部長）

今回立ち上げましたプラットフォームにつきましては、主としては公園、緑地を対象としたものでございます。今後、場所、対象を変えて総合的なまちづくりを議論する場となることも展望されております。本町が抱える課題を解決するため、官民連携の姿勢は一層重要となってくるものと認識はいたしております。今回のプラットフォームでの取組が、課題解決に向けた一助になればいいのになというふうには考えております。

議長（和田 善臣議員）

前川議員。

9番（前川 和也議員）

よろしく申し上げます。先月の実験は第一弾で、次に第二弾が計画中ということであり

ますけれども、同じ場所で新浜で趣向を変えてするのも1つだと思いますし、あるいは違った場所、例えば大津川の河川公園、町長も大津川には思いがあると伺いますので、てこ入れも含めてですね、どうでしょうか、町長。

議長（和田 善臣議員）

町長。

町長（杉原 健士町長）

議員お分かりと思っておりますけれども、忠岡の地先には北部湾岸流域、下水道事業団の水みらいセンターが地先にございますので、地理的にいえば、ほんとにそこでやってるのかなど。緑地公園が、忠岡町内の方でも、あそこに公園があったというのを今回初めて知ったというふうな町民の方もおりました。それも加えながらですね、この事業、この計画に当たる前は、近隣、私の知るところでは泉大津もこういう実験もしました。また、もう既に今、供用開始というんですか、きれいに集まってる泉南のロングパーク、また岬町においては、ああいふ「とっとパーク」とかいうような形で、生け簀というんですか、置いて釣り堀センターというようなこともやっています。

そういうのも踏まえながら、漁業関係者ともそういうふうなことで、膝と膝を突き合わしながらいろいろ考えながら、湾岸地域でやるということのも一手かなと思うんですけれども、それ以外でも、言うように、細長い大津川が横に流れてますので、この河川公園を利用してという実証実験もありかなと思っておりますので、よろしくご理解お願いいたします。

以上です。

議長（和田 善臣議員）

前川議員。

9番（前川 和也議員）

今回、コロナ禍の中での実験の実施には非常に神経を使われたことだと思います。いろいろ部長からのご答弁でもありましたように、反省点もたくさんあったであろうというふうに思いますけれども、今回このような今までにない取組を行ったこと自体はですね、評価されるべきものであると思いますし、また1つの成果であるというふうに思っておりますので、第二弾についても政策判断の1つとするための実験であってもですね、多くの方に楽しんでもらえるような、喜んでいただけるようにブラッシュアップをしていただくことをお願いしまして、この項目については終わります。

次の項目に移ります。続きまして、木材港地区貯木場利活用についてということで通告をさせていただきました。先ほどの質問と今回の質問項目はですね、どちらも海に面した地域のことを尋ねるものであります。

岸和田市が木材港地区貯木場利活用ビジョンを10月に策定しました。忠岡町も関係することですので、今回の質問項目に加えていたところですね、タイミング良く一昨日の全

員協議会においても、理事者よりその旨が報告なされたところでございます。この件についてはですね、かなり前から利用方法について話し合われてきたわけで、話が出ては消え、出ては消えと、そういう繰り返しであったというふうに認識しております。

昨年の秋頃ですね、この今回のビジョンの策定会議の準備の準備会のようにものですね、オブザーブ参加、私もさせていただきました。あれからどうなるのかなというふうに思っておりましたが、それがいよいよ発表される場所にまで来た。これまでにない非常に大きな一歩だというふうに思っております。

そのビジョンについてお尋ねいたしますが、初めにいつ頃から本格的に本町のどの部局がどういう形で策定に関与してきたのか、お答えください。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

これまでの経過でございますが、木材港地区貯木場の利活用につきましては、初めにですね、令和2年10月に大阪府、岸和田市、忠岡町、木材コンビナート協会が集まり、活性化に向けた意見交換会を行い、その後、令和3年3月に利活用に向けた検討会を立ち上げました。その後ですね、毎月1回程度、10月までに計7回の検討会を開催してきたところでございます。現在は不定期の開催としておりますが、適時ですね、情報共有を行っているという状況でございます。

続きましては、忠岡町の参加部局でございますが、本町からはこれまで企画部局であります企画人権課、産業まちづくり部局の建設課が検討会に参加しておるところでございます。

9番（前川 和也議員）

はい。

議長（和田 善臣議員）

前川議員。

9番（前川 和也議員）

ありがとうございます。建設課は直接関わると思うんですけども、そこに企画も加わっているということで、このプロジェクトは非常に大きな全庁挙げてのものなんだなというふうに思っております。

で、貯木場のエリアなんですけども、ほぼこれ岸和田市ですよ。1割ぐらいが忠岡にかかっているということで、たとえ少しであっても忠岡町の貴重な資源、財産とも言うべきこのエリアが活用されることを期待しているわけなんですけども、非常に大きな大きな規模のプロジェクトです。大阪府と岸和田市、そして本町が、おのおのが役割を担うこととさ

れていますが、ビジョン策定は、これ岸和田市だと思うんですけども、今後の具現化への事業主体、これは大きなビジョンであるので、大阪府であるのかと、そして案として提示されている本町の役割は、先端産業の企業誘致でありますとか、既存産業の振興というふうにあります。当然ビジョンの策定に当たっては、本町の考えや希望も盛り込まれているわけで、どのような意向をこれまで反映させてきたのか、お示してください。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

まず、事業主体でございますが、現在、埋立ては未定ではございますが、事業主体につきましては、市町が主体になるのか大阪府になるのか、決まっていないところでございます。本町と岸和田市の意向としましては、事業主体につきましては大阪府さんのほうでお願いしたいというところでは考えております。

あと、町の意思の反映でございますけども、今年度、岸和田市さんのほうがですね、利活用の計画ビジョンを策定されました。この計画にはですね、既存企業に支障のない土地利用のゾーニングや導入産業の提案など、一定町の意見も反映していただいたところでございます。

当該事業が具体化しましたら、計画策定や許可などに10年、埋立て完了に10年と20年先の長期的な事業となってまいります。対象となる本町の土地は、事業計画の一部ではございますが、本町の意向についてはしっかりと反映できるよう、検討会などにおいて意見を述べてまいりたいというふうに考えております。

議長（和田 善臣議員）

前川議員。

9番（前川 和也議員）

分かりました。冒頭に申し上げましたが、ビジョンが発表されるところにまで来たので、今までにない大きな一歩であります。岸和田市の永野市長、大阪府の吉村知事、そして杉原町長と、常日頃から公務において、そして政務の面においても、緊密な連携を取り合っている間柄というのは私も存じ上げております。この人間関係が根底にあるからこそ策定にまで至った部分もきっとあると思います。この関係性をいかに活用していくか。そして、町長からもですね、この地区におけるビジョンをお示しいただきたいと思っております。お願いします。

議長（和田 善臣議員）

町長。

町長（杉原 健士町長）

今、公室長のほうからご説明がありましたように、計画はまだ気の遠いというか、10年、20年というような、空から突然砂、また土が降ってきてですね、明日からでも埋め立てれるぐらいだったら一番いいお話なんですけど、まだちょっと夢をつかむようなお話なんですけれども、もしこれがですね、当然うちの地先ですね、あの貯木場を埋め立てていただけるならば、当然のことながら今ゾーニング等々、今の優良企業にも誘致は当然のことながらやっていきたい。また、こっだけ湾岸エリアでね、特にうち忠岡町、本町、高石以北ですね、化学コンビナートという中でですね、国際空港がある中においてですね、湾岸エリアの中には土地が非常に少ないと。また、倉庫の数等々も少ないという中で、うちは倉庫なんか考えてませんけども、その中においても土地ができたというときには、誘致は当然いい方向で最先端、またバイオ、今現時点でもいい企業さんもいますので、それは埋め立てたときには、朝の質問ではありませんけれども、誘致したらどうにか減税でもというようなことも言うてましたけれども、そんな減税云々というよりも、埋めたら順番に企業が並んでね、こっちが抽せんなりやらんといかんぐらいの、忠岡町はこの狭隘なまちですので、そういうところも考えながらやれば夢は広がると思いますので、当然一日も早い忠岡町、岸和田市の貯木場が、ここに優先順位が一番になることを待ち望んでおりますので、どうぞ皆さんご期待と夢を膨らませておいてほしいと思います。

以上です。

議長（和田 善臣議員）

前川議員。

9番（前川 和也議員）

三者のこの関係性はですね、知事と市長とうちの町長と、この関係性はまさに千載一遇ですのでね、これも今までになかった関係性ですので、一気に推し進めていただきたいというふうに思っています。

それでは、最後の質問に移ります。投票率向上についてです。10月に解散総選挙が行われたわけで、こういう質問は選挙の前に提案という形ですものも1つなんですけども、選挙の結果から分かることもあると思いますので、このタイミングでの質問とさせていただきます。

もう私が言葉で申し上げるより、目で見たほうが分かりやすいと思いましたので、理事者の皆様方には事前にお配りをさせていただいております。まず申し上げたいのは、本町の第1投票区の投票率についてです。平成25年の参院選からこの前の衆院選まで10回以上の各級の選挙が行われてます。平成27年の府議選を除いてですね、全て、うち6つある投票所の中で第1投票区がずうっと最下位が続いてるんですね。こうも最下位が続くということについては、選管当局としても何か原因があるのではないかと問題意識を持っていただきたいというふうに思いますが、いかがお考えでございますでしょうか。

議長（和田 善臣議員）

南次長。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

先ほども前川議員のほうからですね、ご自身でお調べいただいた資料を頂きまして、またご説明のほうも頂いたということで、ありがとうございます。

本町の中でも第1投票所の投票率がここ数年、一番低い結果となっている要因でございますが、はっきりと明確にお答えしかねるところでございます。今後におきましては、できる範囲内で分析を行うなど検証を行ってまいりたいと考えてございますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

前川議員。

9番（前川 和也議員）

現時点で何が問題なのかというのは分からないということでした。私もですね、この第1投票区のエリア、高月の南北の南と北の方々とは、ふだんからいろいろ世間話などお話しするんですけども、何でも第1投票区の投票率が低いのかというのはですね、その中でも答えを見つけることも私もできませんが、何とか改善しなければいけないなというふうには思っています。

次に、この大阪府全体の中での本町の投票率を見たところですね、これも平成25年の参院選からさきの衆院選までですけども、この平均投票率を下回っている回数が多く、府内の町村に絞ってみてもですね、最下位やワースト2位とか、そういうのが半数以上あることが分かりました。

投票率に関していえば、候補者の数とか候補者や運動員さんといった候補者サイドの熱量ですね、これも大いに関係していると思います。私なんかもその端くれなんですけども、だから低いからといってですね、選管さんだけがもっと努力をすべしなんてことは私も決して思わないです。しかし、ここまでこのような結果が出ている以上はですね、行政としても何か今までにない新たな取組が必要かと考えますし、第1投票区の投票率アップが本町全体の投票率の底上げとなり、府内の町村においても下位を脱することができるのかなというふうにも思っています。

そこで、投票率向上への策ですけども、次回の選挙においてですね、来年夏、参議院選挙がありますけども、期日前投票所、これを役場以外にも設ける、投票できる機会を増やす、これはどうでしょうか。他の市町ではですね、スーパーや駅前とか人の多く集うところで開設されていますが、本町においても、役場、この本庁舎以外での期日前投票所の開設をお願いしたいところですが、いかがでしょうか。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

南次長。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

近年、本町を含め全国的に選挙の投票率は低い傾向が続いていることから、投票率の向上を図っていくことは重要な課題であるということにつきましては、認識をさせていただきます。

ご質問のスーパー等にも期日前投票所を設置するというところでございますが、期日前投票所の設置に関し、公職選挙法第48条の2第7項では、当該市町村の人口、地勢、交通等の事情を考慮して、期日前投票所の効果的な設置、期日前投票所への交通手段の確保、また、その他の選挙人の投票の便宜のために必要な措置を講じるものとされてございます。

頻繁に人の往来がある施設等に期日前投票所を設置することは、一定の啓発効果があるものと考えます。現在、選挙時におきましては、役場庁舎に期日前投票所を設置してございます。新たに期日前投票所を設けた場合、人の確保や人件費等の経費が必要となることと併せて、本町の狭隘な地域での増設の必要性や二重投票防止のネットワークの構築等、また選挙人の方に混乱が生じないように慎重に検討する必要があると考えています。

しかしながら、府内町村の中でも今回の衆議院選挙で本町が投票率最下位であるということに対しましては、選挙管理委員会といたしましても真摯に受け止めています。政治や選挙を身近に感じてもらえることや、選挙の重要性を理解してもらうことが必要であると考えてございますので、地域への関心の向上、若年層に対する啓発の強化、安心して投票できる環境整備等、今後さらなる投票率向上に向け、一層選挙制度に関する知識の周知等の啓発に努めてまいりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いをいたします。

9番（前川 和也議員）

最後、一言。

議長（和田 善臣議員）

もう時間がないので、一言。

9番（前川 和也議員）

はい、一言。南次長、ありがとうございます。通告の際にこの投票率一覧表ですね。これを次長にお渡しして、ご覧になったときのお顔の表情、かなり驚かれてたと、かなり危機感を抱いたのかなというふうに思ってます。次の選挙は来年夏の参議院選挙がありますので、その際、できましたらこの期日前投票所をどこかに増設されていることを期待いたしまして、今回の一般質問を終了とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（和田 善臣議員）

以上で、前川和也議員の一般質問を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）



次に、北村 孝議員の発言を許します。

3 番（北村 孝議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

北村議員。

3 番（北村 孝議員）

3 番、公明党の北村でございます。議長のお許しを頂きましたので、一般質問を始めさせていただきます。

まず、1 点目にですが、学校における教育環境についてであります。

音や光、臭いに敏感、気を使い過ぎて疲れやすいなど、人一倍繊細な特性を持つ子どもは、ハイリー・センシティブ・チャイルド、いわゆるH S Cと呼ばれます。5 人に1 人が該当するとされ、不登校の原因にもなっている可能性もあると言われます。

このH S Cは、アメリカの心理学者エレイン・アーロン氏が1 9 9 6 年に提唱した概念で、主に何事も深く考えて処理をする、五感が敏感で過剰に刺激を受けやすい、共感力が高く感情の反応が強い、そして些細な刺激を察知するなど4 つの特性を持つと言われております。

日本でも3 年ほど前からH S Cの大人版であるH S P（ハイリー・センシティブ・パーソン）に関する書籍の出版が相次ぎ、注目を集めるようになったと聞きます。背景には、会員制交流サイト、S N Sの発達で、人間関係に気を使い過ぎて疲れたり、息苦しさを感ずる人が増えていることが挙げられるとされます。あくまでH S Cは病気や障がいではなく、性格の1 つであると言われ、繊細さゆえに周囲の影響を受けて疲れやすいという短所は、変化を敏感に察知し、人の気持ちへの共感力が高いといった長所の裏返しでもあると言われております。

よく混同されるのが発達障がい、感覚過敏や細かい点へのこだわり、集団になじみにくいなどの特徴が共通していて、小学校低学年までは見分けにくいとされております。ただ、H S Cは人の気持ちへの共感力が高いという点で大きく異なるとされます。このH S Cへの関わり方について、ある教授はマイペースを強調されております。厳しいしつけは、自分の性格を嫌いになったり、自信を失わせてしまうための逆効果になり得る場合もあるとされております。

H S Cは、優しさや人を前向きにさせる力を持つ宝のような性格、大きくなれば繊細さの良い面が十分発揮されるとも語られております。また、思慮深さゆえに授業で手を挙げられず、先生から積極性が足りない心配されることもあり、本人は頭をフル回転させて授業に参加していても、表面的に活発な子が評価され、自信を失うことも多いと言われます。本人が理不尽に感じる事が蓄積すると、学校に行く気力を保てなくなり、不登校になることもあると指摘されております。

そこで、本町の学校現場での、このような本人が悩みを抱えやすくなっていないのか、現状をお伺いいたします。

議長（和田 善臣議員）

石本理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

議員お示しのハイリー・センシティブ・チャイルドは、とても敏感、繊細であり、豊かな感受性を持った気質の子どもを意味する言葉と認識しております。これらの子どもたちは、刺激の強い環境に長時間いると、精神面だけでなく身体面においても様々な不調が出る傾向があると聞いております。

ハイリー・センシティブ・チャイルドに関する情報につきましては、現時点で具体的に国や府からの特別な情報提供等がない状況ですが、各校におきましては、平素から様々な要因でつらい思いをしている子どもたちに寄り添った教育活動に努めているところです。様々な要因でつらい思いをしているお子さんに対し、家庭との連携を図りながら担任や養護教諭等様々な教員がその子どもに関わっております。また、必要に応じてスクールカウンセラーと連携して、子どもの過剰な緊張が軽減できるよう心の安らぐ場所、場面を設けております。学校で過ごすことが困難な場合には、今年5月から開設いたしました本町適応指導教室ソレイユで過ごすことも可能となったところです。

今後も子どもたちが豊かな学校生活を過ごしていけるよう努めてまいりますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

北村議員。

3番（北村 孝議員）

これに直接関わって、生徒がそういった状況にないということでもありますね。このHSC、この言葉自体、私もあまり、先生の中にもこういったものがあるのかなと、なかなかちょっと全教師の方が周知しているかなというところもありますので、今後、このHSCを知られていない学校現場での先生もいらっしゃるんでね、学校現場でのHSCに関する情報、また周知とともに、さらなる、今も努力を様々されていらっしゃいますけども、さらなる教員の質の向上に、教育環境の改善が重要と考えるので、しっかりと対応していただければありがたいなと思います。

いずれにいたしましても、安心して過ごせる教育環境をつくることは全ての子どもたちのためでもあります。日本国並びに我が町においても、子どもは本当に宝でありますし、未来の宝でもありますので、しっかりとこの辺を支えていくと、フォローしていくと、カバーしていくということで、今後またよろしく願いいたします。

続いての質問に移らせていただきます。不妊治療の負担軽減でございます。

少子高齢化に対応した社会保障制度を目指し、改革を着実に進めなければならないと考

えるところであります。そこで、注目すべきは少子化対策であります。2022年度4月から不妊治療に保険が適用される予定であります。それまでの間は、治療費に対する助成限度額の引上げや所得制限の撤廃など現行の助成制度が大幅に拡充され、不妊に悩む人にとっては朗報であります。

また、特定不妊治療にあつては、国においては2004年から年1回10万円を限度に助成を行う特定不妊治療助成事業が創設され、その後も助成額や所得制限など段階的に拡充されてきました。各地の自治体においても独自の上乗せをしております。本町におきましても、過去の定例会で質問をさせていただいて、現在、府の事業に5万円を限度額に上乗せし、負担軽減に努めていただいているところであります。

特定不妊治療は、高度な体外受精や顕微授精となることから、1回当たり数十万かかるという傾向があります。何度も繰り返す場合もあり、民間調査によりますと、通院開始から不妊治療の費用総額が500万を超えたご夫婦もいらっしゃるということでもあります。このようなことから、不妊治療は肉体的、精神的だけではなく、治療費負担が大きく、治療費負担の軽減が重要と考えることから、本町の特定不妊治療の助成制度の拡充のご検討をお願いしたいと思います。

また一方、来年の先ほど質問させていただいた2022年4月からの保険適用でありますね、一般的な不妊治療の。この分についても、保険適用になるということは3割負担ということで考えられます。まだ不確定な部分もありますし、詳細についてはこれからだと思うんですけども、この辺についても3割負担とはいえ、いろんな部分でかなり高額にもなってくるんであろうかと考えられます。

そして、昨年の決算、令和2年の決算の事務報告を見ますと、特定不妊治療ですけども、助成を受けられた方が9名ということで、比較的人数的にも、こういったところに手を差し伸べる部分では、大きな財源も必要ないのかなと思います。ただ、保険が適用になれば、潜在的な不妊治療で悩んでいらっしゃる方が増えてくる可能性は十分考えられますが、この特定不妊治療の今現在助成されている額の拡充と、この保険適用になって一般的な不妊治療の、いわゆる保険適用になる3割、それでも本人負担は3割になりますので、この辺の支援を、また助成をしていただきたいと、こういったことからの趣旨で質問をさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

現在、特定不妊治療助成制度は、保険適用外である体外受精及び顕微授精が対象となっており、その費用が高額で経済的負担が大きく、現在は1回につき平均で40万円から60万円程度かかると言われており、大阪府及び本町において一部助成を行っているところであります。令和4年4月より不妊治療の保険適用が予定されており、保険適用がされる

と、治療費が全額負担から3割程度の負担になるため、費用が3分の1程度に抑えられることとなります。

不妊治療の助成は、少子化対策を進める上で大変重要な制度であり、今後、保険適用が確定となった際の大阪府の助成制度の状況確認を行い、子どもを願う方に対し希望をかなえることができるよう、正しい知識の普及と不妊治療の後押しとなる支援策、現在の制度の拡充及び実施に向けて努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

北村議員。

3番（北村 孝議員）

この特定不妊治療、これについては今、助成してはありますが、これから来年の4月、保険適用になったら、これが残るのか残らないのかというのも、ちょっと私も全然その辺の情報もありませんし、国のほうもその辺の詳細についてはまだあれされておられませんけども、当然、不妊治療、先ほど言わせてもらった特定不妊治療に当たっては高額になりますので、当然残すべきであるものかと考えております。

しかし、これが今まで一部しか保険適用に不妊治療の場合はなかったもので、今回、全面的に保険適用になるということで、大きな前進ですけども、これらの特定不妊治療のこの部分についても同じような扱いをされると非常に大きな金額にもなりますし、それだけでなく一般的な不妊治療については、忠岡町の小さい町でありながら、この辺についてはしっかりと町を挙げて、妊娠から教育までしっかり支えていくんだというメッセージ、いわゆる支援といいますか、こういったところにしっかりと検討していただきたいと、こう思います。

参考ですけど、人口減少化ということで、国勢調査の統計によっても、忠岡町、平成27年から令和2年の間、人口の増減がマイナス731人なんです。こういったところにもしっかりと。ただ、この部分だけではなしに総合的にいろんなところで考えていく必要はあるんでしょうけども、しっかりこの辺の部分について、今、私がお話しした部分についてももう一度答弁お願いできますか。

議長（和田 善臣議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

今後、保険適用が予定されております。少子化対策として大変重要な施策と私も認識しておりますので、その辺努力したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

3番（北村 孝議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

北村議員。

3番（北村 孝議員）

願わくは、しっかりとこの辺の部分を支えていていただきたいと、このように思います。

続いての質問に移らせていただきます。空き家対策についてであります。

ちょっと情報としては少し前の資料なんですけども、全国にある空き家のうち約70万户を調査したところ、46.4%が建築や建て替えから50年以上が経過し、老朽化が進んでいることが分かりました。建物を取得した理由は、相続、贈与が52.2%で最多でありました。遺産相続で住宅を手に入れたものの使い道が見つからず、誰も住まないまま老朽化が進んでいる実態が浮かんできます。

空き家の適切な管理を目指し、自治体の役割を強化した空家対策特別措置法は、今年で全面施行から6年を迎えております。老朽化した空き家が増えているのは、活用先が見つからず、撤去も高額な費用がかかるためであるとされております。人が住まなくなった家は、換気や害虫駆除がされず、放置すると外壁の崩壊、また地震、豪雨、台風の被害を受け、損傷し、周辺に危険を及ぼすおそれのあることであります。そこで、町内におきます現状と課題をお伺いいたします。

議長（和田 善臣議員）

村田部長。

産業まちづくり部（村田 健次部長）

本町では、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づいて、空き家等の対策を一層総合的かつ計画的に推進するために、平成29年に忠岡町空家等対策計画を策定いたしました。その前年に、空き家実態調査を行い、この時点で空き家と判定されたのは122軒でございまして、空き家台帳にて把握、管理いたしております。その後は、近隣からの苦情などによる増軒を加えまして、現在では138軒の空き家を把握いたしております。また、本町には、現在のところ特定空き家はございませんが、老朽化した空き家が数軒ございます。

今後の課題といたしましては、個人の財産である空き家の適正管理を所有者に啓発してまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

議長（和田 善臣議員）

北村議員。

3番（北村 孝議員）

今、答弁にありましたように、やっぱり増えているんですね、空き家自体が。核家族というか、これも1つは少子化、それから人口減少化の中にあって、こういうことも1つの要因になってるのかと思います。

特定空き家はないということですが、特定空き家というのは、建物が何度傾いてどうの

こうのというその辺のあれがありますけど、明らかに見る限り、これはもうあかんやろというような建物が幾つかありました。しかし、平成30年ですかね、9月に台風21号がありまして、町内でも多くの住宅が損傷しました。その中で、そういった建物がやはり一番先に影響を受けるわけで、そういったところからも、近年、きれいに更地にされています。今、下の南3丁目のほうでも、どうかなと思ったのが、ここ最近、きれいに更地にされておりました。

しかし、やはりまちの中に入りますと、そういった集合住宅1つにしても、そのまま、建物自体は骨組みは鉄筋ですからしっかりしたものですけど、どうしてもやっぱり風とか、そういうような豪雨に吹かれると、壁が落ちてきたり、その上にごみ捨て場になっている場合があるんですね。これは担当課に、そのことを住民さんから苦情を頂いたら、ご相談いただいたら担当課にご相談して処理というか対応していただいているんですけども、その辺のことも含めて、しっかり啓発といいますか、指導もして行っていただきたい。

所有者からすれば、置いてる理由というのは、多分恐らく建て替えるにしても、今、結構分譲もよく売れていますというか、買いやすいという、ローンの組みやすい状態になっているんですけど、そういったことと、人口減少化もあろうですし、例えば撤去費用、これにも大きな負担がかかる。こういったことから、私は撤去費用をね、町が一定のこの空き家を少なくしていくためにも、まちの美観ですね、この部分についても、やはり町は何らかの支援をしていっていただければありがたいなと思いますし、また更地にすれば、税法上、建物が建っている以上の固定資産税を払わなくてはならないと、この辺の部分も大きくあるのかなと、こう思いますし、相続されている中で、相続された方が別に、同じこの町に住んでもとも限りませんし、他市で住んではたら常に見ているわけでもないの、そういったことをあまり感じられないのか、現状を把握されておらないのかということもありますので、ここで今お話しさせてもらった中で、しっかり促進していくということで、撤去費用の補助なり、更地にした場合の固定資産税の軽減といいますか、減免といいますか、この辺のことを考えてはいただけないのか、ちょっとご答弁お願いします。

議長（和田 善臣議員）

村田部長。

産業まちづくり部（村田 健次部長）

我々といたしましては補助的なものという形になろうかとは思いますが、現状では老朽化して危険な、特定空き家は把握いたしておりません。しかしながら、将来的懸念事項も勘案いたしまして、実際他市がどのように実施しているのかというような部分を確認してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどよろしく願います。

議長（和田 善臣議員）

北村議員。

3 番（北村 孝議員）

一定の撤去費用の補助等も、例えば基金をつくってやっていくとか、そういうふうないろんな考え方はあると思うんです。実際にそのお隣、ご近所で住んでいらっしゃるお家の方というのは本当に大変な、風が吹けば、台風シーズンになれば本当に脅かされているような状態であります。

というのは、過去に、これも下のほうですけれども、何十年かかって、屋根も落ちてしまって、ごみは放られている、その当時の担当部長と私もその所有者のお家に行かしていただいたけど、所有者もご高齢になって施設に入っているような状況で、不動産屋さんに管理を任しているというところで、不動産屋さんにも足を運ばせていただきました。それが功を奏したのか、何か月後にはきれいに更地になって、今新しく分譲もされております。

しかし、そのときに隣の人に聞いたら、「どこに言いに行ったらいいんや。うち、風呂をつくりたいけど、私とこの風呂をいらったら、隣のこの家が倒れてこないかなと思って、とても家の改修することもできない」と、こういった非常に切実なお声がありましてね。これは裁判を起こしたらいいのか、裁判するにもお金が要るし、警察に言っているかということがありましたけれども、担当の原課の部長さんと、また職員さんと一緒にそう言って足を運ばしていただく中で分かっていただいて、その結果、少しでも早く対応していただけたのかなと思いますので、その辺も積極的に、相手の資産ですけども、環境、美観、そういったところ、また安全性という面からも1つでも少なくしていくというところにあって、しっかりと啓発、また指導等も行っていたいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

これをもって一般質問を終わらせていただきます。

議長（和田 善臣議員）

以上で、北村 孝議員の一般質問を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

次に、小島みゆき議員の発言を許します。

4 番（小島みゆき議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

小島議員。

4 番（小島みゆき議員）

4 番、公明党の小島みゆきです。議長の許可を頂きましたので一般質問させていただきます。

まず初めに、忠岡町は211名の方が新型コロナウイルスに感染されました。10月9日以降は1名だけで、その後しばらく感染者が出ていませんでしたが、今月、2日前、7日に1名の方が感染されました。お見舞いを申し上げます。しかし、以前に比べると収まりつつあるのを実感しています。

また、同様に日本国内でも新型コロナウイルスも収まりつつありますが、新たな変異株、オミクロン株が世界では広がりつつあり、日本でも少しずつ感染者が出ています。総理も11月30日から外国人の入国を停止しました。

忠岡町では、新型コロナウイルスワクチン接種を全体では75%以上の方が2回接種をされ、また65歳以上の高齢者の方では92%以上の方が2回接種を終えられているとお聞きしています。今月からは、医療従事者の方、また明年2月頃からは高齢者の方への3回目のワクチン接種を開始していく予定ということですので、安全に無事故の対応をよろしくお願ひしたいと思います。

町民の皆様もこれからも油断することなく感染予防に気をつけていただけますようよろしくお願ひいたします。

では、質問に移らせていただきます。

子どもの医療費助成について質問させていただきます。

新型コロナで経済的にも大変なときだからこそ、子どもの医療費助成を18歳まで拡充していただきたいと思います。昨年の時点で、全国1,741の市区町村の中で4割の自治体で18歳までの助成をしています。

また、大阪府下43市区町村の中でも、約6割の25の自治体が18歳まで助成をしています。ちなみに、河南町は22歳まで医療費助成をしています。すばらしい取組だと思います。

少子化対策のためにも、忠岡町の子育て支援の1つとして、18歳まで子どもの医療費助成をしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

本町におきましては、これまで子ども医療費の助成制度の拡充につきましては、子育て家庭の経済的負担を軽減し、また子どもの健全な育成と福祉の向上を図る観点から、財政状況が厳しい中におきましても着実に年齢の引上げを進めてきたところでございます。

議員仰せの医療費助成の対象年齢の拡充につきましては、厳しい財政状況から見ると長期にわたる財源の確保が大きな課題で、厳しいものがあると思っております。しかしながら、対象年齢の拡充につきましては、今後も近隣市町の実施状況の動向を注視し、財政当



局と協議してまいりたいと思っておりますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

小島議員。

4番（小島みゆき議員）

重要性は考えていただいているということですので、ありがたいと思いますが、我が家の周りでも農地が宅地化されていて、新築の家も建ってきてはいますが、まだ空き地のままのところもあります。忠岡町に魅力がないと住んでもらえないと思います。子育てのしやすいまちとして18歳までの医療費助成をし、経済的支援をしていくことで、住みたいと思う、また定住しようとの決め手にもつながっていくことにはないでしょうか。いかがでしょうか。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

先ほど申し上げたとおりでございますが、子育てがしやすいまちづくりとして、本町に住み、定住していただけるよう、対象年齢の拡充につきましては努力してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

小島議員。

4番（小島みゆき議員）

どの地域に住んでいても安心して子どもが医療を受けられる、受けることができるように、18歳までの医療費助成を我が党も政府に訴えています。忠岡町としても積極的に取り入れていただきたいと思います。再度お願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

答弁、要りますか。

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

子ども医療費助成制度につきましては、喫緊の課題であると認識しております。少子化対策として未来を担う子どもたちを安心して産み育てられる環境づくりを推進するためには、どこの市町村においても同じ制度のもとに安心して医療を受けられる医療費助成制度が必要であることから、大阪府並びに大阪府町村会を通じて、国において子ども医療費助成制度の創設に向けて働きかけていただくよう、今後も引き続き粘り強く要望してまいりますので、よろしくお願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

小島議員。

4 番（小島みゆき議員）

ぜひともよろしく願いいたします。

続いての質問に移ります。幼稚園・保育所・小学校・中学校等の安全対策について質問させていただきます。

今年、大阪教育大学附属池田小学校で発生した残酷な事件から 20 年になり、ニュースでも取り上げられていました。私の友人もそのときに池田小学校で教師をしていたこともあり、本当に大変だったと伺っています。二度とこのような事件が起こらないようにと願っています。

しかし、この 20 年の間には、不審者が学校や幼稚園に侵入した事件が起こっています。11 月にも宮城県のこども園に男が侵入しましたが、定期的に訓練をされていたとのことで、先生たちが日頃の訓練どおりに行動され、子どもたちに被害がなかったと報道されていました。犯人の供述では「子どもを殺すために侵入した」と話しています。本当に恐ろしいことだと思います。

忠岡町でも学校や幼稚園等では児童、子どもたちの安心・安全を第一に確保して、児童、子どもたちが安心して学校生活を送っていけるような環境をつくっていただいているとは思いますが、現在、幼稚園・保育所・小学校・中学校での安全管理、防犯、不審者侵入防止対策は、具体的にどのように取り組まれていますでしょうか。

教育部（二重 幸生部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

二重部長。

教育部（二重 幸生部長）

議員ご質問の就学前施設及び義務教育施設の、まずは登下校時における安全対策でございますが、シルバー人材センターに委託しております校門等の安全員や子どもの安全見守り隊、スクールガードリーダー、PTA などの保護者の方々が、子どもたちが安全に登下校できるよう町内を巡回し、見守りをしてくださっております。

また、子どもたちが施設に滞在している時間、いわゆる授業時間中につきましてはオートロックを導入しており、原則、門は施錠しております。来訪者が訪れた際にはインターホンを通じて教職員が来訪の目的を確認した上でオートロックを解除するような体制を取っております。

万が一、不審者が侵入するなどの緊急時に備え、各施設には警報機を設置しており、教職員が警報ボタンを押すことで警備会社並びに警察に通報できるシステムを導入しております。

また、各施設においては定期的に、不審者侵入を想定し、さすまたなどを活用しての防犯訓練や、児童・生徒の避難誘導訓練も行っているところがございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

小島議員。

4 番（小島みゆき議員）

防犯カメラとかは学校とか幼稚園・保育所にも取り付けてられているのでしょうか。

今も門の施錠はオートロックでされているということなのですが、それはずっと閉まっているということでしょうか。

また、以前になるのですが、中学校でフェンスを乗り越えて出入りする生徒を見かけたこともありました。フェンスを乗り越えて外部から侵入してくることもあると思いますが、そういうセキュリティ対策というのは十分なされているのでしょうか。

教育部（二重 幸生部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

二重部長。

教育部（二重 幸生部長）

防犯カメラの設置でございますが、幼稚園・保育所につきましてはカメラの設置をして、職員室のほうでモニターをしております。何かあって、例えば警察のほうからそういったことがあれば、その内容につきましては提供はさせていただきます。

小学校・中学校につきましては、確かに以前そういった形の門を乗り越えてというようなこともあったようには聞いておりますが、今現在はその門の上に、忍び返しというんですかね、そういったものも設置しておりますので、その辺りについては安全が確保できているというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

小島議員。

4 番（小島みゆき議員）

しっかり対策していただいているということで、よかったですと思います。

また、11月24日に愛知県の中学校で3年生の男子生徒が同級生に刺され死亡するという、本当にショックな事件がありました。生徒が起こす事件もかつてもあったと思います。そのように内部で起きたときの対応はどのように取り組まれていますでしょうか。

また、危機管理マニュアルとかも作成はされていますでしょうか。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

石本理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

議員ご質問の危機管理マニュアルにつきましては、作成のほうをしております、先ほどの不審者対応の避難訓練等の際には、そのようなことを想定して、教職員のほうもそういう体制のほうを努めているところでございます。

議長（和田 善臣議員）

小島議員。

4番（小島みゆき議員）

そういう生徒同士のそういう事件とかにもちゃんと対応できるようにしているということではよろしいのでしょうか。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

石本理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

そのとおりでございます。まず、生徒同士にはそういうトラブルがないように、未然防止等を含めてしているところでございます。

議長（和田 善臣議員）

もう一度。3回を越えていますんで、小島議員。

4番（小島みゆき議員）

今後も、先生方の安全も確保していただきながら、子どもたちが安全に安心して学校生活を送っていただけるようによろしくお願いいたします。

次の質問に移ります。高齢者等のデジタル弱者への対応について質問させていただきます。

新型コロナのワクチン接種の予約でも、電話が話し中ばかりでなかなかつながらないので、LINEで予約手続きができるからとスマートフォン（スマホ）を手にはするけれども、やり方が分からない方もおられました。お話をお聞きしましたら、窓口にはスマホを持ってこられた方々にも、一緒に予約手続きの対応をしていただいたとのことで、来られた方は喜んでいらしたと思います。今後も、いろいろなことでスマホ等ができるようになるとと思いますが、私自身も含め、特に高齢者等のデジタルデバインド（情報格差）の解消をしていくためにも、デジタル弱者の方にスマホ教室をするなどしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

行政手続のオンライン化などが進められる中、新型コロナウイルス感染症対策の観点からもオンラインによる行政手続やサービスを利用できるようにすることが求められている状況ですが、高齢者等ではデジタル機器の利用が難しいと感じられる方もおられます。そういった方のサポートとして、総合福祉センターにおきまして11月19日にスマートフォン教室を実施したところ、好評でしたため、継続的に実施していきたいと考えております。

また、デジタル機器をお持ちでない方や利用が難しい方等が情報弱者とならないよう、手続等においてインターネットやSNSを活用する場合は丁寧なご案内をまいりますので、よろしく願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

小島議員。

4番（小島みゆき議員）

スマホ教室を実施していただき、本当によかったと思います。また聞いたときは「ああ、そうか」、「分かった」というふうになるんですが、何か触っている間に分からなくなったり、何もしてないのに変なんが出てきたとか、そういう状況になってしまい、「分からない」ってなってしまいます。家族や子どもさんたちには何回も聞いたらうっとうしがられるし、怒られるとおっしゃる高齢者の方もおられますので、町として取り組んでいたきたいですし、一度だけでなく何度も学べるようにしていただきたいと思います。また答弁お願いします。

議長（和田 善臣議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

スマートフォン教室は、初回は初心者向けを無料で開催したところですので、今後も継続して実施していただけるように、また初心者向けでなく中級、上級者向けの教室の開催も総合福祉センターの指定管理者に要望してまいりますので、よろしく願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

小島議員。

4番（小島みゆき議員）

ありがとうございます。ぜひともよろしく願いいたします。

次の質問に移ります。学校でのいじめの対応について質問させていただきます。

小さなことから大きなことまでいろいろあると思いますが、どんなことがあってもいじめは、「いじめるほうが100%悪い」、私が尊敬する方の言葉です。

今までも、いじめが原因で自ら命を絶つなど学校の対応などが問題になっています。取り返しのつかないことになる前に対処していくことが大切です。現在、学校でのいじめの対策や起きたときの対応はどのようにされていますでしょうか。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

石本理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

議員ご質問のいじめ対策につきましては、いじめ防止対策推進法の成立に伴い策定しました忠岡町いじめ防止基本方針をもとに、いじめの未然防止を第一に、早期発見、早期対応に努めているところです。

まず未然防止策として、子どもたちにはいじめを絶対に許さないという心情を育み、お互いを認め合える集団づくりに努めております。新しく設けられた特別の教科、道徳を初め学級活動を含めた全ての教育活動において、いじめを許さない学校づくりに努めております。

また、早期発見の方策としましては、担任を含めた全ての教職員が児童・生徒の小さな変化にも気づけるよう、日々子どもたちと関わりをしっかりと持ち、家庭との連携も密にしております。少なくとも各学期に1回、児童・生徒の悩み事や嫌な思いをしていないか等を教職員が把握できるよう、生活アンケートを実施しております。

次に、早期対応策として、アンケートに「嫌なことをされている」という等の記載があった場合には、まず十分配慮した上で本人に事実確認をし、その後、関係児童・生徒に丁寧に聞き取りを行っております。被害者のケアと安全確保を最優先に、嫌な思いの解消に努めるとともに、加害者に対しては相手の気持ちを理解させることを丁寧に指導しております。

なお、被害者に対しては、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門職員と連携し、心のケアにも当たるとともに、保護者との連携のもと、当該の子どもへの一定期間、継続した状況把握を実施しております。

議長（和田 善臣議員）

小島議員。

4番（小島みゆき議員）

いじめが原因で大きな事件に発展しています。いじめは大事件になります。だからこそどんな小さなことも見落とさないでほしいと思います。

いじめの予防、起きたら迅速に対応していく、その後もしっかりとケアをしていく、そのことが大切だと思います。しっかりと今取り組んでいただいているということですので、本当に小さなことも見落とさないよう、子どもたち一人一人に寄り添えるようによろしくお

願いたいと思います。

次の質問に移ります。子どもの虐待を防ぐための対応について質問させていただきます。

保護者による子どもの虐待には、主にしつけとして時には体罰が必要との誤った認識、保護者の孤立、生きる上で生じる多重のストレスなどがあると考えられています。子育ての不安や育児の疲れ、孤独感による精神的な苦しさ、経済的に困窮状態にあることなどが言われています。

「しつけ」と称した体罰が虐待につながっている実態を受け、児童福祉法等改正法が2020年4月に施行されました。親の体罰の禁止も明記されています。

昨年からの新型コロナウイルスで、幼稚園・学校が休みになったり、外出もできない状況であったり、また、保護者の仕事の状況も悪くなったりで親子ともにストレスを持つような状況の中、親が弱い立場の子どもに当たり、暴言や暴力を振るうということが起こっています。

子どもに虐待をしてしまう保護者自身が何らかの事情を抱えているが、家族や親戚などに助けを求められない、子どもを守るためには親への支援が必要であると思います。町として子どもの虐待を防ぐための対策、対応はどのようにされていますでしょうか。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

児童虐待は子どもの心身の発達及び人格の形成に重大な影響を与えるため、児童虐待の防止に向け、虐待の発生予防から早期発見、早期対応、さらには虐待を受けた子どもの保護、自立支援に至るまでの切れ目のない総合的な支援体制を整備し、充実していくことが必要であります。

このため、発生予防に関しては、生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う乳児家庭全戸訪問事業、すこやか赤ちゃん訪問事業の実施や、養育支援が必要な家庭に対して訪問による養育に関する相談、指導、助言や、育児、家事の援助等を行う養育支援訪問事業、出産後1年以内の母親と乳児を対象に保健指導や育児相談などを行うことで産後うつや児童虐待の予防につなげる産後ケア事業の推進、子育て中の親子が相談、交流できる地域子育て支援拠点、地域子育て支援センターの利用促進を図っております。

早期発見、早期対応に関しましては、要保護児童対策地域協議会を設置し、子どもに一番近い存在である教育委員会、学校園や子ども家庭センター等と情報の共有化を図り、連携を密にし対応を行っており、また社会福祉士の配置の充実など、児童相談の体制強化を

図っております。

また、虐待をした親自身への再発防止策として、家庭の養育機能の再生強化に向けた取組を行う親支援の推進を行っているところであります。保護、自立支援に関しましては、適切な保護、支援を図るため子ども家庭センターと連携を図り対応を行っているところであります。

児童虐待防止に向けた広報啓発の取組としましては、毎年11月が児童虐待防止月間となっておりますので、関係機関、連絡先の広報への掲載や公共施設等にポスターを掲示し広報啓発に努めておるところでございます。

議長（和田 善臣議員）

小島議員。

4番（小島みゆき議員）

子どもの権利を保障する「子ども基本法」を公明党として掲げています。子どもの幸せを最優先にする社会の実現を目指す我が党は、子どもの政策を国の最重要課題として全力で取り組んでいます。子どもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しする政策を抜本的に強化しなければならないと訴えています。忠岡町でも子どもの幸せを最優先にさせていただき、子どもを守っていけるよう取り組んでいただきたいと思います。大切な未来の宝である子どもたちを守っていけるようよろしく願いいたします。

次に行きます。すみません。ヘルプマーク等、お困りの方への対応について質問させていただきます。

ヘルプマークは、外見からは分からなくても、援助や配慮を必要としている方々などが身につけて、日常生活や災害時など困ったときに、周囲に配慮が必要なことを知らせることで支援や理解を求め、援助を得やすくするように作成されたマークです。

コロナ禍でマスクの着用を求められますが、発達障がいや知的障がい、皮膚の病気などの理由で、マスクの着用が困難な方もおられます。そのような場合に意思表示できるカードやバッジ、また障がいのある方へのヘルプマーク、それだけでなく、逆ヘルプマークというのか、手助けしますなど、手を差し伸べたい、協力したいと思っている方にも、お困りの方が声をかけやすいようなマークやバッジのようなものを町として取り入れていただきたいと思います。いかがでしょうか。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

ヘルプマークにつきましては、大阪府内において平成29年6月より希望者に配布しており、本町では身体障害者手帳交付時に福祉の手引きとともに周知のチラシをお渡しし、



ご説明をしております。

このヘルプマークは、身体障がい者だけに限らず、外見からは分からない援助や配慮を必要としている方々が周囲の人々に配慮を必要としていることを知らせることで援助を受けやすくするようにするものです。義足や人工関節をしている方、内部障がいや難病の方、妊婦の初期の方など、援助や配慮を必要とする方が対象となっております。

12月3日から9日は障害者週間ですので、それに合わせて12月の広報紙に「ヘルプマークとは」という記事を掲載しておりますので、ご確認ください。

配布に際しましては、ご利用される方々からの申し出により窓口でお渡しさせていただいております。障がい種別、等級、病名などによる条件はありません。書類などの記入は不要で、無料で配布しております。このマークをつけた方を見られたときは、席を譲る、困っているようであれば声をかけるなど、思いやりのある行動をお願いします。

ほかには妊娠の方に対して、母子健康手帳発行の手続の際にマタニティマークのキーホルダータイプのものでステッカーと一緒にお渡ししております。マタニティマークは身につけることにより周囲の方々が妊婦への配慮を示しやすくするものでございます。これらのマークを見かけたらヘルプマークと同様に、電車内で席を譲る、困っているようであれば声をかけるなど、思いやりのある行動をお願いするものとなっております。

また、庁舎内において会話の聞こえづらい方に対し、1階の窓口に会話補助システムを設置し、聞こえづらさに対応できるようにしております。引き続きお困りの方への適切な対応を行っていただけるよう取り組んでまいります。

また、手助けしたい、手助けできますという気持ちの意思表示としての逆ヘルプマークについては、広まってくると困っている人も声がかかりやすいということになり、うれしく感じますが、このマークの認知度についても関係してくることから、逆ヘルプマークについて調査研究してまいりたいと思っております。よろしくをお願いします。

議長（和田 善臣議員）

小島議員。

4番（小島みゆき議員）

また、災害があったときなど、避難所でも使用できるような、他の自治体でも取り組まれているような支援ボードのように、「欲しいものは？」とか「お困りのことは？」とお尋ねできるものや、見て分かっていたいただけるようなものを作成してはかがかかと思いません。内容によっては災害時だけでなく、ふだんからも窓口でも使用できると思います。いかがでしょうか。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

避難所において活用できるものとして、いずみそれいゆライオンズクラブから寄贈していただいた障がい者向けのカードがあり、「目が見えません」や「耳が聞こえません」を他者に知らせるものがあります。また、コロナワクチン接種の受付の際には聴覚障がい者向けのしおりカードを用い、「筆談をお願いします」や「はっきりお話しください」など意思表示するものを設置しました。ふだんの窓口においても丁寧な対応ができるように努めてまいりますので、よろしく願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

小島議員。

4 番（小島みゆき議員）

ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。思いやりのある忠岡町を目指して、ぜひ忠岡町として取り入れていただきたいと思います。最後にもう一度お願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

障がいをお持ちの方や外国人など、話し言葉によるコミュニケーションが取りづらい方と意思疎通を図るツールとして、コミュニケーション支援ボードを導入している自治体も見られるところがございます。本町においても災害時以外でも活用できる機会があると思われまますので、今後、導入について検討してまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

もう時間が来ていますので、回数も3回です。

4 番（小島みゆき議員）

もう質問じゃないです。

議長（和田 善臣議員）

はい。

4 番（小島みゆき議員）

ぜひともよろしく願いします。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（和田 善臣議員）

以上で、小島みゆき議員の一般質問を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

次に、是枝綾子議員の発言を許します。

6 番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

6番、日本共産党の是枝です。一般質問をいたします。

まず、1つ目は、男女共同参画センターの設置について質問をいたします。

本町では、今年3月に「第2次忠岡町男女共同参画計画」が策定され、男女共同参画の施策が進められているところです。現在、役場内で、文化会館のあり方が検討されております。その中で聞くところでは、忠岡町の「働く婦人の家」を廃止することも含めてお話が出てきているようです。他の市では「働く婦人の家」は、男女共同参画センターなどに変わっていきましたが、大阪府下で残っているのは忠岡町だけであります。

そこで、もし「働く婦人の家」が廃止されたら、他市のように代替りの男女共同参画に関する施設の設置を忠岡町はきちんと考えておられるのでしょうか。まずは担当次長よりお願いをいたします。

町長公室（明松 隆雄次長兼企画人権課長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

明松次長。

町長公室（明松 隆雄次長兼企画人権課長）

具体的ではございますが、そのような状況にあった場合につきまして、男女共同参画の計画の視点も含めながら真摯に議論してまいりたいと考えてございますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

6番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

そのようなことがあった場合に、そこから議論をしていくというのでは、なくなってしまってから議論ということでは、ない状態になってしまうということでもありますので、それでは遅いと思います。

忠岡町から、ちょっと担当課から頂いた大阪府内の男女共同参画関連施設の一覧というものがありまして、その中で市はほとんどのところで男女共同参画センターや女性センターといった施設をお持ちですが、町村、10町村の中できちんとかうやって施設を持っているのは忠岡町だけでありまして、これは大変、町村の中では進んだ自治体と言えらると思います。

ところが、それを、その代替りの施設をつくらずに、「働く婦人の家」を廃止してしまいますと、本町の男女共同参画の施策の後退になるのではないのでしょうか。そういったところでもありますので、担当課としては現在、町村の中では先進というこの状況を維持をして、今後、男女共同参画の関連施設に発展させていただくと、いくということについては時期も含めてどのようにお考えでしょうか。再度お答えを頂きたいと思います。

町長公室（明松隆雄次長兼企画人権課長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

明松次長。

町長公室（明松隆雄次長兼企画人権課長）

具体的にはその点につきまして視点を置きながら、現在、働く婦人の家、ございます。その点も視点到置きながらということ考えてまいりたいと思いますが、確かにセンターといいますと人的な、あるいは施設的な面も予算がかかるものでございます。その点も十分考慮しながら、今後また改めて考えてまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

6番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

「働く婦人の家」というものは、昔、勤労婦人福祉法という法律がございまして、そこに基づく施設でありました。忠岡町では60年に文化会館を建設するときに一緒に造りました。これは中小企業に働く女性や勤労世帯の主婦、これから働くことを希望する女性の福祉の増進を図るため、職業生活や家庭生活に必要な知識や技能の習得、援助、レクリエーション、話し合いの場と機会の提供などを総合的に行う施設として全国各地に造られてきました。

この基となる勤労婦人福祉法は、男女雇用機会均等法に改正され、「働く婦人の家」は男女雇用機会均等法に引き継がれています。この「働く婦人の家」の建設当時、旧労働省婦人少年局の3,000万円の定額補助金がありました。さらに、都道府県からも国庫補助と同額の補助があり、そして地方債も中小企業退職金共済事業団資金から資金を受け取れるという制度がありました。

それらを受け取るための設置基準が延べ面積600平方メートル以上で、施設として講習室、相談室、談話室、料理実習室、図書室、託児室、そして軽運動室などが基準としてありました。ですから、忠岡町は全部兼ね備えております。例えば文化会館4階の体育館は「働く婦人の家」であります。運営は市町村が条例、規則で定めることとなっていたた

め、これは今後男女どちらでも使えるように条例や規則を変えることは、町が独自に設定しているので可能であると考えます。

また、「働く婦人の家」が果たしてきた役割は、これからもっと大きく幅広く、複雑多岐にわたり、新たな女性が抱える問題解決のための拠点へとつくり替える必要があるかもしれません。時代はジェンダー平等社会に向かいつつあるわけでありますから、例えば、男女共同参画センターなどにして、体育館や他の施設を誰でも自由に利用できるものにして、男女共同参画の施策を前へ進めながら、みんなが利用しやすい施設運営を進めていただきたいと思いますが、それについては今のところ具体的な検討というか、なされてないということが分かりましたので、これは時代に即した、女性が抱えている問題を解決するために施設を発展させていく責任は忠岡町にありますので、働く婦人の家のままでいいのかというところを含めてですが、やはり男女共同参画センター、そういった関連施設に発展させていく、このことをぜひ真剣に考えていただきたいと思います。

そこで、せっかく町長いらっしゃいますので、第2次忠岡町男女共同参画計画が策定されましたが、これは杉原町長になってからつくられたということで、挨拶も杉原町長がされていらっしゃいます。この計画の巻頭の挨拶において町長は「ジェンダー平等の視点を取り入れ、総合的、計画的に実行することを目標としています」と述べておられます。この機会に杉原町長の男女共同参画社会への取組、施策についてのお考えをお聞きしたいと思います。町長よりご答弁を頂きたいと思います。

議長（和田 善臣議員）

町長。

町長（杉原 健士町長）

男女共同参画に対しましては、第2次基本計画に基づいて施策の推進に当たってまいりたいというのが基本的な姿勢でございます。しかしながら、議員もご承知のとおり限られた施設、人材、限られた財政の中、全ての計画について直ちに達成を図ることは難しいと考えておりますが、私は第2次男女共同参画計画のキャッチフレーズにあります「女性も男性も、いわゆる性差に関わりなく、全ての人が輝ける『みんなでつくろう自分らしく活躍できる元気なまち』を目指す」という点にありますので、何とぞよろしくご理解のほどお願いいたしたいと思います。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

町長のおっしゃるジェンダー平等の視点で、今後の忠岡町の男女共同参画の施策を前進させていただきますよう、お願いをいたします。

それでは2つ目の質問ですけれども、男女共同参画センターの2点目は、町民以外にも企業や団体に啓発や発信していく拠点施設となるセンターが必要ではないかという点につ

いてです。

まず、ジェンダー平等の取組についてと、一言で男女がと言いますが、実はDVやパワハラ、セクハラなど女性が大概が被害者であります。大部分が。安心して生きていくためにはまだまだ問題があります。労働現場における男女の格差も深刻であります。非正規労働者の7割は女性であり、コロナ禍、非正規労働の女性がより貧困になり、生理の貧困といった新たな問題も起こっております。

日本は国連女性差別撤廃委員会から、男女の賃金格差などでたびたび勧告を受けていますが、一向に改善がされません。ですから、女性からの相談や学習、講習を受け、女性が集うセンター的役割を持つ施設が必要ですし、企業や団体に啓発・発信していくためにも、やはり男女共同参画関連施設は必要ではないかと思いますが、その必要性について検討するということでもありますけれども、必要性、今ほど必要なときはないというふうには思いますが、担当部長、次長ですね、その必要性についてはどの程度の認識をお持ちなのでしょうかということ、お答えを頂きたいと思っております。

町長公室（明松 隆雄次長兼企画人権課長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

明松次長。

町長公室（明松 隆雄次長兼企画人権課長）

議員申されました企業、働く場所での差別ですとかジェンダーフリーでの格差の問題等につきましてですが、センターという位置づけではなく、現在、例えば企業への男女共同参画推進に係る啓発としまして、忠岡町商工会を通じまして加盟企業、約700社と伺っておりますが、そちらへの男女共同参画チラシの配布、この中には議員ご承知のとおり、ジェンダーフリーの問題、DVの問題、また相談先の一覧等を記載してございますが、そのようなものの配布、大阪府人権協会あるいは大阪府の企業人権推進協議会を通じた啓発や学習機会の案内等をご配布しているところでございます。このような啓発を通じまして、引き続きジェンダーフリー、そういうふうな社会の社会づくりに向けて努力してまいりたいと考えてございますので、何とぞご理解のほどお願い申し上げます。

6番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

企業や団体に対しての啓発ということはいろいろとやっていたらっしゃるということですが、やはりそれだけではなく、女性からの相談や学習、あと講習を受けて、女性が集まって集うセンター的役割というものは、やはり今ほど必要なときはないと思っております。

ます。そのことがですね、それができる施設ということですので、やはりコーナーとか何か一角でこれをするというのはやはり無理だと思います。ですから、やはり施設として忠岡町は、大阪府下でも10の町村の中で唯一独立したこういう施設を持っているところという認識を持っていただいて、それをなくすということではなく、やはりそれを発展させていくという、そういう決意でぜひ頑張っていたいただきたいと思います。いかがでしょうか。

町長公室（明松 隆雄次長兼企画人権課長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

明松次長。

町長公室（明松 隆雄次長兼企画人権課長）

その点、ご意見賜りましたことにつきましては、ご意見の1つという形で、今後いろいろと考える際に賜ってまいりたいと考えてございますので、よろしくお願いいたします。

6番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

今後、忠岡町が男女共同参画の施策を後退させることなく、前に進めるということで取り組まれることを求めて、次の質問に移ります。

次に、福祉バスの改善と充実について質問いたします。

私どもは住民要望として、忠岡町の福祉バスの増便と土日の運行を求める質問を長年にわたって行ってまいりました。しかし、財政問題を理由に一向に改善がされてきません。問題の解決が求められているのに、忠岡町は財政が大変でできないということで、このままでよいのかということで、新たな視点で質問をさせていただきます。

まず、1点目は、福祉バスの増便・土日の運行といった住民要望については、町役場の中のどういった組織でどのように検討がなされてきたのでしょうか。担当部長よりお答えを頂きたいと思います。

議長（和田 善臣議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

運行ルートの検証や見直しの検討につきましては、現在、担当課内ではございますが、定期的に行っており、どのような時間設定が総合福祉センターの利用につながるのか。また、限られた時間での運行となりますので、どのようなルートが利用者の促進につながるのかを検討しているところです。運行ルートにつきましては、いろいろな方からご意見を

頂戴しているところで、時間的または財政的制約の中でどうすればいいのか、検討しているところです。

一方、福祉バスの停留所付近の住民の方にすれば、迷惑施設という面もございまして、設置場所について苦慮したことや苦情を頂くこともございます。バス停の設置につきましては、地域住民の方のご理解を頂けるよう慎重に検討しなければならないと考えておりますので、よろしくお願いたします。

6 番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

6 番（是枝 綾子議員）

担当課の中だけで検討がされているということですので、そこで、今回はその関係部署と連携を取るといったところについて、提起したいと思います。

昨年度、策定された忠岡町立地適正化計画の中では、福祉バスは、立地適正化計画上、欠かせない公共交通機関として位置づけられています。公共交通機関としての福祉バスが1日6便で、夕方5時過ぎにはもう終了してしまい、土日が休みのままで、これで公共交通機関と言えるのだろうかというふうにも考えるわけです。高齢介護課だけで検討するのではなく、立地適正化計画の担当の建設課とも協議をして、どのような公共交通機関にするのかということもやはり考える必要があるのではないのでしょうか。担当部長よりお答えを願います。

議長（和田 善臣議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

令和3年3月に策定されました忠岡町立地適正化計画において、公共交通に関する施策がうたわれており、今後におきましては健康福祉部と産業まちづくり部と共同で、福祉バスのより効果的な運行方法について定期的に調査研究してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

6 番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

6 番（是枝 綾子議員）

今後、関係する部署が連携をして問題解決に当たっていただきたいということ、引き続き求めておきます。

そしたら、福祉バスの質問の2点目は、増便と土日の運行についてです。



高齢ドライバーの事故が相次いでいます。高齢ドライバーの免許返納も今後増えてくるものと思われます。しかし、公共交通機関がなければ免許を返納したくてもできないという声も、一方あります。

高月北では、免許を返納したある高齢ドライバーの方が、「今まで福祉バスに乗ったことがなかったが、免許を返納したので初めて乗った。とてもありがたい」と、大変感謝されていたそうです。また、昨日ですけど、「寒い風の吹く中、馬瀬の1丁目のバス停で、足の悪い高齢のご夫婦が、バスが行ってしまった後だったんですけども、時刻表を一生懸命見ていた」ということです。その通った方が、大変気の毒なので、知らない方でしたが、車で送ってあげたというお話をお聞きしました。このように福祉バスは、これから必要とされる方が必ず増えていくものと考えます。

第8期の介護保険の事業計画及び高齢者福祉計画に、忠岡町の高齢化率は平成12年は16.6%でした。ところが、平成27年には27.4%に、15年間で高齢化率が11ポイントも増加をしており、現在の、令和2年度ですけども、高齢者の人口に占める比率は28.3%ということで、これは3割を超えるのは時間の問題であろうかと思えます。このように高齢者の数が増えてきておる中で、それが前期高齢者よりも後期高齢者の人口が多くなってきているということで、まだ65歳、70歳でしたら車を運転されていますけれども、80を超えてきたらちょっと運転が危ないという、そういう方々、後期高齢者の人口が29年度に、前期高齢者の人口よりも後期高齢者の人口が多くなって、逆転してしまったということで、ただ高齢者の人口が増えただけでなく、後期高齢者の人口が前期高齢者よりも多くなってきているという、これが1つの免許返納者の数も増えていくということになります。

福祉バスのバス停に高齢者がずらっと並んで、今のバスが座席11名ですので、せっかくバスを待ったのに、もう満席で乗れなくて、乗れない高齢者がまたバス停に残されるという、こういうことが起こった場合、無理に座席がないのに乗せるわけにはいかないということですので、こういうことも今後予想されてきます。ということで、そういった免許の返納者ですね。車の運転の免許の返納者が増えてくる問題にどう対応していくのかということをやはり考えていただきたい。

もう一つは、後期高齢者は、要介護状態になる率が、前期高齢者よりも高いとされています。介護予防の観点から、お出かけ応援バスのことも求められています。介護保険を使えば使うほど保険料が上がる仕組みですので、現在、8期の介護保険料の基準額が1か月6,500円弱ですけども、1か月1万円を超える日も近いのではないかと心配されます。ですから、福祉バスに乗って、できるだけ多くの高齢者が買物や文化会館、福祉センターなど町中に出かけると、にぎわいも出てきますし、介護予防にも役に立つということになると思います。

ということで、今の福祉バスの運行形態に変えてかなり経過が、16年ほどたちます

が、経費が以前の3分の2ぐらいに抑えられてきていました。ところが、最近ではその経費が増えてきて、担当課にお聞きしたところ、年間480万円ぐらいかかっているぐらいに増えてきたということです。

そんな中、田尻町では令和2年度からコミュニティバスの「たじりっち」を泉佐野市と共同運行されています。で、田尻町内だけでなく泉佐野駅やりんくう総合医療センターにも回ってくれて、運賃は無料ということでもあります。車椅子のまま、そのまま乗れる34人乗りの大変きれいな新しいバスで、運行委託料は泉佐野市と案分されているので、初期投資は別にちょっとあったんですけども、年間の委託料が600万円余りで、1日8便、土曜日も運行しているということでもありますから、忠岡町の480万、土日休み、6便で終わるということを考えても、やはり運行形態の見直しということも考えていかなければいけないのではないのでしょうか。

そこで、お聞きいたします。経費がだんだん増える中、福祉バスの増便と土日の運行はもちろん、コースやバス事業の形態も検討するというお考えはありませんでしょうか。担当部長よりお答えいただきたいと思います。

議長（和田 善臣議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

福祉バスの運行に関しましては、総合福祉センターの利用者の送迎用として運行しているものでありまして、併せて高齢者の社会参加を促す目的で町内を巡行運行しております。

高齢になっても障がいがあっても、今まで暮らしてきた地域で安心して暮らし続けるには、通院、買物などに伴う移動や外出手段の確保としての現行の福祉バスの重要性は認識しております。少しでも利用者の利便性が図られるよう、増便や運行ルート、バス停について、また新たな運行形態について今後も検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

6番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

ぜひ、経費もだんだん増えてきておりますので、新たな住民からの要望というか、行政に対する需要ですね、行政需要にどう応えていくのかということ、その問題を解決するために、先ほど一番最初の質問でしました他の課、関係部署との連携した会議の中でぜひ検討して、一日も早くいいバスですね、住民の要望に応えるバスの運行の形態にしていただきたいと思います。

そこで、土日の運行について3つ目ですけれども、土日の運行については、どの程度需要があるのか、実際に試験的に運行して、調査や確認をされるというお考えはないでしょうか。担当部長よりお答えいただきたいと思います。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

コロナウイルスワクチン接種の高齢者向けの集団接種の時期に福祉バスの運行をさせていただきましたが、利用者はごく少数でございました。ワクチン接種という目的があるにもかかわらずこのような状況でございました。それが今年の6月の状況で、高齢者の行動変容が半年で大きく変わっているとは思われません。このようなことから、今のところ実証実験等は考えておりませんので、よろしくお願いたします。

6番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

ワクチン集団接種のときの福祉バスの運行は、ワクチンを接種するための人しか乗れないというふうに私も受け止めておりましたので、多分一般の住民の方も皆さんそう思っているんじゃないかと思いますが、乗ってよかったんですね。今、その答弁を聞いて、「あっ、乗ってもよかったんだ」ということが分かりましたということで、周知が足らなかったということじゃないかと今思います。

緊急事態宣言とかいろいろあったので、外に出かけるのを控えているという状況もあるかと思いますが、感染状況やそういった社会の動きに合わせて、その適した時期に一度調査をするということもぜひ必要ではないかと思いますが、日曜日まではできなかつたら、土曜日だけでも半日でも運行するということが、実際にどのくらいあるかという状況を把握する、ニーズを把握するということをしていただかないことには、ないというふうに思っていないのと、あるかどうか分からないけど、やってみるということで、実際に皆さんに呼びかけて知らせ、利用していただくと、乗っていただくという、そういった、やっぱりどこに需要があるのかということきちんと把握する努力は行政にあるかと思いますが、その点について需要の把握ということについてはどのようにお考えでしょうか。

議長（和田 善臣議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

議員おっしゃられている実証実験といいたいでしょうか、そういったことに関しましては今直ちには思っておりませんが、時期を見ましてどういった仕方があるのか、調査研究してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

6番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

ぜひ土曜日、日曜日の運行についての調査もしていただきたいと思ひます。

時間がないので、最後の質問です。さつき通り、忠岡中央線のこの幹線道路のところの歩道に、水路上にコンクリート蓋が敷いてあって、段差で通行しにくいと。老朽化して劣化して段差ができています。また、歩道に乗り上がる部分の縁石に段差があり、車椅子や自転車で通ると衝撃となるということで、整備して改善するお考えはございませんでしょうか。担当部長よりお答えいただきたいと思ひます。

議長（和田 善臣議員）

村田部長。

産業まちづくり部（村田 健次部長）

まず初めに、歩道への乗入れに対する縁石の段差については、国交省の設置基準があり、どうしても2センチの段差が生じるものでございます。

次に、歩道上のコンクリート蓋の現状でございますが、線路から山側に比較的多く存在しております。また、段差の対策につきましては部分的に対策済みの箇所もございます。今後は老朽化が進んでいる箇所を優先的に対策できるような予算要望をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

時間がないので。かなり距離が長いところでございますので、かなりの予算も要るかと思ひます。計画的に、そして老朽化が進んでいるところを重点的に早く対処していただきますようよろしくお願ひいたしまして、私の質問を終わります。

議長（和田 善臣議員）

以上で、是枝綾子議員の一般質問を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

議事の都合により暫時休憩いたします。15時05分より再開いたします。

（「午後2時55分」休憩）

議長（和田 善臣議員）

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（「午後 3 時 0 5 分」再開）

（出席議員及び議事参与員休憩前に同じ）

議長（和田 善臣議員）

次に、河野隆子議員の発言を許します。

1 2 番（河野 隆子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河野議員。

1 2 番（河野 隆子議員）

1 2 番、日本共産党、河野です。ただいまより一般質問をさせていただきます。よろしくお願いたします。

まず最初は、高齢期の聞こえの支援策についてであります。

内閣府の高齢社会白書によれば、2020年の高齢化率は、65歳以上の高齢者が人口の全体に占める割合は28.9%、団塊の世代の方が全員後期高齢者になる2025年には高齢化率が30%になります。さらに、大分先の話ではありますが、2065年頃には何と38%となって、大変な高齢化がこれから進んでいくわけです。先ほどの是枝議員の質問でも言われたとおりでありました。

今年3月の第4次忠岡町地域福祉計画を見ますと、平成28年から65歳以上の人口の割合は上昇傾向にあって、令和2年は28.3%、それ以降は一定水準で推移すると見込まれますけれども、令和22年には35.0%に達すると想定される、このように書かれています。

高齢者が増えるということは、当然のことながら難聴者、耳の聞こえが悪くなる、そういった方が増えることとなります。寿命のほうは延びていきますけれども、70年、80年使った聴覚はそれだけ衰えていきます。そして、高齢化によって、認知症になる高齢者も増えています。認知症の人の80%から90%が難聴を患っており、そのことによって認知症の進行は早くなるというふうにも言われています。難聴が認知症の発生に影響すると、国際的な研究成果も報告されているところです。

しかし、ここで経済的に購入ができない、そういった低所得者の高齢者も購入ができるように、本町で補聴器購入の補助をされるお考えはないでしょうか。担当部長のほうからよろしくお願いたします。

議長（和田 善臣議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

高齢者が難聴のため補聴器を装着することは、安心・安全に生活を送る、また社会参加や認知症予防につながるものと考えますが、高齢期の補聴器に対する購入の町単独の補助につきましては、国や大阪府の補助もない中、本町の厳しい財政状況での実施は考えておりませんので、ご理解のほどお願い申し上げます。

また、補聴器につきましては、身体障害者総合支援法に基づき、聴覚障がいの原因とする身体障害者手帳所持者に対し補助を行っております。必要な方には、担当医師とご相談の上、身体障害者手帳の申請を行っていただけたらと存じますので、よろしく願いいたします。

12番（河野 隆子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河野議員。

12番（河野 隆子議員）

WHO、世界保健機関が、高齢者の生活の質を阻害する疾病を10挙げておりますけれども、5番目に白内障、7番目に難聴、耳鳴り、10番目に視力障がいが入っており、心疾患や脳血管疾患などとともに視聴覚障がいは高齢者の生活に大きく関わっていることが分かります。目に見えにくい疾患ですが、障がいとしては非常に多く、また深刻であります。

さきにも申しましたように、難聴は認知症の危険因子の1つとされております。近年の研究で、難聴のために音の刺激や脳に伝えられる情報量が少ない状態になると、脳の萎縮や神経細胞の弱まりが進んで認知症の発生に影響するという報告や、難聴により人とのコミュニケーションができないで社会活動が減ってしまう、これが認知症の発症を進める要因になるという指摘もございます。

しかし、補聴器の値段は様々で、安くても1台5万円。しかし、両耳をされるとしたらその倍の10万円、これは安いものでありますから、高価なものは1台20万円から30万、40万といろいろとあるようであります。片耳の補聴器の平均が約15万円程度で、ほか10万円程度でありまして、ほかの補装具と比べてもかなりの高額ということが分かります。収入が少なくなっていく高齢者や年金生活者にはかなりの負担になってしまいます。高齢者福祉の前進のために補聴器購入の補助を始めている自治体が全国で生まれております。

前回の質問では、愛知県北名古屋市や、昨年4月から人口4,700人の小さなまち、高齢化率約50%の設楽町の補聴器補助を紹介させていただきました。約1年余りたった今、補助を始めている自治体がまたそこから増えております。

身体障害者手帳の取得と専門医の意見書があれば、減免や免除を受けることはできません。本町の高齢者の割合が約28.3%、人数にすると約4,800人になります。WHO基準の26デシベル以上を難聴とした場合、65歳から69歳で3割から4割、70代で4割から7割、80代以上では8割になるという数字があると、このように実態も示されております。これだけの割合で示されているにもかかわらず、本町ではどれだけの高齢者で、聴覚障がい者の手帳で補聴器の補助、これを申請、受給された方はここ近年で何名おられましたでしょうか。担当部長よりお答えをお願いしたいというふうに思います。

議長（和田 善臣議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

補聴器を申請された方につきましては、令和2年度11名、令和元年度4名、平成30年度4名でございました。

12番（河野 隆子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河野議員。

12番（河野 隆子議員）

高齢者の割合が約30%に届くという本町でありますけれども、今お聞きした人数、この減免制度の対象になった方はあまりにも少ないと、そういったふうに思います。逆に言いますと、現状の減免制度ではなかなか対象になるのが難しいということが、この実績をお聞きするとよく分かるのではないのでしょうか。議員皆さんも、やはり高齢者の方の相談が多いというふうに思います。かなり会話が難しいときがあります。大声を出しても聞こえているのか聞こえてないのか、うなずくだけであったり笑うだけであったり、反応が分からないと、そういった方も補聴器はつけておられない方がほとんどであります。使い勝手の悪い減免制度、これは正していかななくてはならないのではないのでしょうか。

そして、国民年金で生活をされている高齢者は非常に多いです。満額でも6万円台、女性では3万円台の年金しかなく、細々と暮らしていらっしゃる方がおられます。そんな年金生活で補聴器は到底買えません。ですから、自治体独自で補聴器購入費の助成が、少しづつではありますが、広がっているんです。補聴器の装着は軽度のうちからだと言われております。難聴の改善のためには補聴器を軽度から中程度の、できるだけ早いうちに使うのが効果的だと言われております。

WHOでは41デシベル、基本的には聞こえるが、かなり聞きづらい状態の中等度の人から補聴器の装着を奨励しております。そのままにしておくと難聴がひどくなるので、この段階で補聴器をつけたほうが音の認識を保てるとの見解であります。相手が何を話しているのか聞こえない。そうすると適当に相づちを打つ、理解できない。そうすると人との

会話がしんどくなる。そうやって結局は人が集まるところに出かけなくなる、そういった悪影響を及ぼすわけでありませう。

家族が同居しておられればまだしも、1人暮らしの高齢者であれば会話もなく、何日も人としゃべっていない。そういったことはお聞きします。そのようにますます外出する機会も少なくなるでしょうし、それが認知症につながっていく。また老人性うつにもなる。早くから聞こえない問題には光を当てていかなければならないのではないのでしょうか。認知予防をしていくことが介護予防にもつながるといふふうに思います。

担当部長は長い間介護のことも携わってこられているのですから、実情はよくお分かりになっていらっしゃると思います。高齢者ができるだけ介護を受けずに自分らしく暮らしていける、誰もがそう望んでおられます。しかし、難聴のため人にも会いたくない、会話が、対話ができない、そういった思いで暮らされている高齢者、低所得者の方、購入したいけれども、それができないのであれば低所得者も購入できるよう、本町独自で補聴器購入の補助の検討、これが必要であるといふふうに思います。もう一度担当部長よりお願いいたします。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

加齢での難聴は誰にでも起こり得るもので、65歳を超えると急激に増加すると言われております。先ほど議員もご紹介していただいたとおりにかと思ひます。75歳以上では3人に2人が加齢性難聴であるといふ報告も見受けられます。本町の75歳以上の人口、2,603人ですので、難聴の度合いや取得状況などを考慮しましても相当数の方が対象となることが推測されます。

認知症予防の観点から、これから迎える超高齢者社会では避けることのできない課題であるとは考えますが、費用の財源についてなど長期的な視点で考える必要もあることですので、国・府、近隣の動向を注視して調査してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

12番（河野 隆子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河野議員。

12番（河野 隆子議員）

まずは調査も必要であると思ひますけれども、調査に終わらず前向きで検討していただきたいといふふうに思ひます。加齢に伴う、先ほども言っておりますけど、聴力の低下は



ゆっくりと進行していくようで、視力の低下と比べて自覚しにくくて、気づくのが遅れがちだというふうに言われております。聴力検査を受ける機会が少ない、このことも原因の1つではないでしょうか。聞こえが悪くなってからでは補聴器をうまく使いこなせません。よく補聴器を何度も、調子が悪いということで買い替える方もいらっしゃるようです。使いこなせないということで、やはり早期の発見、そして早期対応をすれば対話もできるし、そして人生をそのまま継続することもできると思います。

補聴器を早めに装着すれば、孤立化を防いで、認知症予防になる、医療費削減にもつながります。高齢者の特定健康診査や、そして後期高齢者の健康診査の項目に聴力検査を入れることが必要ではないかというふうに思います。そうすれば早期発見もできるのではないのでしょうか。最後に聞いてもよろしいでしょうか。

議長（和田 善臣議員）

もう4回目ですので。

12番（河野 隆子議員）

4回目ですか。そういったふうに聴力検査、これを入れることが必要ではないかというふうに思います。高齢者が住み慣れたこの本町でいつまでも暮らせる、そして生活しているだけではなくて社会参加ができる。ご近所とお話もしたり、そういった人生が送れるように、やはりこの補聴器の補助、高齢化によって発生することありますから、この聞こえの支援策についてはぜひ研究もしていただき、他市もやっているところがあります。小さなまちでやっているのですから忠岡町でできないことはないというふうに思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。そして、併せて聴力検査も検討してください。お願ひいたします。

そうしましたら、次にインフルエンザの予防接種、これの助成についてお伺ひしたいというふうに思います。

毎年、この時期はインフルエンザが流行する季節です。昨年のシーズンは新型コロナウイルス感染症の流行と、それへの対策が強められる中で、インフルエンザの流行は起こりませんでした。3密を避けて手洗い、うがい、マスク着用などの日頃の予防対策を続けてきたということが有効だったというふうに思います。

しかし、小児のRSウイルス感染症が、今年は夏の初めから流行しているそうです。RSウイルス感染症とは、生後1歳までに半数以上がかかる。そして2歳までにほぼ100%の乳幼児が感染されると言われております。発熱、そして鼻汁、咳などの症状で、重症化すると気管支炎や肺炎の兆候が見られ、中には呼吸困難も起こすというふうに言われております。このRSウイルス感染症が、昨年は全く流行しなかったのも、小児のRSウイルスに対する免疫が弱まっていたとの専門家の指摘がございます。同じことがインフルエンザでも起こり得るとの懸念があります。

平成30年度、令和元年度については、本町忠岡小学校、東忠岡小学校、中学校でもイ

ンフルエンザによる学級閉鎖、学年閉鎖がございました。しかし、新型コロナウイルスの感染予防で、学校側もそして生徒たちも一人一人、非常に気をつけて対策もしてきたことにより、昨年もそして今年もインフルエンザは流行していないようであります。

RSウイルスが流行し始めていると同時に、インフルエンザでも起こり得るとの懸念があります。昨シーズンにインフルエンザが全く流行しなかったために、社会全体でインフルエンザの免疫が下がっていると考えられる、このように小児科医の先生からの懸念の声がございました。そのような中で、インフルエンザの流行を防ぐには予防接種が必要であるというお考えはいかがでしょうか。担当部長、よろしくお願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

子どものインフルエンザの予防接種につきましては、過去においては学童等を対象に学校において集団接種も行われておりましたが、接種後の発熱など副反応の問題や集団感染を防ぎ切れないなどの結果から任意接種となり、その後、高齢者などの重症化しやすい、命に危険が及ぶ可能性が高い方が定期接種化された経過があります。

インフルエンザの年齢別罹患率を見ますと、圧倒的に学童期の子どもが最も多くなっており、免疫力が十分でないこと、学校などの集団生活が影響してくることが考えられ、ワクチン接種を行うことで発症そのものを完全に防ぐことはできませんが、罹患しても症状の重症化を抑えることができるため予防接種は必要であると考えております。

12番（河野 隆子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河野議員。

12番（河野 隆子議員）

インフルエンザの年齢別罹患率を見ると、圧倒的に今お答えになったように学童期の子どもが非常に高くなっているということでもあります。

もしインフルエンザが流行すれば何が起こるかという、今は新型コロナの第5波も収まっておりますけれども、この冬に第6波が来るのではないかというふうに非常に専門家も危惧しているところでございます。有効性、必要があるとお考え、そして重症化を防ぐという認識、それは担当部長もされているというところでございます。ならば予防接種を受けやすくする施策が必要ではないかというふうに考えておりますが、いかがでしょうか。よろしくお願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

今年の冬におきましては、インフルエンザワクチン不足と言われている状況の中、ワクチン購入業者と協議を行い、本町におきましては例年どおり安定して納入できる旨、回答を得ており、町内医療機関において希望者が希望する時期に接種できるように対応を講じたところであります。あくまで子どものインフルエンザワクチン接種におきましては、予防接種法で定められた定期接種ではなく任意接種となりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

12番（河野 隆子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河野議員。

12番（河野 隆子議員）

任意接種ということは重々分かっておるわけなんです、児童は12歳まで2回接種の必要があって、数人の子どもがいらっしゃるご家庭では大変な負担になるわけです。

生後6か月から小学校6年生まで2回の接種で、1回当たり約、医院によって金額は少し異なるようではありますが、大体3,000円から3,500円程度であります。2回接種するわけでありまして、1人について7,000円になるんですね。小学校の子どもが2人おれば1万4,000円になります。複数の子どものいるご家庭では大変な負担になるわけです。

今回、また府下の自治体でも、子どものインフルエンザワクチン接種の助成を実施されているところがあります。経済的負担の心配をしなくても接種ができる、本町でも補助をされるお考え、これはないでしょうか。他市でも続々と生まれておるわけなんです、いかがでしょうか。もう一度答弁お願いいたします。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

現在、厚生労働省における子どものインフルエンザワクチンの定期接種化についての考え方は、討論を重ねた結果、平成17年3月の予防接種に関する検討会中間報告において、現行の方法によって子どもに接種した場合の有効性には限界があり、希望する場合は任意接種として接種を行うのが適当であると結論が出されております。町としましてはこの報告書の内容を受け、希望する各個人が有効性などについて正確な情報をかかりつけ医等と相談しながら、任意の接種として行うのが適当であると考えております。

国におきましても任意接種のワクチンのうち、優先度の高いものについて順次定期接種化を行っており、自治体の予防接種における財政負担は増加しております。今後も増えて

いく予防接種を公費で負担し推奨していくためには、予防接種法に基づき実施すべき定期接種に位置づけられるかどうか、国の動向を注視し対応してまいります。

当然、実施すべき定期予防接種に追加された場合におきましては、公費負担が必要であると考えておりますが、現段階におきましては接種費用の助成については難しいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

12番（河野 隆子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河野議員。

12番（河野 隆子議員）

有効性に限りがある。しかしながら重症化には、重症化を防ぐと、こういった効力はあるというふうに担当部長も先ほどおっしゃっておいりました。国の動向を見ていると、いつまでもこれは進みません。やはり町単独で、国が動かないなら町単独で進めると、そういったことが必要ではないかというふうに思います。

そこで、府下では箕面市、高槻市、寝屋川市、そして四條畷市が助成をしております。箕面市では平成28年から1,000円のクーポン券を2枚、小学校6年生までの児童に配布を行っており、高槻市も助成額は1回につき1,000円であります。四條畷市は逆に自己負担が1回につき1,000円、寝屋川市は平成25年からやっているんですけれども、25年から中学卒業まで1回につき1,500円の助成をやっております。

本町で助成をした場合の試算もされていると思いますけれども、どれだけの予算が必要になるのでしょうか。担当部長よりお答えをお願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

試算でございますけれども、対象者、6か月から13歳未満1,600人、この方は2回接種になります。13歳から15歳未満で500人、この方は1回接種になります。合計で約2,100人と仮定しますと、1回当たり1,500円の助成で、対象者全体の80%の方が接種した場合は、町補助といたしましては444万円という形になります。

12番（河野 隆子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河野議員。

12番（河野 隆子議員）

ありがとうございます。試算もしていただきました。

しかし、80%で試算されているというところでもありますけれども、そこまでの接種率

が高くなるかというところはちょっと考えものでありますので、もう少し予算は少なくなるのではないかというふうに思います。

そこで、今、新型コロナの第6波の感染が心配されている中でありますけれども、国から新型コロナウイルスの感染症対応地方創生臨時交付金が、令和2年度が約3億870万円、令和3年度で約1億2,000万円がコロナ対策として、この本町にも交付されてきました。学校施設の整備、手洗い場の整備であったりとか、そして水道使用料減免など様々な事業が計画に盛り込まれておりました。

この交付金を使ってインフルエンザの助成をされているのが四條畷市です。寝屋川市は市の単費で平成25年から、先ほども申しましたけど、平成25年から助成をされていましてけれども、今年度についてはコロナの交付金を財源更正して使いたいというところで、今行われている12月議会で諮るということであります。

しかし、このような自治体はコロナ交付金がなくても単費で助成をしてまいりました。それはなぜか。やはり経済的な負担が重いからであります。窓口で払う金額は子どもが2人、そして3人になると2万円を超します。任意であります。接種を望まれるご家庭が経済的な理由で接種ができない。このようなことがあってはならないというふうに思います。やはり補助を実施されるべきではないでしょうか。いかがお考えでしょうか。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

昨年度は大阪府において、定期接種である高齢者のインフルエンザワクチン接種の自己負担分の助成を行ったことに伴い、子どものインフルエンザワクチン接種においても新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した自治体がありました。今年度につきましては、先ほど議員がおっしゃられたように補正予算対応される場所があるということで、今お聞きしました。今後のコロナワクチン、新型コロナウイルスの地方創生交付金の使い道につきましては、優先順位等を町全体で考慮して考えることとなりますので、よろしく願いいたします。

12番（河野 隆子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河野議員。もうこれで4回目ですので簡潔に。

12番（河野 隆子議員）

分かりました。コロナの交付金ですね。もう余ってはおりませんし、事業計画に最初に載せていないので、使うことはなかなか難しいでしょうけれども、次に第6波が来ては駄

目だというふうな思いがありますけれども、もしそれに備えて国からのこの臨時交付金です。次、下りたときにはぜひそのインフルエンザの予防接種の助成をしていただきたい。しかしながら、これは毎年来るものではございませんので、岸和田市さんは去年1回きり、それを使ってされたということでありまして、それをされるに当たってはまずそれを使われればいいと思いますけど、次回、次からはやっぱり町のお金で、なくなっても続けていっていただくということが大事ではないかというふうに思います。

それで、その助成をしている自治体の接種率ですね。子どもさんのね。大体は50%前後であろうかというふうにおっしゃってました。しかしながら、忠岡町は助成をしておりませんので、なかなか何%子どもが受けたかという割合は出ないということでございます。昨年なんですけど、高齢者、65歳以上の方、ふだん1,000円の窓口負担でありますけれども、昨年は府の制度もあり無料であったというところで、やっぱり接種率は上がっております。

担当課にお聞きします。平成30年が、これ高齢者ですが、48.7%、令和元年が48.9%、そして昨年、無料であった昨年は67.7%と、接種率が上がっているんですね。ぜひやっぱりインフルエンザの、子どもの流行を防ぐ、そして先ほど学校閉鎖の話もしましたけれども、おとしはそのように子どもたちがかなりたくさん感染したということですので、この助成制度はぜひしていただきたいというふうに思います。よろしくお願ひしたいと思ひます。

これで終わります。ありがとうございました。

議長（和田 善臣議員）

以上で、河野隆子議員の一般質問を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

次に、二家本英生議員の発言を許します。

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

5番、日本共産党、二家本です。ただいまより議長より発言の許可を頂きましたので、一般質問を行います。

まず最初の質問になります。町内の就学前施設についての質問であります。

長年親しまれてきた忠岡幼稚園、忠岡保育所が2018年3月末に廃止され、その翌月の4月に、公私連携型のこども園が開園となりました。これにより忠岡小学校区で、公立の就学前施設はなくなり、東忠岡小校区の幼稚園と保育所だけとなりました。

忠岡町が2020年3月に策定した「子育て応援プラン2020」の中で、校区の設定を「生活圏域等を考慮し、区域設定をすることが必ずしも教育・保育のサービス向上につながると言えないことから、忠岡町全域にしている」と記載があります。

そのことを踏まえ、保護者が東地区の公立への入園を希望した場合、東忠岡小校区の幼稚園・保育所、そして新設されるこども園には入園が可能でしょうか。担当部長より答弁をお願いします。

議長（和田 善臣議員）

二重部長。

教育部（二重 幸生部長）

保護者からの希望があれば東地区のこども園に通園は可能かというご質問でございますが、これまでも保育所につきましては、保護者の希望を最優先とした入所調整を行っているところでございます。そういうことでございますので、当然、保護者の希望があれば通園は可能ということになります。

しかしながら、就学前施設につきましては原則としまして保護者の送迎が必要となってくることから、校区外の施設に通園することにつきましては送迎の負担が大きいこと、就学後の交友関係についても変化が大きいことを伝えさせていただいております。その上で最終的には保護者の希望に添えるように調整させていただいておりますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

5 番（二家本英生議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

二家本議員。

5 番（二家本英生議員）

やはり校区を越えた通園というのは、先ほどの答弁にもありましたとおり保護者の負担もあります。そして今後、小学校に上がる際に違う学校へ行くということも確かにあります。ただ、今の幼稚園とか子どもたちは、公立だけではなくて私立に行かれる方も数多くいらっしゃいます。それで、小学校になって初めて同じ地域の小学校に行ったときに同じ地区の子どもたちと会うことになることも多いかと思えます。

そういった意味では、そういった地域の差はなく、できるだけ希望があれば、先ほども答弁であったとおり保護者の負担、その辺を越えて保護者が希望するのであれば東地区への入園も可能ということをおっしゃっていただきましたので、その辺はこれからの保護者に対しては、東のこども園が新しくできますので、そういった希望が多くなってくると思いますので、対応していただけるものと思います。

続きまして、次の質問に移りたいと思います。

国の施策により幼児教育の無償化となり、3歳から5歳児の利用料が無料になりましたが、全ての費用が無償になるわけではありません。

保護者の負担になるものとして、絵本などの教材費や給食費、あと園独自で行う授業料や制服代などは無償化の対象から外れています。

忠岡小校区の幼稚園・保育所があった当時から、公私連携型のこども園に変わり、費用負担が増えたものとして制服代が挙げられます。

そこで、最初の質問としてお伺いしたいのですが、以前の公立の園での制服代と、今回の公私連携型こども園の制服代を、おおよそでいいので教えていただきたいと思います。担当部長より答弁をお願いいたします。

教育部（二重 幸生部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

二重部長。

教育部（二重 幸生部長）

公立の場合は大体2万円前後というふうに記憶しております。公私連携のピープル忠岡チャイルドスクールに関しましては、今ちょっと保護者の方からも様々のご意見がございますので、その辺り、一度に制服のほうを導入したとしましたら5万円を超えるような額になるというふうになってございますので、その辺り、現在法人さんのほうでも様々工夫をさせていただいているところでございますので、よろしくお伺いしたいと思います。

5番（二家本英生議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

先ほどの答弁で、公立のときは約2万円程度、今回新たに変わるこども園の制服代は、今いろいろ調整はしていただいていると思うんですけども、約5万円かかるということでした。やっぱりその分、このままの現状でいくと保護者の費用負担が大きくなってくると思います。

このこども園の開園については、開園の前後より民間のこども園になることによる地域の保護者からの不安の声がありました。開園前から保護者、事業者、忠岡町の三者での協議を重ねて不安を解消するとのことでもあります。

制服導入の問題についても、当初から懸念材料であり、協議が行われていました。当時の協議の結果、忠岡幼稚園、忠岡保育所に在籍している子どもについては、導入を見送ることとなり、新しく園に入る子どもを対象に制服を導入することとなりました。それから3年が経過し、来年、2022年度に3歳を迎える園児から制服を導入し、費用が発生することとなります。

万一、公立への入園希望をしていたにもかかわらず、それがかなわず公私連携型のこども園に入園となった場合、制服代の負担が増えてしまいます。忠岡小校区の保護者からは、こども園に通わせたいと思っている保護者もいらっしゃいますが、制服代の差額が大



き過ぎるとの意見もあります。

子どもの保育、教育は公平性が重要であります。忠岡町として公平性を保つため、制服代の補助をすることを検討していただけないでしょうか。引き続き、担当部長よりお願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

二重部長。

教育部（二重 幸生部長）

保育所、こども園につきましては、先ほども答弁させていただきましたが、保護者の希望をもとに入所調整を行っているところでございますが、当然、保護者の希望に沿えない場合もございます。ただし、それは主に0歳児から2歳児までのいわゆる3号認定児童の場合で、3号認定につきましては定員枠を一定制限せざるを得ないということが原因でございます。

それとは違いまして3歳以上、いわゆる1号認定、2号認定の児童につきましては、定員枠自体が増えることからほとんど希望どおりの調整は可能であるというふうに考えております。ですから、金額面における差が大きいという理由で、忠岡地区の保護者が東地区のこども園を希望された場合につきましては、1号・2号認定であれば通園は可能であると考えるところでございます。

しかしながら、先ほども答弁しましたが、就学前施設については原則として保護者の送迎が必要となっていることから、校区外の施設に通園することは送迎の負担が大きいこと、就学後の交友関係についても変化が大きいことを伝えさせていただいております。とはいえ、就学前段階については義務教育とは違い、経済的理由により就園困難である幼児の保護者に対する国の制度としての支援はございませんので、今後、財源は厳しい状況ではございますが、その必要性も含めて調査研究してまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

5番（二家本英生議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

制服の補助については国の支援もないということで、忠岡町独自の支援となると思います。どうしても希望に沿えない、東の公立のこども園とかが行けない場合の第2希望としての民間の忠岡地区の保育所、こども園に通園する際に、やはりどうしても制服が必要となってくるので、経済的な理由で制服の購入も厳しい家庭もあると思います。そういった家庭に対して小学校、中学校では就学援助制度というものがあまして、入学準備金というものがあると思います。それを今回、就学前施設の入園準備金として、そういった制服代の

補助という形でしていただければ、そういった貧困家庭のところに気がねなく、下のこども園にも制服を買って行けると思います。その点についての補助のご検討はいかがでしょうか。

議長（和田 善臣議員）

二重部長。

教育部（二重 幸生部長）

先ほども答弁させていただきましたが、議員おっしゃるとおり義務教育段階はあるんですが、就学前というのはございません。その辺り今後、厳しい状況ではございますが、調査研究をしてみますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

5番（二家本英生議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

そういった状況も考えて、今後調査研究していただくということで、引き続きよろしくお願いたします。

続きまして、子どもの医療費助成について質問させていただきます。

子どもの医療費助成制度は、子どもの医療費の一部を助成することにより子どもの健全な育成に寄与し、児童福祉の増進を図ることが目的であります。

現在の大阪府の子ども医療費助成の導入状況ですが、先ほども小島議員よりあったとおり、2021年の10月末現在で、18歳到達年度末まで助成しているのは25の団体となります。そして、町村では6つの自治体で現在実施されております。

また、来年の1月から2つの自治体、守口市、東大阪市で18歳到達年度末まで助成が拡大され、合計27の自治体になります。これにより、大阪府内での3分の2近くの自治体で18歳到達年度末まで医療費助成が拡充されています。

そして、これを市町村別の人口に置き換えると、大阪府では約83%の人口相当に当たります。

私が2019年9月の定例会で、子ども医療費助成について一般質問を行いました。当時、18歳到達年度末までの助成を行っている市町村は10の団体だけでしたので、大阪府内での子ども医療費助成の拡大は、年々早くなってきています。

この動きの中、忠岡町では、2018年に、中学校卒業年度末までの医療費助成導入、助成が導入されており、そこから3年が経過しています。

この3年間の経過を踏まえて、仮に18歳到達年度末までに助成を拡充した場合に、どれぐらいの予算が必要となってくるのでしょうか。担当部長より答弁をお願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

子ども医療費の助成ですけれども、平成30年度の決算では、この年が4月から中学生の1年から3年まで始めた年なんですけれども、744万5,000円程度ございました。この平成30年度は一応11か月分という形になっております。令和元年度は967万円程度、令和2年度は867万6,000円程度というようになっております、このような、この数字が大体の高校生、18歳まで拡充したときの費用になるかなとは考えております。

議長（和田 善臣議員）

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

それだけの3年間増額、拡充すると、約800万をちょっと超える大体の計算となつて、予算が増える形になります。担当部局のほうでも、拡充に向けての必要性はかなり感じておられると思います。忠岡町の財政状況も厳しいということは、当然理解しております。先ほど18歳までに医療費助成を拡充した場合は、800万少し必要になると答弁がありました。

前回の一般質問でも参考にしたデータがあり、厚生労働省が作成している年齢別階層での医療費1人当たりのデータがあります。現在、厚生労働省が公開している直近3年のデータを調べてみると、中学生相当に値する10歳から14歳の人口1人当たりの医療費が約6万9,700円、15歳から19歳、高校生相当ですね。こちらの人口1人当たりの医療費が約5万6,800円となっております。このデータから見ると10歳から14歳に比べ、15歳から19歳の医療費は約8割程度であるというデータがあります。こうしたデータを基に、先ほどお示しいただいた数字から、8割程度の見込みで計算できることになります。

それとは別に、子どもの医療費助成は大阪府より、新子育て支援交付金制度というものがあります。こちらの子ども医療費助成に係る補助金は成果配分枠として、毎年約1,000万円程度の補助金が充てられています。

当然、このデータは一般的なデータであり、忠岡町独自の事情もあります。様々なデータや補助金もそのようなことを踏まえた上で、導入に向けての調査をしていただきたいと思います。いかがでしょうか。担当部長よりお願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

本町におきましてはこれまで、子ども医療費の助成制度の拡充につきましては、子育て家庭の経済的負担を軽減し、また子どもの健全な育成と福祉の向上を図る観点から、財政

状況が厳しい中におきましても着実に年齢の引上げを進めてきたところでございます。

議員仰せの医療費助成の年齢対象の拡充につきましては、厳しい財政状況から見ると長期にわたる財源の確保が大きな課題であると思っております。今後も近隣市町の実施状況の動向を注視し、財政当局と協議してまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

5 番（二家本英生議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

二家本議員。

5 番（二家本英生議員）

近隣市町のほうの状況も調べていただきたいというのもあるんですけども、忠岡町としても一体、本当にどれぐらい必要なのかという、前回の3月の定例会でも調査してほしいという依頼はかけておりますので、引き続き調査のほうをお願いしたいと思います。

やはり子育て支援として子どもの医療費助成というのは大変重要なところであり、先ほども冒頭で話したとおり、大阪府でもかなりの自治体が導入を進められています。そういった中で同じ地域で差が出ないような形で、本来なら大阪府やまた国が医療費助成の拡大を統一して救済をしていただく、それが忠岡町の財政負担にならないというのがあります。

そういった中、やはり子育て支援というのは忠岡町の子育て世帯を呼び込むためには、大変重要な施策だと思っておりますが、町長に少しだけ答弁いただきたいと思っておりますが、18歳までの医療費助成についての導入についてはどのようにお考えでしょうか。

議長（和田 善臣議員）

町長。

町長（杉原 健士町長）

今、議員が仰せのとおり、20地区を超えてきたということで、そういうところも踏まえながら財政当局といろいろ考えながら、やっぱり人口減少もありますし、本町もやっぱり若い子育て世帯等々も住み続けたいまちになるように頑張っていかなあかん中には、そういう案も必要かなと思っておりますので、いろいろ考えながらやっていきたいと思いません。

議長（和田 善臣議員）

二家本議員。

5 番（二家本英生議員）

ぜひとも前向きに検討していただきたいと思えます。

それで、昨日なんですけど、隣の泉大津の市議会のほうで、令和4年に18歳到達年度末への医療費助成の拡充に向けて、市長の意向が示されたと聞いております。忠岡町もそ

れに追いついて、できるだけ早い段階での医療費助成をお願いしたいと思ってこの質問を終わりたいと思います。

続いての質問に移ります。大津川の左岸通路の交通についてということで質問させていただきます。

大津川沿いの道路は、大津川を横目に景観のよい道路であります。ここの道路というのはもともと河川法で定められているところで、河川管理用通路と呼ばれています。この通路は、主に河川の巡視、水防活動や災害復旧工事のための通行に設けられた、堤防の上の道路であります。この河川管理通路は道交法上の道路として使用が可能で、忠岡町では一般車が通行ができます。また、車両の通行だけではなく、自転車の通行や、また公園に遊びに行くためにその道路を使って公園のほうに、大津川のほうに抜けていく子どもたちの姿をよく見かけます。

特に車両の通行につきましては、朝、夕方の時間帯は幹線道路、さつき通りですね。さつき道路の抜け道として多くの車両の通行が見受けられます。また、この道路は信号もなく、直線部分においてはとても見通しがよく、スピードを出す車もよく見受けられます。

私たち日本共産党が行った町民アンケートの中でも、大津川沿いの道路について様々な意見が寄せられています。スピードを出す車が多いので規制をかけてほしいとか、一方通行にしてほしいとか、様々な意見が寄せられました。

先ほどもお伝えしましたが、道路標識や道路標示がなく、制限速度も不明なところではあります。警察に確認したところ、規制がない道路については、原則、一般道の法定速度が適用されているとのことでした。法定速度内であれば、速度を出して走行しても取締りはできないというのが現状です。

重大な事故が起こる前に対策を取る必要があるのではないのでしょうか。この道路を管理しているのは現在、忠岡町でございます。忠岡町ではこの道路についてどのような安全対策を現在行っておられますでしょうか。担当部長よりご答弁お願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

村田部長。

産業まちづくり部（村田 健次部長）

議員仰せの忠岡町としての対策でございますが、注意喚起の看板等を危険と思われる場所に設置してございます。今後の対策といたしましては、住民皆様が安全かつ安心してご利用いただけるよう所管警察と協議してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

先ほども言ったとおり車が結構速いスピードで行ったりするので、危険な道路というこ

とであり、逆に地元の住民の方はなかなかそこを自転車で رفتり横切ったりというのは、かなり注意して周りを見ていると思います。ただ、やはり地元でない方があの道を見たときは、かなりスピードを出したりして、どこに歩行者が出てくる道があるのかとかいうのも十分分からないままでスピードを出したりしますと、大変危険なところではあります。

先ほど注意喚起の看板等を設置しているということでしたが、今後所管の警察とも協議していくということでありました。できれば、結構危険な道路でもありますので、できるだけ早い協議をお願いしたいと思いますが、その点についてはもう一度ご答弁をお願いしたいと思います。

議長（和田 善臣議員）

村田部長。

産業まちづくり部（村田 健次部長）

協議につきましては警察さんと随時、いつでもできるかなと思っております。できるだけ早い段階で所管警察のほうに我々出向きまして協議のほうをしてまいりたいというふうには考えております。

議長（和田 善臣議員）

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

できるだけ早い協議をしていただいて、当然警察だけではなくて地元の自治会との協議も必要だと思います。あそこの道路、やはり速度を出すということで、近隣の住民からも騒音の苦情とかあったりして、忠岡町も対処していただいていると思います。それを、できるだけ所管の警察とも協議した上で、安全な道づくりを今後していただきたいと思えます。

あと、時間が残りましたが、以上で一般質問を終わります。

議長（和田 善臣議員）

以上で、二家本英生議員の一般質問を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

次に、勝元由佳子議員の発言を許します。

勝元議員。

11番（勝元由佳子議員）

改革忠岡の勝元です。最後ですけれども、よろしく申し上げます。

では、まず最初の質問です。法的根拠のない料金徴収の問題についてです。

これは、役場庁舎の使用料、つまり行政財産の目的外使用料の問題です。これまでも決算、予算委員会などでも再三指摘してきているところですが、町側の答弁内容など、本町

の対応に問題があると思い、今回一般質問でも取り上げました。

少し前置きが長くなりますが、まず本町は、平成10年にこのシビックセンターが完成し、この機に役場庁舎が移転してきて以降、この庁舎敷地内を使用している事業者、例えばATM設置金融機関だとか役場1階の飲料自販機の設置事業者などに対して、役場庁舎の使用許可、つまり行政財産の目的外使用許可という許可を与えて使わせているわけですが、ATM設置金融機関からは月額1万5,000円という行政財産の目的外使用料、つまり役場庁舎の使用料を20年以上もの間、徴収し続けてきました。

一方で、自販機を設置している地元事業者、これは以前からも一般質問で取り上げたことのある忠酒会ですけれども、この忠酒会からは、何の根拠も理由もなく庁舎使用料を徴収せずずっと免除、ただにしてきたということがあります。

そういうことで私は、議員になる前から、この役場庁舎の使用料については、金融機関からは使用料を徴収しているのに、片や自販機を設置している忠酒会は取らないというのはおかしいのではないかとということで、問題として取り上げてきました。で、自販機設置事業者である忠酒会からも、取り漏れている行政財産の目的外使用料をきちんと徴収せよということで、議会などでも問題を指摘してきたところです。

それを受けてだと思いますが、いざ本町がですね、これまでただ、免除にしていた自販機設置事業者の忠酒会からも庁舎使用料を徴収しようとしたところ、忠岡町にはその使用料を徴収できる根拠規定が存在しない、だから取れないということになりまして、本町は昨年、令和2年の10月に行政財産目的外使用料、庁舎使用料を徴収するための根拠規定を策定し、施行しております。

つまり、逆に言いますと、本町では、昨年10月までは役場庁舎の使用料、行政財産目的外使用料を徴収したくても、法的根拠が存在していないため徴収できなかったということですよね。

であれば、過去からずっと、ウン10年もの間、法的根拠もないのにATM設置金融機関から月額1万5,000円、年に18万円です、そういう庁舎使用料を徴収し続けてきたことがむしろおかしい、問題なわけです。

ですので、行政が法的根拠もなく徴収した料金については、当然返すべきではないのかということで、さきの決算委員会でもその点について質問、指摘させていただきました。それに対する本町の答弁はといいますと、この月額1万5,000円の使用料を徴収し続けてきたことにつきましては、相手先金融機関もむしろ安く貸していただいてありがたいと言っていると、そういうことなので本町としては全く問題ないと考えているといった答弁内容でした。

本町は、相手先金融機関が過去からのそういった根拠のない使用料の返還を求めているということを理由に、返還しない姿勢を見せているわけです。しかし、それは行政の姿勢として非常に問題ではないでしょうか。

なぜかといいますと、本町と相手先金融機関は対等な関係ではないからです。本町も金融機関側も、あたかも庁舎の使用については賃貸借契約、対等な関係であるかのように勘違いしているようですが、決算委員会でも指摘したとおり、この行政財産の目的外使用については賃貸借契約、つまり合意形成という対等な関係ではなく、許可、つまり行政処分という公権力行使による一方的な関係です。ですので、そういった観点から見ますと、本町は行政処分庁として公権力を発動し、こうしたATM設置金融機関に対して許可を与える強い立場にあります。

一方、相手先金融機関は、この庁舎敷地内にATMを設置して営業活動しようと思った場合、忠岡町から許可をもらわないといけない弱い立場にあるわけです。全国どんな許認可についてもそうですけれども、許認可をもらう側、受ける側からすれば、行政というのは盾突くことのできない「お上」なわけです。

また加えて、現在、庁舎内にATMを設置している金融機関、これは池田泉州銀行といわずみの農協ですけれども、この2行は本町の指定金融機関にもなっております。そうした日頃の本町との取引関係であるとか、今言ったような許可の関係性などを踏まえますと、到底忠岡町に対してずっと根拠もなく支払い続けてきた庁舎の使用料を返してくれと、そういったけんかを売するようなことは、普通は言えないだろうなということは想像に難くないわけです。

そうした立場に大きな違いがある関係性において、許可をもらわざるを得ない弱い立場にある相手先金融機関が文句を言ってこない、これまでの使用料の返還をね、返してくれと求めているといったからといって、行政処分庁として許可を与える強い立場にある本町がそれでいいと、それでよしとすることは、まるで優越的地位の濫用、つまり立場の強い者が弱い立場の者に不利益を甘んじて受け入れさせているようにも見えるわけです。

優越的地位の濫用、これについて少し説明します。法律的には独占禁止法で禁止されている行為です。事業者のみが対象で、自治体行政は法的には対象外ですけれども、一応独占禁止法では、取引上の立場が優越している側が、その優越的地位を利用して、相手側、つまり弱い立場の者に、不当に不利益を与える行為というふうに位置づけられています。特に、経済的不利益などが重視されるということです。

本町はこの規制の対象外ですけれども、相手先金融機関に対して不当に差別的に庁舎使用料を徴収してきたという経済的不利益を与えてきたという点については、これに該当するのではないのでしょうか。

また、法律で規制されていなくても、強い者が弱い者に不利益を与え、それを甘んじて受け入れさせるというのは正義に反する行いであり、民主主義社会においては道義的に許されるものではありません。それが行政であればなおのことです。

ですので、改めてお聞きいたします。本町のこの問題に対する姿勢・対応というのは行政として非常に誠実性を欠いており、特に本町がATM設置金融機関に対して優越的地位



にあるという関係性、そういった観点から見て非常に問題であると思われませんが、いかがでしょうか。依然として返還する意思がないのかどうかも含めてご答弁をお願いします。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

南次長。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

行政財産は、本来の用途または目的を妨げない限度において、行政財産の効用を高めることや効率的利用の観点から、地方自治法第225条及び第238条の4第7項の規定により、例外的に行政上の許可処分として使用させることが認められています。

行政財産の使用料徴収につきましては、使用する人と使用しない人の均衡に配慮し、受益と負担の公平性を確保する必要があることから、その利用の対価として徴収させていただいてございます。

ご質問のシビックセンターにおいて金融機関のATM設置に際し、法的根拠なしに使用料を徴収し続けてきたとのことですが、本町におきましては忠岡町行政財産目的外使用料条例第3条第1項の規定に基づき使用料の額を定め、同条例第2条の規定により使用料を徴収させていただいていたものでございます。

また、行政財産使用料を法的根拠なしで徴収した料金については、返還すべきであるというご質問も頂きました。それにつきましては先ほど申し上げましたとおり、法的根拠なしで徴収させていただいていたものではございませんので、返還させていただくものではないと考えてございます。

そして、本町が、相手方金融機関に対する優越的地位の濫用のようにも見えるというご指摘も頂きました。それにつきましては、シビックセンター建設に当たり、本町が住民の利便性向上を図るためにATMコーナーを設置する考えがあり、金融機関に対し使用料の額も含め、意向確認をさせていただいたものであり、金融機関の経営判断によりATM設置に係る整備を行ったものでございますので、相手方に対する優越的地位の濫用には当たるものではございません。よろしく願いをいたします。

議長（和田 善臣議員）

勝元議員。

11番（勝元由佳子議員）

規定に基づいてこれまで徴収してきて問題ないというお答えですけれども、それであれば何も昨年10月に新たに規定を設けて自販機設置事業者から料金を、使用料を取るように、そんな規定を設けなくてもよかったわけです。ですので、今のご答弁というのはその規定を新たに設けた部分と非常に矛盾する部分だと思います。この点についてはもうずっと議会の中でも同じようなご答弁を頂いてますし、議会外でも担当部局のほうとお話し

させていただいても同じ姿勢というところは変わりません。ですので非常に問題であると思っています。

ですので、本当は、本来であれば行政としてきちんと法的根拠に基づいて誠実に対応して、不当に徴収していた部分があるのであれば返還すべきだろうという部分では変わっておりません。そういう考えに変わりはありません。ですので、この問題については今後も注視して、忠岡町の対応を見ていきたいと思っております。

次ですね、現在の本町の行政財産目的外使用料に関する規定についてですけれども、この質問についてはもう既に議会の内外でも指摘しておりますし、時間の都合で割愛させていただきます。ただし、この規定、今の先ほどの質問とも重なる部分があるんですけれども、町のほうが昨年策定した規定というのは条例の施行規則のほうで定めています。法律の規定とか逐条解説ですね。どこをどう読んでも条例で定めないといけないとしか読めないわけですね。ですので、本来条例で定めるべきものはきちんと議会に条例改正案を上程させていただいて、条例で定めていただきたいということを強く要望して、次の質問に移らせていただきます。

発注、契約の問題についてです。この12月議会での議会報告においても、来年度4月からスタートする本町の入札制度改革の概要説明があったところです。既にこれまでの審議の中で、私を含めて他の議員の方からもかなりの質問が出ておりました。大きくですね、業者の格付けであったりとか入札監視委員会の設置など、かなり改善されたようには見えるんですけれども、実質の部分を見ますと、従前から問題だと指摘していた部分は改善されていないように私自身感じております。

この入札制度改革につきましては、杉原町長も公言されて、重点的に取り組まれてきた部分でもあります。当初、杉原町長は、町長就任直後の昨年12月議会の一般質問、他の議員の方の入札制度に関する一般質問での答弁ですけれども、「忠岡町内のいろいろな事業者が下火になる中、公共工事に関する業者だけが大きくなる。特定分野の業者だけ育成することについては疑問に感じている」といった答弁もされておられました。また、今回のこの入札制度改革の内容につきましても、町長ご自身ですね、「個人的にはクエスチョンを感じる」と言ったように、まだ何か納得がいかないようなご発言も議会でされておられました。

そこで、まず町長にお聞きいたします。杉原町長は議員時代から本町の発注、特に入札制度についてずっと問題を感じてこられた方でもあります。その問題点を改善しようと、今回入札制度改革に取り組まれたわけですけれども、1点目、杉原町長が長年、議員時代から本町の入札制度において、どういった点について問題だと感じておられたのかということが1つ。

2点目、その問題点について、今回の入札制度改革にどのように反映されているのかということが2点目。

3つ目、今回の入札制度改革、まだ何かご不満な様子ですけれども、どのような点が改善不足、ご不満に感じておられるのか。

この3点、お答えください。

議長（和田 善臣議員）

町長。

町長（杉原 健士町長）

本町の入札制度改革については、町の発注、契約の公正性、経済性、機会均等の原則を維持して、公正かつ透明な制度を構築し、住民の信託に応えることを目指すものであります。

まず、どういった点かという問題も踏まえましてお答えさせていただきます。ご指摘の1億円未満の工事案件についてですが、私自身、住民から信託を受けている以上、やはりきっちり機能を発揮して、最善の方法で業者選択をしていきたいというのがあります。雇用の創出につながると考えています。まずはもちろん見直しを行っていくことでございませけれども、現状は近隣市町村とは今のところは遜色はないものと考えております。ご理解いただければということでございます。

議員時代から指摘しているのは、ランクづけの実施、第三者機関などのしっかりとしたところを取り組んでもらうというところ、そして最低制限価格の公表ですね。これは思っていました。当然のこと思っていましたけれども、今回の実施に対しましては、公表については事前公表を継続します。算出根拠を公表することですね。業者の積算、品質を低下させることなく競争性が確保できるものであると考えております。今後、第三者機関、入札監視委員会委員等の意見を反映しながら引き続き必要な改善は続けてまいりたいと、このように思っております。

議長（和田 善臣議員）

勝元議員。

11番（勝元由佳子議員）

今、町長のご答弁で、ランクづけであるとか第三者機関の設置、こういった部分については盛り込まれたと、反映されたということですよ。最低制限価格については見送られたというのか、改善はされてますけれども、望むような形にはなっておられないということですよ。

私自身ですね、これまでも忠岡町の入札制度については、やっぱり町内業者ばかりで指名競争入札になるという部分について、問題点を指摘してきました。その点、解消されていないように感じています。

今回の入札制度改革の内容を見ますと、公共工事では土木その他が3,500万円以上、建築工事が7,000万円以上、これについては条件つき一般競争入札に付するということですが、そういった大型な案件ですね、忠岡町ではほとんどないわけでは

し、これに該当するような案件というのはもう既に、これまでも忠岡町では条件つきで一般競争入札、実施しています。ですので、それほど大きな改革というか、この点についてはどうなのかなと思っています。

ですので、実際のところを見てもね、本町の発注、特に公共工事の発注については、依然として指名競争入札が続くわけです。しかも町内業者優先という、1億円未満の壁ですね。この地域要件というのは変わることなく、別に策定して続けるということです。以前とほとんど変わっていないように思います。これですと業者が一堂に集まる現場説明会を廃止したとしても、業者の顔ぶれはいつもどおり、ほぼ今までどおりですね。指名業者のメンバーが同じ、もう分かっている。となりますと、狭い町内、いつでも、どこでも、会って談合しようと思ったらできるわけです。ですので、その根本的な部分を変えるのが必要ではないかと思うんですけれども、今回の入札制度の改革でなぜその部分を変えられなかったのかというところをお答えいただけますでしょうか。担当部長で結構です。

議長（和田 善臣議員）

南次長。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

入札制度の案につきましては、近隣の団体を含む他の団体におきましても、ご指摘の地元業者の経営の安定及び地域の活性化を図ることから、市内、町内業者を優先とする入札を行っている状況でございます。

本町におきましても今後、地理的条件を考慮する運用基準を策定し、適正な競争原理のもとに公正性を確保しつつ、引き続き地元業者の受注機会の確保につながるような運用を目指してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

議長（和田 善臣議員）

勝元議員。

11番（勝元由佳子議員）

今回のこの本町の入札制度の改革ですけれども、今回が終わりではないということは、町長も担当部局のほうもずっとおっしゃっています。これまでも問題点ですね。私もそうですし、他の議員の方々も指摘させていただいていますので、今後さらにより透明性と公正性が担保される入札制度となりますように、我々もまたさらに指摘させていただきますので、そういった声を反映していただいて、今後さらに改善していただきたいと思います。

次の質問に移らせていただきますが、次の随意契約についてですけれども、こちらについては担当部局のほうにも随時申し伝えておりますので、時間の都合で割愛させていただきます。

次、議会中における杉原町長の暴言等について、この質問をさせていただきます。

この10月に開催された、さきの決算審査特別委員会の第1日目におきまして、質問中の私に対して杉原町長が、けんか腰で突っかかってきて、怒りに任せて不適切な不規則発言を繰り返し、審議の場が騒然とするという事態になりました。で、このときの決算委員会の議事録にも私に対して「まともに言えや」とか「個人攻撃やめてくれや」といったですね、およそ議会審議中の首長の言葉遣いとは思えないような乱暴な言葉、暴言などが記録されております。

結局、杉原町長が、怒りに任せて「もう終わりや」と、「終わりにしよう」とおっしゃって勝手に審議を打ち切ろうとするなど、委員会室の中がとても冷静に、普通に審議ができる状態ではなくなりまして、審議困難ということで委員会が一時中断するという出来事がありました。その場におられた議員の皆さん、職員の皆さん、もう既にご存じのとおりです。

この町長が私に露骨に怒りをあらわにしてこられたときですけれども、そのときの私の質問はといいますと、総務事業についての質問でした。

昨年の町長選に触れて、町長選における選挙公報が一部世帯に配布されなかった件に触れて、その後の発注契約事務が適正になされているかといった質問や、本町の不透明な監査委員の選任理由、こういった質問をしておりました。ですので議会で議員が質問することが何ら問題、不適切となるような質問、発言では全くなかったわけです。

ですが、結局ですね、町長が怒ってしまいまして、気分をなだめるといいますか、荒立てないよという委員長のご配慮だと思えますけれども、審議再開に当たり、委員長から「もう質問はしないように」と、同じ質問ですね、「しないように」と言われまして、私、続きの質問とか、ほかのしたい質問ができませんでした。

議会というのは言論の府と言われております。その言論の府である議会で議員が首長の個人的な怒りによって正当な質問ができない、発言を制限されなければならないということがあってよいのでしょうか。議会の場において適切に発言、質問をしている議員に対して、声を荒らげて「発言するな」と言わんばかりに突っかかってくる杉原町長のこうした態度は、私という議員及び議会の侮辱行為であるのと同時に、個人的に気に入らない特定議員の排除、言論封じではないのでしょうか。

また、議員に対する侮辱行為はすなわち、その議員を支持し負託してくださっている全ての有権者、住民に対する侮辱行為でもあります。我々と同じ議員から杉原町長は町長に就任されましたけれども、町長に就任されて、杉原町長のおごりが現れているのではないのでしょうか。

また、町長は昨年、初の議会となる令和2年11月議会の本議会でも、同じように不適切な発言について「本町議会に反問権がないことを知らなかった」とおっしゃって、謝罪もしておられます。こういったことがたびたびあるわけです。

杉原町長の議会中における議員へのこうした暴言などのひどい態度は、本町が特定の議

員、気に入らない住民を排除する、特定の議員、住民の声は聞かないという姿勢を示すものであり、議会制民主主義そのものを否定する行為として、到底看過することはできません。

今回の件は、杉原町長の首長、忠岡町長としての資質が大きく問われる行為だと思います。そこで、質問させていただきます。1つ目と2つ目の質問、一括でまとめて質問させていただきます。

まず、町長に対してです。杉原町長ご自身、この決算委員会での暴言等の悪態についてどのように認識されておられるのでしょうか。また、議会制民主主義をどのように認識されているのでしょうか。

2点目、町政への影響についてです。これは2点あります。

杉原町長が声を荒らげて、ご自身よりも若い新人の女性議員である私に対して、声を荒らげて暴言をぶつけてきた。もしこれがですね、私が年配の大柄の男性でしたらこういった態度を取られたのでしょうか。そういった町長の態度の根底には女性蔑視、男尊女卑の意識があるのではないのでしょうか。男女共同参画社会が当たり前の今、忠岡町の代表、顔である杉原町長の態度、姿勢は、本町の人権施策、特に先ほど是枝議員からも質問がありましたけれども、男女共同参画の施策に反する、逆行するのではないのでしょうか。

また2点目、和田前町長から杉原町長に代わって以降、職員の態度、対応が悪くなったとか、特定の議員、私ですけれども、に対する職員からのパワハラがあるとか、そういった声が漏れ聞こえております。杉原町長のこうした横柄な態度が本町職員に悪影響を及ぼしているのではないのでしょうか。

以上、お答えください。

議長（和田 善臣議員）

町長。

町長（杉原 健士町長）

たくさんのご答弁の機会を与えていただきまして、ありがとうございます。

まず、当時を振り返りますと、質問内容が監査委員の選任理由だったと思います。本監査委員は前町長から選任されており、平成17年から3期12年の長きにわたりその職務を堅実に務めておられましたので、その実績を評価し、監査委員に適任であると判断したため、私も選任したところでございます。

本監査委員の人事案件は、本年の第1回定例会、3月議会に既に勝元議員は反対されましたが、議会の同意を頂きました案件でございます。職員には常々、簡潔に分かりやすい、誠意を持って答弁するよう指導しており、本議会での税理士の資格を持ち、いろいろ指摘を受け、識見が優れているため選任していると議会でも答弁させていただいております。これ以上ない選任理由を述べているにもかかわらず、その後の決算委員会において再三、選任理由について質問を繰り返されました。

そもそも本委員は、既に議会で同意を頂き、選任を認めていただいていますし、問題の場となっている決算委員会は、予算の執行が正しく支出されているか審議する場でございます。その場において議員からの質問に対して、職員が人格高潔で有識者であるという理由で町長が選任しているという地方自治法の要件を満たしていることを理由とし誠実に答弁しているのに、繰り返し質問し、持論である弁護士会や税理士会に紹介し派遣されていないことが問題やと発言をされてきました。

そもそも、そういった団体から派遣していただかないといけないという規定もありませんし、本委員は町民であり、他の町民からの悪評など聞いたこともなく、人格も優れておりますので、私が選任の名誉を守るため、委員の名誉を守るため、理由は何回も言っている、個人攻撃はやめてほしいとの発言をしたものであります。

こういった経緯での発言でありますので、個人的に気に入らない特定の議員を排除しようと、言論を封じ込めようというような意図は全くございません。暴言を吐いたとは思っていません。委員の名誉を守るため気分が高揚し声が大きくなったことで、そのように思われたのかも分かりませんが、今後は冷静に判断させていただきたいと思っております。

それと、どう思っているのかということですね。議会と理事者側というのは、当然両輪のごとく、忠岡町のために邁進していかなあかんというふうに私は理解しております。

以上でございます。

町長公室（明松 隆雄次長兼企画人権課長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

明松次長。

町長公室（明松 隆雄次長兼企画人権課長）

男女共同参画の関係ということで議員よりご質問がありましたので、担当課よりお答えさせていただきます。

議員の申されました件につきましては、今、町長より答弁のとおりでございます。当然のことながら、その中に性差による意向等はなく、あくまでも本町の議会議員に対します発言であると解しているところでございます。何とぞご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

杉原町長に代わって職員の態度が変わったというご質問でございますけども、前和田町

長から杉原町長に代わったということで職員の議員のほうに対する対応が横柄になったということはございませんので、よろしく願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

以上で、勝元由佳子議員の一般質問を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

これをもって一般質問を終わります。

議長（和田 善臣議員）

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

次の会議は明日12月10日午前10時から開きます。

本日は大変ご苦労さまでした。

（「午後4時35分」散会）